

## 令和5年6月定例会会議録（第1号）

令和5年6月9日 金曜日 午前10時00分開会  
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	12番	八鍬長一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

13番 伊藤健一 議員

### 欠員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者 兼会計課長	加藤功
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀

学校教育課長	杉 沼 一 史	社会教育課長	伊 藤 幸 枝
監 査 委 員	大 場 隆 司	監 査 委 員 長	大 江 周
選挙管理委員会 委員長	武 田 清 治	選挙管理委員会 委員長	今 田 新
農業委員会会長	浅 沼 玲 子	農 業 委 員 会 長	叶 内 敏 彦

### 事務局出席者職氏名

総務主査	笹原佳子	主任	小松真子
主事	秋葉佑太		

### 議事日程（第1号）

令和5年6月9日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第5号一般財団法人新庄市スポーツ協会の経営状況の報告について
- 日程第 4 報告第6号令和4年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第7号令和4年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第8号令和4年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

（上程、提案説明、採決）

- 日程第 7 議案第35号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第36号新庄市監査委員の選任について

（一括上程、提案説明、採決）

- 日程第 9 議案第37号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第38号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第39号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第40号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第41号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第42号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第43号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第44号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第45号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第46号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第47号新庄市農業委員会委員の任命について

- 日程第20 議案第48号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第49号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第50号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第51号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議案第52号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第53号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第54号新庄市農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第55号新庄市農業委員会委員の任命について

(一括上程、提案説明、採決)

- 日程第28 議案第56号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 議案第57号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第30 議案第58号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について

(上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第31 議案第59号財産の取得について

(一括上程、提案説明、総括質疑)

- 日程第32 議案第60号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第61号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第62号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第35 議案及び請願の各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第36 議案第33号令和5年度新庄市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第37 議案第34号令和5年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)

## 本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

## 開 会

**佐藤卓也議長** 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。欠席通告者は伊藤健一さんの1名です。

これより令和5年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときには上着を脱いでも構いません。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**佐藤卓也議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、亀井博人さん、高橋富美子さんの両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**佐藤卓也議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長八鍬長一さん。

（八鍬長一議会運営委員長登壇）

**八鍬長一議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員長の八鍬でございます。向こう2年間、議員の皆様方の御協力よろしくお願

い申し上げます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について、私より報告申し上げます。

去る6月1日午前10時から議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和5年6月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和5年6月定例会日程表のとおり、本日から6月20日までの12日間に決定いたしました。

また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

このたび提出されます案件は、報告4件、補正予算2件、議案28件、請願3件の計37件でございます。

案件の取扱いにつきましては、本日、報告4件の後、議案第33号から議案第34号までの補正予算2件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月20日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第35号から議案第58号までの議案24件につきましては、人事案件でありますので、議案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

次に、議案第59号の議案1件につきましては、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第60号から議案第62号までの議案3件につきましては、本日の本会議に上程し、議案説明の後に総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託して審査していただきます。

次に、一般質問についてであります。今期

定例会の一般質問通告者は11名であります。したがって、1日目6名、2日目5名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いたします。

**佐藤卓也議長** お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月20日までの12日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は6月9日から6月20日までの12日間と決しました。

### 令和5年6月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	6月9日	金	本会議	議場	午前10時	開会。報告(4件)の説明。人事案件(2件)の上程、提案説明、採決。人事案件(19件)の一括上程、提案説明、採決。人事案件(3件)の一括上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(3件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案及び請願の常任委員会付託。補正予算(2件)の一括上程、提案説明。
第2日	6月10日	土	休 会			
第3日	6月11日	日				
第4日	6月12日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 渡部正七、辺見孝太、小嶋富弥、山科春美、鈴木啓太、坂本健太郎の各議員
第5日	6月13日	火	本会議	議場	午前10時	一般質問 田中功、亀井博人、高橋富美子、伊藤健一、佐藤悦子の各議員
第6日	6月14日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託請願の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 7 日	6 月 15 日	木	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 8 日	6 月 16 日	金	休 会			本会議準備のため
第 9 日	6 月 17 日	土	休 会			
第 10 日	6 月 18 日	日				
第 11 日	6 月 19 日	月	休 会			本会議準備のため
第 12 日	6 月 20 日	火	本 会 議	議 場	午 前 10 時	各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（2 件）の質疑、討論、採決。

### 日程第 3 報告第 5 号一般財団法人 新庄市スポーツ協会の経営状況の 報告について

**佐藤卓也議長** 日程第 3 報告第 5 号一般財団法人新庄市スポーツ協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

6 月定例会、御応招、誠にありがとうございます。

それでは、報告第 5 号一般財団法人新庄市スポーツ協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、同協会の令和 5 年度事業計画及び予算について、議会に報告するものであります。

なお、令和 4 年 7 月 1 日に、同協会は県及び近隣スポーツ団体との整合性を図るとともに、より身近で親しまれる団体となるため、「一般

財団法人新庄市体育協会」から「一般財団法人新庄市スポーツ協会」へと名称を変更しております。

このたび御報告いたします令和 5 年度事業計画及び予算につきましては、同協会の令和 4 年度第 4 回理事会におきまして議決されたものであります。

令和 5 年度の事業計画といたしましては、別冊の令和 5 年度事業計画書・予算書の 1 ページ目にありますとおり、スポーツを通して市民の健康づくりを推進するため、スポーツ振興事業を一層充実させるとともに、施設利用者の安全確保と市民ニーズに対応した施設管理運営事業を行うこととしております。

これらの事業に必要な費用として、総額 1 億 7,875 万 6,000 円の予算を計上しております。

事業計画、予算等の詳細につきましては、別冊の事業計画書・予算書を御覧ください。

以上、一般財団法人新庄市スポーツ協会の経営状況の報告とさせていただきます。

**佐藤卓也議長** ただいまの報告は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による報告でありますので御了承願います。

## 日程第4報告第6号令和4年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

佐藤卓也議長 日程第4報告第6号令和4年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第6号令和4年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月定例会におきまして、令和4年度予算の一部を今年度に繰り越して使用することができる経費の限度額を御決定いただきましたが、これらの事業に関し繰越額が確定いたしましたので、繰越明許費繰越計算書により御報告するものであります。

令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。3款民生費の公立保育所施設整備事業や8款土木費の道路長寿命化事業など計10事業であります。

いずれも関係機関との協議に時間を要したことや、施工に当たり不測の日数を要したことなどにより繰越しとするものであり、繰越総額は2億2,544万5,594円であります。

財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金などの国・県支出金、保育所建設事業債、流雪溝整備事業債などの地方債のほか、農地等災害復旧事業分担金を充当するとともに、一般財源として前年度繰越金を充当するものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたしますので、よろしく御願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいまの報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので御了承願います。

## 日程第5報告第7号令和4年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

佐藤卓也議長 日程第5報告第7号令和4年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第7号令和4年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本案は、新庄市水道事業会計において建設改良費の一部を今年度に繰り越す必要があるため、公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に繰越計算書を報告するものであります。

令和4年度新庄市水道事業会計予算繰越計算書であります。繰越しをいたしますのは1款資本的支出1項建設改良費の指野浄水場受変電設備改修工事の1事業であります。

本事業につきましては、機器製作に時間を要したことにより、令和4年度内での完成が困難となったため繰り越すものであります。

繰越総額は6,198万5,000円で、財源につきましては当年度損益勘定留保資金を充当するものであります。

以上、御報告といたしますので、よろしく御願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいまの報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でありますので御了承願います。

以上、御報告いたしますので、よろしくお願  
い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいまの報告は、地方公営企業  
法第26条第3項の規定による報告でありますの  
で御了承願います。

## 日程第6報告第8号令和4年度新 庄市下水道事業会計予算繰越計算 書の報告について

**佐藤卓也議長** 日程第6報告第8号令和4年度新  
庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につ  
いてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第8号令和4年度  
新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告に  
ついて御説明申し上げます。

本案は、新庄市下水道事業会計において建設  
改良費の一部を今年度に繰り越す必要があるた  
め、公営企業法第26条第3項の規定に基づき、  
議会に繰越計算書を報告するものであります。

報告第8号令和4年度新庄市下水道事業会計  
予算繰越計算書についてであります。繰越し  
をいたしますのは、1款資本的支出1項建設改  
良費のうち管渠建設改良(汚水補助)の荒小屋  
地区汚水管渠布設工事並びに管渠建設改良(雨  
水補助)及び管渠建設改良(雨水単独)の升形  
川2号雨水幹線雨水排水路整備工事の2事業で  
あります。

荒小屋地区汚水管渠布設工事につきましては  
入札不調となったことにより、また升形川2号  
雨水幹線雨水排水路整備工事(第2工区)につ  
きましては排水構造物の製品作製に日数を要し  
たことにより、令和4年度内での完成が困難と  
なったため、繰越しとするものであります。

繰越総額は6,897万4,000円で、財源につつま  
しては社会資本整備総合交付金、下水道事業債  
及び当年度損益勘定留保資金を充当するもので  
あります。

## 日程第7議案第35号新庄市教育 委員会委員の任命について

**佐藤卓也議長** 日程第7議案第35号新庄市教育委  
員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第35号新庄市教育  
委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員4名のうち1  
名の方が令和5年9月30日をもって任期満了と  
なることから、新たに任命するに当たり、地方  
教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第  
2項の規定により、議会の同意を得る必要があ  
るため、御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方は奥山京子氏で、任期は  
令和5年10月1日から令和9年9月30日までの  
4年間であります。

参考として経歴を添付しておりますが、本市  
の教育行政を推進していただく上で誠にふさわ  
しい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い  
申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第  
35号は、会議規則第37条第3の規定により委員  
会への付託を省略したいと思います。これに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、



本件は委員会への付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第35号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第8議案第36号新庄市監査委員の選任について

**佐藤卓也議長** 日程第8議案第36号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、小野周一さんの退席を求めます。

(17番小野周一議員退席)

**佐藤卓也議長** 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第36号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、議員のうちから選任する監査委員を

新たに選任するため、御提案申し上げるものがあります。

去る4月10日、監査委員に選任する議員につきまして、議長に推薦をお願い申し上げましたところ、小野周一議員の御推薦をいただきました。この推薦に基づきまして、小野議員を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願い申し上げるものであります。

小野議員は、平成15年に市議会議員に初当選され、現在6期目であり、これまで市議会議長をはじめとする数々の要職に就かれるなど大変経験豊富な方です。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第36号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第36号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました小野周一さんに御挨拶をお願いいたします。

(17番小野周一議員登壇)

**17番(小野周一議員)** ただいま議会選出の監査委員に選任されました小野周一でございます。

監査委員として、監査基準にのっとり、最後まで職務に邁進したいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思っております。

### 議案19件一括上程

**佐藤卓也議長** 日程第9議案第37号新庄市農業委員会委員の任命についてから日程第27議案第55号新庄市農業委員会委員の任命についての議案19件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第37号新庄市農業委員会委員の任命についてから議案第55号新庄市農業委員会委員の任命についての議案19件を一括議題とすることに決しました。

ここで、農業委員会会長浅沼玲子さんの退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(浅沼玲子農業委員会会長退席)

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開します。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第37号から議案第55号までの新庄市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、令和5年7月19日をもって新庄市農業委員会委員の任期が満了するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たな農業委員の任命について御提案申し上げるものであります。

新たに任命をしようとする方は下山秀一氏外18名であります。

任期は、法第10条の規定により3年となり、令和8年7月19日までであります。

参考といたしまして各人の経歴を添付しておりますが、本市の農業を推進していただく上で誠にふさわしい方々であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第37号から議案第55号までの各議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第55号は直ちに採決することに決しました。

初めに、議案第37号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。



いては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第50号はこれに同意することに決しました。議案第51号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第51号はこれに同意することに決しました。議案第52号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第52号はこれに同意することに決しました。議案第53号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第53号はこれに同意することに決しました。議案第54号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第54号はこれに同意することに決しました。議案第55号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第55号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 議案3件一括上程

**佐藤卓也議長** 日程第28議案第56号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第30議案第58号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの議案3件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第56号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第58号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの議案3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第56号から議案第58号までの新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、新庄市固定資産評価審査委員会委員の3名の方の任期が本年6月23日をもって満了となることに伴い、地方税法第423条第3項の規定により、市税の納税義務者または固定資産の評価について、学識経験を有する者のうちから委員を選任することにつきまして、議会の同意を得る必要があることから御提案申し上げます。

選任をしようとする方は、新たに選任する方として岡野市朗氏、また引き続き選任する方として矢口雅彦氏及び佐藤正弓氏であり、任期は令和8年6月23日までの3年間であります。

参考といたしまして3名の方々の経歴を添付しておりますが、知識、経験とも豊富であり、本委員会を適正に運営していく上で適任の方々であると考えております。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第56号から議案第58号までの各議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第58号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第56号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第56号はこれに同意することに決しました。

議案第57号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第57号はこれに同意することに決しました。

議案第58号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第58号はこれに同意することに決しました。

### 日程第31議案第59号財産の取得について

**佐藤卓也議長** 日程第31議案第59号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第59号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、消防ポンプ積載車を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

取得する財産は、軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車4台であり、積載車の更新計画に基づき取得するものであります。

契約方法は指名競争入札による物品購入契約とし、本市に本店または営業所を有する業者及びこれまで本市で納入実績のある業者を含む7者を指名し入札を行った結果、新庄市五日町1279番地の5、近藤防災株式会社から2,554万8,089円で取得するものであります。

御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しま

した。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号財産の取得については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

### 議案3件一括上程

**佐藤卓也議長** 日程第32議案第60号新庄市消防団条例の一部を改正する条例についてから日程第34議案第62号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第60号新庄市消防団条例の一部を改正する条例についてから議案第62号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第60号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

消防団員の報酬につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定により「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇改善を図るため、出動、訓練その他活動実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講じるものとする」とされております。

これを受けて、本市においても、消防団員の報酬などにつきまして、県内各市の状況を勘案しながら市消防団と検討を重ねてまいりました。

本案は、これまでの検討の結果を踏まえ、本市の消防団員の報酬の引上げを行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、年額報酬につきまして、団員にあつては1万7,000円を3万6,500円に引き上げるとともに、班長にあつては2万3,000円を3万8,000円に、部長にあつては3万3,000円を4万2,000円に、分団長にあつては5万円を6万7,000円に、副団長にあつては8万1,400円を9万6,000円に、団長にあつては11万4,000円を13万円にそれぞれ引き上げるものであります。

これにより、本市の消防団員の報酬は、県内13市において、団員及び班長につきましては最上位、その他の階級につきましても上位の水準に位置することとなります。

あわせて、災害等の現場に出動した場合の出動報酬及び訓練等に従事した場合の訓練等報酬につきましても、国の基準等を勘案し、支給の単位及び金額について必要な改正を行うものであります。

施行日は公布の日とし、改正後の条例規定は

令和5年4月1日から適用することといたします。

次に、議案第61号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に属する第1号被保険者の保険料の減免を行う場合におきまして、減免申請書の提出期限の特例の対象となる保険料の範囲を拡大するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、減免申請書の提出期限の特例の対象とする保険料として、第1号被保険者に係る令和4年度分の保険料のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに納期限が定められた保険料を追加するものであります。

施行日は公布の日とし、令和5年4月1日から適用することといたします。

次に、議案第62号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、農業集落排水処理施設の使用料につきまして、現行の使用人数に応じた使用料体系から公共下水道と同様の使用水量に応じた従量制の使用料体系とするため、必要な改正を行うものであります。

使用水量に応じた料金体系につきましては、県内で農業集落排水事業を実施する10市のうち7市において採用されております。

本市におきましても、公共下水道の利用者との負担の公平性の確保及び人口減少社会における事業経営の影響を考慮し、使用水量に応じた使用料体系に移行することにつきまして、令和3年度に新庄市下水道事業運営審議会に諮問し、使用料体系の見直しを「適当」とする答申をいただいたところであります。

使用水量に応じた使用料体系には令和5年10月1日から移行することとし、使用者の負担の

軽減を図るため、令和5年11月分から令和8年10月分までとして徴収する使用料につきまして、特例措置を設けるとともに所要の経過措置を設けることといたします。

本市の下水道事業につきましては、令和2年度に地方公営企業に移行し、上下水道事業に共通する業務の連携を強化するため、水道部門と下水道部門の統合を行うとともに、農業集落排水処理施設の使用料につきまして賦課徴収を水道部門と統合するなど、事務の効率化及び経費の削減を図ってまいりましたが、引き続き経営の安定化に努めてまいりたいと考えております。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案3件について、総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第62号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

使用料を公共下水道の使用料と同じにするということでした。受けるほうというか、実際の市民の状態はどうかということ、具体的にお聞きしたいと思います。

まず、6人世帯の場合で45立方メートル使っている世帯は、現在は幾らで、これが上がった場合、公共下水道になった場合、どのぐらいになるのかということをお聞きしたいと思います。

**佐藤卓也議長** 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

**矢作宏幸上下水道課長** 議長、矢作宏幸。

**佐藤卓也議長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

**矢作宏幸上下水道課長** ただいまの議員の質問ですが、大変申し訳ございません、手元に具体的な数値を持ち合わせていないところでありまして、はっきりした数値を言えないところであるんですが、大きな考え方として、これまでは定額制ということで、1人当たりに対して300円という使用料の体系となっています。

それに対して、公共下水道につきましては、使った使用分を頂く、使用水量に応じた従量制の料金体系という形になります。

基本使用料としましては1,650円となります。その1,650円の内訳としましては、10立方メートル分を含んだ形の基本使用料となっています。11立方メートルから超えたものに関しては、30立方メートルまでに対しては180円、30立方メートルを超えたものについては190円という形で、使った分に応じた料金という形になります。

そういった形で、質問に対してははっきりお答えできないところがありますが、あくまでも使用人数に対してのこれまでの使用料体系から、使った分に応じた、公共下水道と同じ従量制という形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 公共下水道と同じに、公平にというお考えでやるということになりますが、農業集落排水処理施設に関わる方々は農家の方が多く、田んぼなどを守っている方々が多いわけです。そういう方々に対しても、排水処理をきれいにし、田んぼに行くかもしれない水などもきれいにし、環境もよくしてと考えてこれをやってきて、特別な使用料体系で今まで守ってきたんだと感じております。

6人世帯で45立方メートルを使う場合どうなるかというのを私なりに計算してみました。1,800円プラス6人掛ける300円をやりますと

3,600円かなと思います。これが一月当たりの下水道料金です。これが今度公共下水道と同じになりますと、10立方メートルを超えた部分は180円掛ける20で3,600円、30立方メートルを超えた部分、45まで、190円掛ける15ということで2,850円、基本料金の1,650円を足しますと8,100円になるようなんです。

そうしますと、今までは3,600円という下水道料金というか、排水料だったんですが、今度8,100円になるということで、この世帯は4,500円も上がることになります。

現在、上下水道料金だけでなく、電気料金は大幅に上がり、またガス代も上がり、様々農家をやる上での費用も上がりで、市民の皆さんは悲鳴を上げている状態なんです。ここにさらに追い打ちをかける、このような5,000円近くもの毎月の出費が、下水道料金が上がるということは市民にとって非常に苦しいもので、説明会などもやったと思うんですけども、そこで市民の皆さん、関係者の皆さんはどのように受け止められていたのか、声をお聞かせいただければと思います。

**矢作宏幸上下水道課長** 議長、矢作宏幸。

**佐藤卓也議長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

**矢作宏幸上下水道課長** 初めに、農業集落排水につきましてのこれまでの使用料体系、人数に応じた定額制をさせていただいたところですが、一番古いところで5地区あるうち昭和地区が一番初めとなっています。その際なんです、水道施設そのものが当時整っていないということがありまして、公共下水道と同じように使った分を使用料として頂く従量制に対応することができなかったという背景があります。そのため、使用人数に応じた定額制という形をこれまで取ってきたところなんです。

そういった中で、近年、人口減少が進んでいる中で、定額制での使用料体系でありますと人口減少に応じて使用料収入も比例する形で減少



する状況になってくるところです。

そういった中で、令和3年度から上下水道事業運営審議会の委員の皆様へ御説明をさせていただいて、「適当」という形で答申をいただいたところでもあるんですが、これまで地元説明会なども重ねてきた中で分かったこととしましては、使用料体系を変えることによって6割の方が負担が増える、増額となる形となります。4割の方がこれまでの定額制より使用料が下がるという結果も出ているところです。

そういった中で、このたびの条例の改正としましては、特例措置という形を取らせていただきまして、3年間の中で段階的に使用料を改正させていただいて、緩やかに公共下水道と同じ使用料へ持っていきたいという考えもございまして、そのような附則を設けているところがございますので、御理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番 (佐藤悦子議員) 農家の方々のうちが多いということで、世帯の人数も多かたりする方が少なくないわけです。そういう方の中で使用料がこのように5,000円も上がるというのは、生活する上で非常に苦しいというか、そういう市民の声を反映せねばならないんじゃないかなと私は思うんです。電気料も上がるわけですし、こういう苦しいときに上げるという、これほど月5,000円も上がる状況が見えるというのは、とても市民はつらいだろうと思うんです。

そういう意味で、私は、この値上げは中止して、経済がよくなる、あるいは農業経営などがよくなっている、そういう状況になっているのであればいいんですけども、残念ながら、皆さん御存じのように、農業経営は厳しくて、米作りも赤字という方が少なくないわけです。そういう中でこのように生活基盤が上がるというのは、とても苦しいというか、大変だろうなど

思うので、私は、これは値上げは賛成できないと思います。

矢作宏幸上下水道課長 議長、矢作宏幸。

佐藤卓也議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 先ほどの答弁と同じような形になってしまうところもありますが、これまで地元説明会を重ねてきた中で、特に議員おっしゃるとおり5,000円上がる方、それ以上の方も若干いるところです。その方々に対しましては個別に説明をさせていただきまして、御理解をいただいていたという経過もあります。

また、上下水道事業運営審議会の委員の方々から、そういった部分、現在の物価高騰の折、当然ながら丁寧な説明をしなければ理解を得ることは難しいでしょうという意見もいただいているところです。そういったところも踏まえて令和3年度から丁寧な説明に努めてきたところでもあります。

そういった中で、特例措置という形で、3年間ですが、段階的に従量制使用料については緩和措置なども設けているところでもありますので、御理解いただければと思います。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

### 日程第35議案及び請願の各常任委員会付託

佐藤卓也議長 日程第35議案及び請願の各常任委員会付託を行います。

議案及び請願の委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表により所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

## 令和 5 年 6 月 定 例 会 付 託 案 件 表

付 託 委 員 会 名	件 名
総 務 文 教 常 任 委 員 会 請 願 ( 1 件 )	○請願第 1 号平和、命、暮らしを壊す大軍拡、大増税反対についての請願
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議 案 ( 3 件 ) 請 願 ( 2 件 )	○議案第 6 0 号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について ○議案第 6 1 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について ○議案第 6 2 号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について ○請願第 2 号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について ○請願第 3 号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩します。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

午前 1 1 時 0 2 分 休憩

山尾順紀市長 それでは、議案第33号令和 5 年度新庄市一般会計補正予算及び議案第34号令和 5 年度新庄市下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

午前 1 1 時 1 2 分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

補正予算書 1 ページ、議案第33号令和 5 年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ 4 億 8,567 万円を追加し、補正後の予算総額を 195 億 6,467 万円とするものであります。

### 議案 2 件一括上程

5 ページの第 2 表におきましては、国庫補助金の内示等に伴い、地方債の金額を変更するものであります。

佐藤卓也議長 日程第36議案第33号令和 5 年度新庄市一般会計補正予算（第 1 号）から日程第37議案第34号令和 5 年度新庄市下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの補正予算 2 件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

8 ページからの歳入についてであります。15 款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金や補助金を増額するとともに、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業などといった物価高騰対策事業の財源として地方創生臨時交付金を増額補正したほか、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を新たに計上しております。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号令和 5 年度新庄市一般会計補正予算（第 1 号）から議案第34号令和 5 年度新庄市下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの補正予算 2 件を一括議題とすることに決しました。

さらに、16 款県支出金におきましては、地域消費喚起推進事業費補助金を新たに計上してお

提出者の説明を求めます。

ります。

11ページからの歳出では、3款民生費に住民税非課税世帯を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業、子育て世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための費用をそれぞれ計上したほか、障がい・福祉サービス事業所及び介護サービス事業所を対象とした物価高騰などに対する支援として給付金を支給するために必要な費用を新たに計上しております。

また、13ページ、4款衛生費では、春と秋の新型コロナウイルスワクチン接種に必要な費用を補正しております。

14ページ、6款農林水産業費では、畜産農家を対象とした物価高騰対策として畜産経営継続支援給付金を支給するための費用を新たに計上したほか、県営土地改良事業費において令和4年度の国の補正によって前倒しした分を減額補正しております。

15ページ、7款商工費には、物価高騰対策として、市民生活の支援及び地域経済の活性化のため、市独自の物価高騰対策生活応援商品券支給事業に必要な費用を新たに計上しております。

16ページ、9款消防費には、消防団員報酬の増額に必要な費用を増額補正しております。

物価高騰に対する支援も含め、本市の今年度の事業が効果的に展開できるよう国・県の動きに呼応するなど適切な対応を要する補正内容としておりますので、よろしく願いいたします。

議案第34号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度の事業の執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長に説明させますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** 財政課長小関 孝さん。

(小関 孝財政課長登壇)

**小関 孝財政課長** それでは、私から、議案第33号一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ4億8,567万円を追加し、補正後の総額は195億6,467万円となります。

各款、各項の補正予算並びに補正後の額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、5ページ、第2表地方債補正でございます。

令和4年度の豪雨災害により被災した升形地区の災害復旧工事に対する市債として20万円を追加しております。また、国の補正によりまして、令和4年度に前倒しで行った事業の減額や国庫補助金の内示額に合わせての減額など、県営土地改良事業負担、その他の地方債の変更を行ってございます。

続きまして、8ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、15款国庫支出金でございます。

1項2目新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、国から示された春と秋のワクチン接種に係る費用の増額補正に合わせまして負担金の額を増額するものでございます。これにつきましては、9ページの2項3目新型コロナワクチン接種対策確保事業費補助金も同様の理由となるものでございます。

8ページに移りまして、2項1目総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金につきましては、歳出で説明いたします電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業をはじめとした各種物価高騰対策事業の財源に充てることとしております。

続いて、2項2目民生費国庫補助金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネ

ット強化交付金を増額補正しております。

9ページ、2項6目土木費国庫補助金の社会資本総合整備交付金は、国の内示に合わせて増額補正しております。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金の各種補助金につきましては、県の内示に合わせて増額補正しております。

2項5目商工費県補助金の地域消費喚起推進事業費補助金につきましては、歳出で御説明申し上げます原油価格・物価高騰対策事業費に充てることとして新たに計上しております。

10ページに移りまして、20款繰越金につきましては、このたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして、前年度繰越金4,411万円を増額補正しております。

続きまして、11ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、3款1項1目社会福祉総務費につきましては、住民税非課税世帯などに給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金1億800万円を新たに計上しております。

次に、3款1項3目障害者福祉費及び12ページの3款1項3目老人福祉費につきましては、物価高騰に対する支援としまして、各サービス提供事業所などに給付金を支給するための費用を新たに計上しております。

12ページ、3款2項2目児童母子措置費につきましては、児童扶養手当受給者などに給付します子育て世帯生活支援特別給付金、独り親世帯分でございますが、3,000万円を新たに計上しております。

また、3款2項5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、児童手当または特別児童扶養手当を受給し、住民税が非課税である世帯などに給付します子育て世帯生活支援特別給付金、独り親世帯以外の分でございます。2,750万円を新たに計上しております。

13ページ、4款1項1目保健衛生総務費、新

型コロナウイルスワクチン接種事業費9,248万円でございますが、こちらは国から示された春と秋の接種に必要な経費を増額補正するものでございます。

14ページ、6款1項4目畜産業費、畜産経営継続支援給付金につきましては、畜産農家の物価高騰に対する支援として給付金を支給するための必要な予算を新たに計上しまして、6款1項5目農地費の県営土地改良事業費は、地方債の部分でも説明しましたが、国の補正によりまして、令和4年度に前倒しで行った事業分を減額するものでございます。

15ページ、7款商工費でございます。

1項2目商工振興費におきましては、全市民の方に3,000円の商品券を配布する事業としまして、このたび1億1,698万5,000円を新たに計上しております。

なお、こちらにつきましては、国の地方創生臨時交付金のほか、県の地域消費喚起推進事業費補助金を活用して実施するものでございます。

続きまして、8款土木費2項2目道路維持費、橋梁長寿命化事業費、2項3目道路新設改良費の2つの事業、それから16ページの6項2目、金沢地区ほか流雪溝用水導入事業費、こちらにつきましては国庫補助金の内示額に合わせて増額するものでございます。

また、16ページ、8款5項1目住宅管理費の定住促進住宅改善事業費、こちらは国の補助金の内示を受けまして、新たに計上するものでございます。

9款消防費につきましては、消防団員報酬の改定に必要な費用を補正するものでございます。

17ページ、10款2項から4項までの各学校保健費は、学校給食物価高騰対策支援事業費補助金をそれぞれ補正するものでございます。物価高騰対策としまして、学校給食運営委員会に対しまして補助金を交付し、保護者負担の軽減を図ろうとするものでございます。

最後になります。18ページ、10款4項1目学校管理費の明倫学園学校づくり協議会負担金につきましては、令和4年度の学校林の売却益の一部を施設整備に活用するものでございます。

以上で一般会計補正予算の御説明を終わります。御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

**佐藤卓也議長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

(矢作宏幸上下水道課長登壇)

**矢作宏幸上下水道課長** 私からは、議案第34号令和5年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、別冊の令和5年度新庄市下水道事業補正予算書により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条収益的支出の補正、農業集落排水事業の第1款下水道事業費用につきましては、既決予定額8,713万8,000円に補正予定額250万8,000円を増額し、計8,964万6,000円といたします。

これは、農業集落排水処理施設使用料体系の改正に伴います料金システム改修業務委託料の増額であります。

なお、2ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第34号令和5年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました補正予算2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第34号までの補正予算2件については、委員会への付託を省略し、6月20日火曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

**佐藤卓也議長** 以上で本日の日程を終了いたしました。

6月12日月曜日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時28分 散会

## 令和5年6月定例会会議録（第2号）

令和5年6月12日 月曜日 午前10時00分開議  
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	12番	八鍬長一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

13番 伊藤健一 議員

### 欠 員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者 兼会計課長	加藤功
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀

学校教育課長	杉 沼 一 史	社会教育課長	伊 藤 幸 枝
監 査 委 員	大 場 隆 司	監 査 委 員 長	大 江 周
選挙管理委員会 委員長	武 田 清 治	選挙管理委員会 委員長	今 田 新
農業委員会会長	浅 沼 玲 子	農 業 委 員 會 長	叶 内 敏 彦

### 事務局出席者職氏名

総務主査	笹原佳子	主任	小松真子
主事	秋葉佑太		

### 議事日程（第2号）

令和5年6月12日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

1 番	渡 部 正 七	議員
2 番	辺 見 孝 太	議員
3 番	小 嶋 富 弥	議員
4 番	山 科 春 美	議員
5 番	鈴 木 啓 太	議員
6 番	坂 本 健太郎	議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

## 令和5年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	渡 部 正 七	1. 「休日の部活動の地域移行」について 2. 市民スキー場グレンデAコース斜面崩壊箇所の復旧について 3. 市道の機能維持・整備について	市 長 教 育 長
2	辺 見 孝 太	1. 新庄まつりについて 2. 新庄開府400年記念事業について	市 長 教 育 長
3	小 嶋 富 弥	1. 学校教育について 2. 奥羽本線太田踏切について 3. 健康・福祉都市宣言の新庄市として	市 長 教 育 長
4	山 科 春 美	1. 結婚支援について 2. 空き家対策について（管理不全空き家の対応について） 3. 選挙について	市 長 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
5	鈴 木 啓 太	1. 本市の子育て支援について 2. 2つの道の駅事業について	市 長 教 育 長
6	坂 本 健 太 郎	1. 新庄インターチェンジ付近の「道の駅」について 2. 地域を担う人づくりについて、学校教育における取り組みについて	市 長 教 育 長



## 開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者は伊藤健一さんの1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めてまいります。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

### 日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は11名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内としております。

本日の質問者は6名です。

### 渡部正七議員の質問

佐藤卓也議長 それでは、初めに渡部正七さん。

（10番渡部正七議員登壇）

10番（渡部正七議員） おはようございます。

6月定例会最初に一般質問いたします、新政・結の会、議席番号10番の渡辺正七です。

新人議員として、本日初めての質問となりますので、ただいま緊張しています。お聞き苦しい点多々あると思いますが、ひとつよろしく

お願いします。

さて、昨日の日曜日と土曜日、私の趣味の一つであります盆栽の展示会、愛好会の皆さんと一緒にゆめりあで行ったところではありますが、新型コロナの感染症の位置づけが5類になったということで、久々に県内外の愛好家の方が非常に集まっていただきました。そこで、いろいろお話ししたんですが、「新庄近くなったや。車で来たらあつという間よ。何か今日おいしいもの、帰りゆっくり余裕できたから、食べていくかな」とか、「どっか観光するところないかなあ」、そんな話で久々に話が盛り上がったところでありました。やはり、東北中央自動車道が福島のジャンクションから新庄までつながったということは、非常に時間的にも余裕ができましたし、これまでと違って、またこの地域に期待されるストック効果とか、地域の活性化に改めてつなげていかなければならないと、そういうふうに昨日は感じたところでありました。

今日は、後ろの傍聴席に、私の母校であります萩野学園の生徒さんも見学に来ております。先輩として恥じないように頑張って、後輩の元気なパワーをもらいながら、発言通告に従いまして質問したいと思いますので、よろしく願います。

初めに、休日の部活動の地域移行についてのお伺いをしたいと思います。

中学校の部活動の地域移行について、スポーツ庁と文化庁は、公立中学の休日の部活動を地域団体等に移行する達成目標を2025年度末までという目標を設定していたわけではありますが、やはりなかなか進まないということで、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すと、そういうふうな方向転換をしております。

部活動の地域移行は、中学教員の働き方改革を進めるためや、少子化によって生徒数が大幅に減りまして、これまでのような学校単位での活動が困難になっているという側面もあります。

これまで、当たり前のように学校での部活動をしてきたわけですが、なかなかこれからは大変な時期、変革期を迎えようとしていますので、これから学校での部活動を行うに当たって課題となっていたものも少しずつ改善されると思いますが、やはり改革というものについては、当然メリットとデメリットはあると思います。

そこで、学校外への移行ということで、これまでとは異なる部活動に対して変化する事柄も多くなると思いますので、これからその幾つかの課題についてどのように捉え、考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

まず、1番目に地域移行に関する進捗状況についてですが、休日の部活動の地域移行の検討委員会をつくって、いろいろと御協議なされているようですが、現在の進捗状況、どのようになっておられるかをお伺いしたいと思います。

2番目は、保護者、児童生徒の周知度についてですが、これまで地域移行については、いろいろ説明会を実施したと聞いております。しかしながら、まだまだよく理解されていない方も多くいるようですので、今後の周知についてどのようにお考えなされているのかをお伺いしたいと思います。

3番目は、これが一番大変なことだと思うんですが、受皿となる組織の受入れ体制の整備についてです。部活動で行われるスポーツに対応できる環境は、非常に地域差が大きいと言われます。地域のスポーツ団体は、部活動の移行先となりますので、やはり協力や連携は非常に不可欠なものだと思います。前例がない地域移行をスムーズに行うためにも、既に地域移行に取り組んでいる組織や、いろんな事例、情報を共有するなど、受皿となる組織への支援の検討とか予算の確保など、支援体制もしっかりとこれから整備する必要があると思います。

現在、受皿として考えている組織は、どのような団体を考えているのか、また受皿となる組

織への支援体制や進捗状況をお伺いしたいと思います。

4番目に、スポーツ指導員の質、量の確保の方策についてですが、これまで学校内の教員の指導によって行われてきた部活動とは、今度は異なる場所とか指導者の下で実施されるようになるわけです。やはり、本当にいろんな問題、検討すべき問題が出てくると思います。また、これまでは競技経験のない教員が穴埋めとして、知識がないのにもかかわらず顧問に任命されるというようなケースもあったと思いますが、例えば、これからはJ S P O、これ日本スポーツ協会ですけれども、日本スポーツ協会ですと、競技団体が主催する大会においては、やはりきちんとした公認スポーツ指導者の習得を義務づけて、その大会をする、そのような方向でやっていますが、やはりこれからは、その競技に精通した指導者がチームを担当するというところで、指導者の質という面では大いに解決はできると思います。今後の指導者資格の習得や研修の実施の促進、人材バンクや指導者の確保のための支援や方策についてお伺いしたいと思います。

5番目に、地域移行により、これまでとは違って移行先への会費の納入とか指導料、また送迎など、これまでかからなかった負担も増えてしまうことが懸念されます。子供たちが、地域移行しても安心して活動できますように、また生徒とか指導者がけが等しても十分な補償を受けられるようにする必要があると思いますが、費用負担の補助や支援についてどのように考えているのかをお伺いします。

最後になりますが、地域クラブ等への完全移行のスケジュールについて、どのように進めていくのか、またいつ頃をめどにしているのかをお伺いします。

以上、休日の部活動の地域移行についての質問となりますので、よろしくお願ひします。

次に、市民スキー場グレンデAコースの斜面

崩壊箇所の復旧についてお伺いします。

皆さん御存じのように、新庄市民スキー場は、平成12年12月に開設されて以来、ファミリーゲレンデとしてスキーヤーやスノーボーダーに親しまれ、シーズン中は多くの家族連れでにぎわっております。令和4年度は、入場者数が約1万1,000人、輸送人員、これはリフトに乗った人数なんですけど、約8万3,000人の利用があったと聞いております。また、新庄市内の小学校のスキー授業、鮭川や戸沢小学校のスキー授業も行われまして、子供たちは本当にクラスの仲間たちと雪国ならではの授業を楽しんでいるようです。

このようなスキー場ですが、残念なことに、平成30年8月5日のこの最上地区を襲った大雨、豪雨によりまして、ゲレンデのAコース斜面において、管理道路から約50メートルぐらいの部分なんですけど、斜面が崩壊しまして、道路は寸断され、照明灯の電気ケーブル等がむき出しになるような大変危険な状態に被害があったところであります。現在、管理道路は復旧されまして、大型土のうを積んで管理道路への土砂の流出を塞いでいますが、依然Aコースは崩れたまま放置されている状態であります。また、中間停留所の上のリフトの鉄塔付近にも、横に亀裂が見られまして、今大変危険な状態が続いております。

冬期間のスキー場の営業中は、保護ネットを設置し、Aコースを閉鎖していますが、滑走禁止区間にも限らず、そこへ入っていく危険な行為も見受けられますし、大変不安を感じているところでもあります。

ゲレンデのAコース約300メートル、斜度21度、中級のコースです。私も、これまでスキー授業で、講師や指導者として子供たちと一緒にスキー授業をしてきましたが、子供たちが1段レベルアップして、喜びや楽しみを実感するためにも非常に有効なコースであると思います。

また、スキー連盟の皆さんからもいろいろ話があったと思いますが、スキー検定のコースとして使われた経過もありますので、ぜひこのコース、大切にしていきたいなと思っています。

今、市民スキー場は、東北自動車道の開通などによりまして、非常に村山地方や、また庄内方面からの来客が多くなっているそうです。また、小中学校の無料化によって、本来収益が減るはずなんですけど、それまでの過去の収益バランスより今は上がっているというような施設でもありますし、Aコースの復旧、多くの市民、利用者の方が早期の復旧を望んでいると思いますので、Aコースの復旧についてどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

最後の質問になります。市道の機能維持・整備についてお伺いします。

第5次新庄市総合計画では、住みよさを形にして、市民一人一人が心の豊かさを実感できるまちづくりを目指そうとしています。道路の舗装については、路面を介して歩行者、自転車、自動車など、道路を利用する市民全ての人たちが直接接しておりまして、快適かつ安全に移動できる道路環境が整備されていることが望ましいと思います。

私も、4月の市議会議員の選挙期間中、選挙運動用の自動車で市内をくまなく回ったわけですが、非常に市道のひび割れやポットホールが多く見られ、路面の損傷にタイヤの衝撃や振動が与えられ、車両への損傷とか、またアスファルト混合物の飛散による事故や被害を起こしてしまうんじゃないかなと、非常に不安を感じたところでもあります。また、歩行者もポットホールによってバランスを崩して、足のけがや転倒のリスクもありますし、転倒した場合、頭部の損傷の可能性とか、高齢者の方の場合は、やはり身体能力の低下を早めるようなことにもなると思います。

道路の維持・修繕については、舗装予算も

年々増加しているようですし、パトロールによる舗装の損傷の確認状態とか、路線の重要性を考慮し、補修の優先を決定しながら適正な整備を実施してくださっているとは思いますが、市民の方は、管理道路体制の現状について、不安や不満を持っている方も非常に多いと思います。

道路管理に対する今後の取組、維持・修繕工事の実施時期とか、箇所等の予定についても、市民の方に分かりやすく情報を提供していくことも大切なことだと思います。また、このことで、より適正な管理を推進する上での有効な手法となりまして、より市民の皆様の理解を得ることが可能になると思います。新庄市舗装長寿命化修繕計画による舗装の道路の現状の把握と進捗状況、道路管理に対する取組について伺いしたいと思います。

以上、休日の部活動の地域移行について、市民スキー場のグレンデAコース崩壊箇所の復旧について、市道の機能維持・整備について、3つの一括質問となりますが、よろしく申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、6月議会、初めて最初の一般質問をいただきました、渡辺正七市議の御質問にお答えさせていただきます。

部活動の地域移行及び市民スキー場につきましては、教育長から答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、市道の機能維持・整備に関する御質問についてお答えさせていただきます。

現在、本市が管理する市道延長は309キロメートル、うち260キロメートルが舗装道路となっております。市道の管理体制につきましては、職員による全路線の定期的なパトロールを行い、直営作業班によるシーズンごとの維持作業と不良箇所の迅速な補修を実施しております。また、

老朽化の進む路線については、国の補助金や有利な起債事業などを積極的に活用して更新工事を実施しております。この工事等に係る実施時期や予定箇所の情報提供につきましては、実施する工事範囲や期間ごとに、当該地区の区長を通じて関係者に説明を行っております。年次的な工事予定につきましては、工事の難易度や補助金等の状況によって大きく変化することもあるため、事業化が決まり次第、情報提供をまいります。

道路の現状把握と今後の道路管理の取組の御質問であります。令和3年度に実施しました全路線の路面性状調査により、舗装の劣化状況とその要因について現状把握を行ったところであります。この調査結果を踏まえ、路線ごとの重要度や緊急度を勘案した事業計画を策定し、舗装の補修事業を行っております。現在、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、直近3年間で、福田工業団地の重要物流道路や、県立新庄病院脇の市道3号線、北本町南本町線などの30路線、延長にして約20キロメートルの改修を実施し、5億3,000万円ほどの予算を執行しております。

市道の維持管理につきましては、市民が安全安心に通行できるよう、危険箇所を日常的に点検しながら、適正な管理に努めているところであります。今後も、学校周辺の主要な路線や住宅地なども含め、市道の適切な維持管理を行い、市民生活の安全確保に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** おはようございます。

それでは、休日の部活動の地域移行についての御質問にお答えします。

初めに、地域移行に関する進捗状況につきましては、令和4年に教員、児童生徒、保護者、部活動に関係する競技・文化団体を対象とした

地域移行に関するアンケートを実施いたしました。その結果を受けて、昨年11月より、中学校・義務教育学校の校長と保護者の代表者、地区高等学校の代表、各競技・文化団体代表、市スポーツ関係の代表などを委員として、休日の部活動の地域移行検討委員会を3回開催しております。その中で、本市の方向性として、休日の部活動の地域移行を令和8年度に完全実施することとし、令和5年度から7年度までの3年間を移行期間として整備を進めていくことといたしました。

今年度も、受皿となる競技・文化団体の現状や、スポーツ少年団、スポーツクラブ等を地域クラブとして運営する上での課題などについて検討委員会の場で協議を重ね、実施に向けて進めてまいります。

次に、保護者、児童生徒への周知につきましては、小学校、中学校、義務教育学校の保護者や、児童生徒、学校関係者、各競技・文化団体を対象として、令和5年3月22日及び23日に、中学校の休日の部活動の地域移行に向けた説明会を開催し、周知に努めたほか、各学校においては、PTA総会や部活動保護者会などにおいて、休日の部活動の地域移行について市の考え方を説明していただいております。

次に、受皿となる組織の受入れ体制の整備につきましては、各競技・文化団体を対象にアンケートを行い、各団体として受入れが可能か、どのような形で地域移行していくことができそうか、また課題となる点について整理を行っております。

今年度は、各校の部活動ごとに、現段階でどのような形での地域移行を考えているか、また可能な選択肢について調査し、必要とされる受皿について整備してまいります。また、それぞれのニーズに合った地域クラブを選択できるように、地域クラブを市へ登録制にし、情報を発信していきたいと考えております。

次に、スポーツ指導者の質、量の確保の方策につきましては、現在あるスポーツクラブやスポーツ少年団等が休日の部活動の受皿となることが考えられるため、その指導者がそのまま指導を行うことを想定しております。また、休日の活動について、地域移行した後も指導を希望する教員については、地域の指導者として活動に参加し、指導を行うことも可能となっております。また、兼職兼業届を出すことで、謝金を受け取ることも可能になるものであります。

また、なお学校単位での受皿の確保が難しい種目につきましては、各部が合同練習のような形で活動できるよう、競技団体に依頼してまいります。

次に、費用負担の補助や支援につきましては、国や県から補助金が支給される予定であり、具体的な内容については今後の動向を注視してまいります。補助や支援については、一時的なものではなく継続的に行うことが重要であると考えておりますので、補助の対象なども含め、支援の在り方について慎重に検討してまいります。

次に、地域クラブ等への完全移行スケジュールにつきましては、先ほども述べましたが、今年度から3年間を移行期間として準備を進め、令和6年度から実際に休日の部活動を廃止いたしますが、令和6年度・7年度は、整備が整わない部活動については学校に運営主体を置いた部活動を認め、地域クラブ等へ移行準備ができ次第移行してまいります。

今後も、令和8年度のスムーズな完全移行に向け、検討委員会での協議を基に移行整備に努めてまいります。

次に、市民スキー場についての御質問にお答えします。

新庄市民スキー場は、平成12年の開場以来、スキーヤーやスノーボーダー、またちびっこ広場では子供たちが雪に親しむ場として、多くの

市民に利用いただいております。平成30年8月の豪雨により、Aコースの一部が大きく崩落したため、現在は管理用道路に沿って土留めを行い、シーズン中はコースに進入できないようにし、BコースとCコースのみ利用者に提供しております。Aコースにつきましては、斜度がきつく、盛土をしても再度崩れる危険性もあるため、利用者の安全を確保できる方法を検討しております。

また、リフトの安全管理につきましては、シーズン中に安全管理点検を専門業者に委託しており、運行に関する指摘事項などがある場合は随時対応しておりますが、リフト鉄塔に関する指摘はございません。なお、オフシーズンにおいても亀裂等の点検を継続して行っております。

市民スキー場は、初心者や小さな子供でも楽しめるファミリーゲレンデとして楽しんでいただいているため、今後も安全を優先に施設管理を行ってまいります。

以上であります。

**10番（渡部正七議員）** 議長、渡部正七。

**佐藤卓也議長** 渡部正七議員。

**10番（渡部正七議員）** 今いろいろと質問に対してお答えいただきました。

まず、市道の機能維持については、やはり本当に定期的な点検とか予防保全の適切な実施によって、快適かつ安全に移動できる道路環境整備について、本当によろしくお願ひしたいと思います。

また、休日の部活動の地域移行についてですが、やはり本当に受皿等、これから令和8年までという、本当に短い時間でのいろんな問題を解決していかなければならないと思います。私もできるだけ協力できることは協力したいと思いますし、またそういう気持ちを議員の皆様もお持ちだと思います。本当に地域移行、これから土日だけ休日なんですけれども、いずれは国の方針としては平日まで部活動の地域移行を

ステップアップしたいという位置づけになっておりますので、子供たちが本当に楽しんでいる部活動、持続可能な活動にしていくためにも、学校や保護者の方、また地域の方としっかり連携を取って、本当に子供たちが置き去りにならないように、そのことをしっかりと考えていただきたいと思いますし、またこの改革が、生徒たちにとっても、教職員にとってもよいものになりますように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の市民スキー場の件ですが、やはり本当に今、不測の事態とかそういうのに、危機管理に備えて安全と安心が求められる時代だと思います。やはり、安全というのは設置管理者が提供しまして、安心というのは利用者、あそこのスキー場は安全だよ、そういうふうに判断されると思います。やはり、市民スキー場は公共の施設であるわけですから、利用者の満足度、そういうものがきちんと図られることが大切であると思います。また、利用者のニーズにやっぱりしっかり的確に対応していただきたいと思いますし、安全確保をより充実したサービスの提供をしていただきたいと思います。スキー場については、やはり体育施設でもありますし、教育を行う場所でもありますので、本当にAコースの復旧、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終了となります。ありがとうございました。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開します。

**辺見孝太議員の質問**

佐藤卓也議長 次に、辺見孝太さん。

(9番辺見孝太議員登壇)

9番(辺見孝太議員) おはようございます。

本定例会、本日2番目に質問をさせていただきます。議席番号9番、新政・結の会、新人の辺見孝太です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、このたびの新庄市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の温かい御声援と御支持をいただき、この場に立たせていただいておりますことに感謝申し上げます。若輩者ではございますが、これまでのまちづくり活動とビジネスでの経験を生かして、市民のため、新庄市のために全力を尽くしてまいります。先輩議員の皆様、執行部の皆様、そして職員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めに新庄まつりについてです。

ここ新庄市に長きにわたって受け継がれてきた新庄まつりは、現代においては新庄市を代表する祭りであり、住民同士の連帯性を培うとともに、郷土意識やまちづくりへの参画意識の源にもなっています。しかし、新庄まつりは、令和2年度、2020年に新型コロナウイルス感染症の影響により戦後初めて中止となり、翌令和3年度も規模を大幅に縮小しての開催となり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに従い、県外在住者の参加を制限して行うなど、満足な開催ができませんでした。そして、昨年令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の対策を講じた上での通常開催となり、通常に近い形での開催となりました。

そこでお聞ひいたします。令和5年度の新庄まつりは、コロナ禍前と同様の規模で通常開催とお聞ひしておりますが、昨年度との開催方法

の違いをお伺ひいたします。市民の皆様にも分かりやすく、具体的にお答ひいただければと思います。

また、安定的な財源確保に悩む山車若連にとって、主たる収入は市負担金と、いわゆる花もらいがあります。しかし、花もらいについては、市民の方々や一部の山車関係者の間でも賛否があり、新庄まつりの伝統の一部であるという意見もある一方、外部からの評価を気にして、メンツが悪いと考える人もいます。今後、花もらいも含めて、時代に合わせた様々な収入源を模索していくに当たって、市としてまつり運営の財源について、市民の意見を求める考えはあるかお聞ひいたします。

さらに、今後は経費削減、比較的人手やお金のかからない山車づくりという考え方も必要かと思ひます。新庄まつり百年の大計・第4期計画に、高騰する山車制作費にかかる経費に対し、人形、山車装飾等を現物支給するなど、その支援方法を検討するとありますが、現時点で検討されていることについてお聞ひいたします。

次に、新庄開府400年記念事業についてお聞ひいたします。

令和7年に、新庄開府400年記念事業を行うとお聞ひしております。新庄の歴史や文化の継承と有効活用を考えるよい機会になるだろうと、大変期待しております。また、こうした事業を通して郷土への愛着を育むことが、まちづくりへの参画意識の醸成につながり、地域をより活性化させると思っております。

そこでお伺ひいたします。開府400年記念事業では、どういった事業を行うのかをお伺ひいたします。また、城下町新庄として栄えてきたこの地を発信する上で、新庄には観光資源としての文化や遺産がどのくらいあるのかをお伺ひいたします。最後に、周辺自治体との観光連携、400年記念事業における連携はお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いいいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、辺見市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、新庄まつりについて、昨年度との違いについての御質問であります。

昨年の新庄まつりは、新型コロナウイルス感染症も終息傾向でありましたが、一部規模を縮小して開催したところであり、具体的にはアビエス有料観覧席の設置を見送り、山車行列を一部自主運行とし、飾り山車は町内展示にしたものであります。

今年の新庄まつりにつきましては、新庄まつり実行委員会において、コロナ禍前の令和元年度と同様に、全てのまつり催事を通常開催で実施することが決定されており、本市でも新庄まつり実行委員会への支援を通じ、通常開催に向けての準備を進めてまいります。

次に、まつりの運営に係る財源についての御質問であります。花もらいについては、関係者間で賛否あることは承知しているところであり、新庄まつりの運営においては、安定した財源の確保が重要な課題の一つでありますので、今後につきましても、新庄まつりの実施主体である新庄まつり実行委員会をはじめ、関係団体から幅広く意見を伺ってまいります。

次に、山車づくりへの支援につきましては、これまで山車小屋建設、山車資材保管施設整備などの補助制度を設け、さらに市からの負担金につきましては50万円から100万円へと増額するなど、山車製作・運行への支援を行ってまいりました。昨年度策定した新庄まつり百年の大計・第4期計画においても、新庄まつりの現状の支援策のほか、新たな視点での支援策も必要との考えから、各若連や関係団体などが負担すべき経費を再確認した上で、人形や山車装飾な

どの現物支給も含めた支援方法を検討するとしていたところであり、今後関係団体と協議を重ねながら議論を深めてまいります。

次に、新庄開府400年記念事業についての御質問であります。具体的な事業につきましては教育長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

城下町新庄の観光資源としての文化や遺産につきましては、現在本市には、ユネスコ無形文化遺産である新庄まつり山車行事のほか、国指定史跡の新庄藩主戸沢家墓所、エコロジーガーデンとして親しまれている国登録有形文化財の旧農林省蚕糸試験場新庄支場などをはじめ、国・県・市の指定文化財として66件登録されております。これらのほか、昔からの手法で作られた伝統料理、やまがた百名山に数えられる自然豊かな山々など、数々の観光資源があると認識しております。さらには、歴史的風致維持向上計画においては、市内各地の歴史ある建造物や民俗的な活動を維持向上すべき歴史的風致として掲げており、新庄城址の再整備をはじめ、本市の歴史文化遺産の保存活用、町並み景観の保全、まちなか周遊機能の向上などをさらに進め、歴史的風致を生かした観光振興につなげていきたいと考えております。

次に、400年記念事業をきっかけにした周辺自治体との観光連携についてお答えします。

本市では、県と最上8市町村、観光関係の35団体で組織されている最上地域観光協議会に平成13年の発足当時から加入しており、最上地域全体の効果的な情報発信や戦略的な観光の売り込み、来訪者の受入れ企画の実施、受入れ体制の整備などを柱として、滞在型観光の推進を図っております。

令和7年度に迎える新庄開府400年記念事業をきっかけに、観光関係者のみならず市民も巻き込みながら、新庄市の魅力、観光資源についてさらに理解を深めるとともに、周辺町村の観



光資源を相互に補完し合いながら、さらに連携を強化してまいります。

以上、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長 議長、高野 博。**

**佐藤卓也議長 教育長高野 博さん。**

**高野 博教育長** それでは、新庄開府400年記念事業についてお答えします。

この事業は、新庄藩祖戸沢政盛公が、今の最上公園に城を構え、藩政をしいてから、令和7年で400年を迎えることを記念し、歴史文化の再認識と次世代への継承、交流人口・関係人口の拡大の基本方針の下、ふるさと新庄のよさを見詰め直し、新たなまちづくりにつなげていくことを目的に実施するものであります。

これまでの取組といたしましては、令和3年度に市内の商工振興や歴史文化に携わる団体の方々により実行委員会を組織し、令和7年度までのプレ事業として、キャッチフレーズやロゴマークの制定のほか、歴史文化を学ぶ講座の開催など、ふるさと意識の醸成に取り組んでまいりました。

今年度につきましては、本年2月に国より認定を受けました新庄市歴史的風致維持向上計画の認定記念も兼ね、歴史まちづくりシンポジウムや、ふるさと新庄の歴史文化を学ぶ講座や企画展を継続して開催するほか、指定文化財など歴史文化遺産を紹介するハンドブックの作成に取り組む予定としております。

また、令和7年度においては、記念式典をはじめ、市民団体による公募事業の実施や、開府400年を記念する商品の開発、販売なども検討していきたいと考えております。

以上であります。

**9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。**

**佐藤卓也議長** 辺見孝太さん。

**9 番（辺見孝太議員）** ありがとうございます。  
本年の新庄まつりの開催につきまして、アビ

エスの観覧席の復活であったりとか、飾り山車が復活するというところをお聞きして、コロナ禍前の新庄まつりというところを今思い出していたところでした。

それでは、幾つか再質問させていただきたいと思っております。

まず、安定的な財源確保というところなんです。私山車若連の方と話をすることが多いんですが、やはり多くの方が不安な思いを抱えながら山車行事に取り組んでいるという現状があります。それは、財源だけではないんですが、大きなところとして、花もらいというのが安定的な財源とは考えられなくなってきているところもあります。

新庄まつりのすばらしいところというのが、江戸時代のときに飢饉に耐えて、官民一体となって祭りを催したと、それが現代まで続いていて、市民総参加で、そして行政の方の力も借りながら今に続いていると。そうしたことが、すごくすばらしいことで、ユネスコの無形文化遺産登録にもつながっていると私は思っているのですが、逆にそのユネスコに登録されたことによって、ちょっと外部からの評価が気になると、新庄まつりがどんなふうによそから見られるのか気になるという方も多くいらっしゃいます。

ここで伺いたいのが、新しい収入源というものを模索していくに当たって、ユネスコに登録されているので、こういうことはやっちゃ駄目だとか、何かこう制限のようなものはあるのかどうかお聞きしたく、よろしく願いいたします。

**小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。**

**佐藤卓也議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** ユネスコ登録に関わる制限等々という御質問でございますけれども、基本的に登録時点で、ほかの大きなお祭りのところで、スポンサー的な収入源等々ございますが、そういうものがないという前提でユネスコ登録

がされておりますので、基本的にはそういう形のところの部分については、ちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太さん。

**9 番（辺見孝太議員）** ありがとうございます。

財源に関しては、本当に工夫しながら、また御理解をいただきながら模索していかなければならないのだなと感じました。

百年の大計に記載されている現物支給という部分について、これから検討するというので先ほど御答弁いただいたのですが、これからの新庄まつりも、次世代へ継承するというので、大変たくさんの問題を抱えております。その中でより重要になるのが、横の連帯といいますか若連同士の間で、行政と若連、あるいはそのほかの団体、企業との連携というところかと思っております。

現物支給という枠組みにちょっと入るのかどうかわからないのですが、物の貸し借りであったり、人の貸し借りというところとあれなんですけれども、融通、協力体制というのか、そういったものを構築していくというのも一つの経費削減ということにつながるのかなと思っております。例えば、山車人形の衣装なんか作ると、大変お金もかかるんですが、なかなか同じ題名をしないと次に使う機会が10年後だとか、そういった面もあります。可能であれば、ある程度定番の歌舞伎の演目の衣装などをどこかでそろえて、有料でいいので借りられたりとか、そういったことをやっていると、経費削減、あるいは使っていない衣装をもっとこう若連同士借りられるような体制ができると、逆に収入源というところにもなってくるのかなと思っております。こういったことを、じゃあ当事者同士で進めればいいのではないかと、なぜ議会で言うんだという考えもあるかと思っておりますが、ちょっとお聞きすると、

やはり山車づくりというものはライバル関係にもあるので、当事者同士、当事者だけではちょっと解決できない、進まないというような部分もありまして、そういった行政が全部主導するというところではないのかもしれないのですが、誰かに入ってもらいたいという面も山車関係の間ではあるというところなんです。そうした体制整備というものは、どのようにお考えでしょうか。どうぞよろしくお願ひいたします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** ただいまの御質問でございますが、基本的には各若連独自のコミュニティー、それから各町内のつながりの核というふうな形で、山車作りそれから山車運行というのは認識してございます。そちらのほうなんですけど、当然今議員のほうからありましたとおり、率先して行政がすべからず主導していくものではないのではないかと考えてございます。自らそこのところは、新庄まつり実行委員会であったり山車連盟であったり、各若連のほうから率先していただくのが第一義的な形であろうかと思っておりますが、当然行政といたしましては、実行委員会の一員でございますし、担当課といたしましては事務局という形で、事務局のほうを仰せつかってございますので、そういう観点もありますので、一緒にそういう部分については支援、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太さん。

**9 番（辺見孝太議員）** ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、やはり新庄まつりの伝統というのは官民一体となって、もうすぐ270年ですか、続けてきたというところがあると思います。新庄まつりにとって、行政の力というのは物すごく重要な力だと思います。引

き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、新庄開府400年記念事業についてお聞きいたします。

先ほど、400年記念事業について御説明していただきました。調べたところ、ほかの自治体でも400年記念事業というものは行われていて、シンポジウムであったりハンドブックだったりということを製作されているようでした。ぜひ、新庄藩ならではの特色といいますか、そういったことを教えていただければと思います。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 社会教育課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝社会教育課長** それでは、開府400年の関連する事業について説明をさせていただきます。

今年度、まず7月1日に歴史まちづくり推進シンポジウムを行う予定であります。こういったところで、講演会であったりパネルディスカッション、こういったところで市民の皆様の意識を高めていきたいというふうに思っております。

あと、新庄市の大きな特徴といたしましては、記念事業の実行委員会がございしますが、そこに総合アドバイザーとして今村翔吾先生に委嘱、お願いをしておりますので、今年度、今村先生自身も発掘調査専門員だったということもございまして、新庄城二の丸跡地の発掘調査と併せて、地元の中学校との交流、そういったことも今年度秋に進めてまいりたいと考えております。

また、本番に向けまして、ダンスであったり、そういった新しい部分、そういったところも考えて事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太さん。

**9 番（辺見孝太議員）** ありがとうございます。

今村先生、私もお会いしたことがあるのですが、大変新庄市に思いを寄せてくださっている

直木賞作家の先生でございますので、間違いなく新庄の特色、新庄ならではの開府400年記念事業になるのかなと思いました。

先ほど、観光資源がどのくらいあるのかということでお答えいただいたのですが、やはり歴史的経緯から、ちょっとほかの町に比べて文化財が失われたり、数があんまりないのかなというふうに、残っていないのかなと受け取っていました。素晴らしいものはまだ、神社であったり新庄まつりであったりというものはもちろんあるのですが、やはりどうしても戦争で焼けてしまったという経緯があるのかなと思います。なので、先ほど今村先生とのコラボということ、あるいはそれ以外にも今後新しいものとの融合ということで、数を増やしてではないんですが、盛り上げていただければと思います。

最後に、周辺自治体との観光連携ということなんですが、これ400年記念事業が終わった後に何が残るのかなというところで、ここをきっかけに、やはり盛り上がって継続していくべきだと私は思っておりますので、そのときだけのイベントで終わるのではなくて、何かこうその先の展望もあるかと思っておりますので、そちらのほうをお答えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 周辺自治体との観光連携という御質問でございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

御存じのとおり、通年型のキラコンテンツと呼べる観光資源が、この当地域においては乏しいのかなというふうに考えてございますので、周辺自治体との連携は非常に重要になってくるものと考えてございます。

周辺自治体との観光資源の連携につきましては、先ほど市長答弁のほうにもありましたとおり、以前より最上地域観光協議会におきまして

実施してきたところでありますので、さらなる連携強化を図っていきたいというふうに考えてございます。

具体的に申し上げますと、最上地域観光協議会のほうで実施してございます旅行プラン造成支援事業によりまして、昨年度のツアー催行の実績が10社24本、472人の招致となってございまして、一昨年度の令和3年度の比較と比べまして、108名ほどの増加というふうな結果となっております。そのほか、広域的な連携につきましても、ユネスコ登録されております東北の山・鉾・屋台の行事のスタンプラリーとか、それから奥の細道をテーマとした庄内地方との観光スタンプラリーなど、広域的な連携も既に実施してございますので、さらなる連携強化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太さん。

**9 番（辺見孝太議員）** ありがとうございます。

今年の新庄まつり、そして令和7年の開府400年記念事業、大変楽しみにしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

**佐藤卓也議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午後 1時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 小嶋富弥議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、小嶋富弥さん。

（18番小嶋富弥議員登壇）

**18番（小嶋富弥議員）** 御苦労さまです。

令和5年6月定例議会一般質問初日、午後一の質問をさせていただきます、議席番号18番、新政・結の会の小嶋富弥であります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

任期満了の4月の市議選において、再度市民の皆様方より負託をいただきましたので、原点に立ち止まり、市民生活に寄与すべきことを心に、これからの任期を務めてまいりたいと思いますので、執行部の皆さん、議員の皆さん、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。

私が通告いたしました発言事項は3点であります。

初めに、学校教育についてお伺いいたします。

1つ目は、少子化への対応や教職員負担軽減などを目的に、国は公立中学校の部活動の地域移行を昨年度から始まったスポーツ庁の推進事業が自治体に委ねられ、おのおの市町村では実践と模索が広がり、また、国が当初の3年間の改革集中期間をなくしたことで、改革の進み具合が地域ごとに差が出ておることの懸念が生じておるとの指摘もございます。

私は、昨年の9月定例議会質問で、これらについて一般質問をいたしました。教育長より、これらに関して、関係者による地域移行検討会を発足し、丁寧な説明や周知を図るとの答弁をいただきました。当局では御難儀しておると思いますが、当市におけるロードマップについてお尋ねいたすものであります。

この件に関しましては、同じ会派の渡辺正七議員が、さきに休日の部活動移行について質問しておりますので、簡にして要を得た御答弁をいただければありがたいと思います。

次に、児童生徒の不登校、いじめについてお伺いいたします。

令和2年度における児童生徒の問題行動、不登校生徒指導の諸課題に関する調査結果によりますと、小中学校の不登校児童の数が約19万6,000人等で、子供の数が減少しているにもかかわらず、不登校児童生徒の数は増加しております。そこでお尋ねいたしますのは、当新庄市の現状についてと、予防対策はどのように取組がなされておられるのかお聞かせください。

また、当市におけるいじめ問題についてお伺いいたします。例えば、友達から何かをされたり、言われたりしたことが、児童生徒が嫌だと感じた場合などもいじめに該当するとされております。そこでお伺いいたしますのは、市内の児童生徒の間で、いじめ問題があるのか、ないのか。あるとすれば、それらの対策はどのようになされておられるのか、お聞かせ願うものであります。

次に、発言事項の2つ目は、奥羽本線太田踏切の改良についてであります。

通告書にもありますように、今回で3回目の質問であります。この案件で、最初に一般質問は、令和3年の6月定例議会で行いました。申すまでもなく、新たな小中一貫校明倫学園の開校により、北辰小に通学しておった太田地区方面の児童生徒が、明倫学園に通うために奥羽本線太田踏切を渡る通学路になりました。踏切に関する道路は、旧羽州街道の元国道13号線で、現在は県道313号線になりますが、既に述べておりますとおり、国の改良が待たれる大きな政治課題でもあります。

この案件に対しては、担当課を中心として進捗に向け交渉しておると思っておりますが、道路管理者との県の協議は現在どこまでなされておるのでしょうか。一部関係者の声を聞くと、これらについて、県の今年度予算に一部調査費がついたとの声がありますが、奥羽本線太田踏切改良について、再度お伺いいたすものであります。

発言事項3つ目の、新庄市における健康・福

祉都市新庄に関しての質問であります。

人生100年時代、健康で寿命の延伸を図ることが、地域の誰もが活躍でき、元気に過ごせることが、誰でも願うものであります。そのためにも、少子高齢化が進行中の中で、社会保障の担い手を確保するため、健康予防づくりは、申すまでもなくとても大切なことであります。

新庄市では、平成6年6月に、市民が健康で充実した生涯が送れる健康・福祉都市新庄を創造することを目的として、全ての市民の決意として宣言いたしました。その当時とすれば、すばらしい発想であり、市民の皆様方からも期待されておるまちづくりであったと思います。

さきに厚生労働省が、市町村別に調べた2020年度の平均寿命調査を5月に公表いたしました。その結果において、新庄市の数値は、男性が79.9歳、女性が86.8歳でありました。この数値は、男性も女性も、新庄市の市民の平均寿命が県内の平均より低いのであります。なぜでしょうか。多くの市民の皆さんは、健康で健やかな暮らしを求めています。これらを勘案し、健康・福祉都市新庄としての取組の検証と、これからの市民一人一人の健康長寿についてどのようにお図りになるのか、お伺いいたすものであります。

以上、3点につきましての質問です。御答弁よろしくお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

学校教育についての質問につきましては、教育長より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、奥羽本線太田踏切の踏切道改良についての御質問であります。太田踏切につきましては、昨年6月に実施しました国土交通省と

山形県への要望活動により、踏切道改良促進法に基づく改良が必要な踏切として候補となり、同年7月に開催された山形県踏切道改良協議会合同会議の中で、県内の踏切対策の一つとして協議されたところでもあります。

踏切改良の手順につきましては、踏切道改良促進法の法指定を受けた後、踏切道改良検討会が地域ごとに設置され、改良方法の決定、改良計画の作成、改良の実施という手順で進められることとなりますが、道路管理者である山形県におきましては、今年度この法指定に向けた準備を進めるため、踏切を管理するJR東日本との協議のための資料作成を実施していると聞いております。

昨年度は、踏切手前に転落防止措置や滞留スペースを設けるなどの安全措置を実施し、児童生徒の登下校時に安全に通行できるよう配慮していただいたところでもあります。地域の見守り隊による御協力の下、安全指導をしていただいておりますが、今後も道路管理者であります県や関係機関による山形県踏切道改良協議会合同会議に対し、歩行者が安全安心に通行可能となるよう、踏切道改良の早期実現に向けてしっかりと要望してまいります。

次に、健康・福祉都市宣言についての御質問であります。平成6年6月に健康・福祉都市を宣言してから、この6月で29年が経過いたしました。この間、本市の平均寿命は、男女とも2歳ほど延びた結果となっております。

厚生労働省が算出した日本人の令和2年の平均寿命は、男性が81.49歳、女性が87.60歳であり、令和元年の健康寿命は男性が72.68歳、女性が75.38歳となっております。また、平成17年以降、健康寿命の伸びは平均寿命の伸びを上回っている状況であります。今後も平均寿命と健康寿命を延伸するとともに、双方の差を縮める対策を推進していくことが重要と考えております。

本市では、平成30年度に「いきいき健康づくり新庄21 第二次計画中間評価」を策定し、生活習慣改善による疾病の予防と重症化予防、市民主体の健康づくりの推進、健康寿命の延伸などを基本方針として掲げ、健康づくりを推進してまいりました。健康は市民一人一人の願いであり、高齢になっても健康で生き生きと暮らすためには、若い世代から生活習慣病の予防や自主的な健康づくりが重要であると考えて、取組を進めております。また、疾病を早期に発見し、重症化を予防するため、各種健康診査を実施するとともに、生活習慣の改善を図るための保健指導を継続して実施しております。さらに、運動習慣の定着に向けては、令和3年度から新庄かむてん健康チャレンジ事業を開始し、運動習慣導入の動機づけと継続を支援することで主体的な健康づくりの推進を強化しており、令和4年度のかむてんチャレンジ事業の参加者数は、令和3年度と比較し約2倍に増加しております。

国においては、令和6年度から開始される国民健康づくり運動プランを間もなく公表すると予定しております。このプランは、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指し、国民健康づくり運動を進める上での基本方針を定めるものであります。

今後も、これらの国の基本方針を踏まえながら、本市の健診の受診率向上に向けた取組と生活習慣改善の保健指導を強化するとともに、新庄かむてん健康チャレンジ事業につきましても、より活用しやすい事業となるよう工夫することで、幅広い年代で日常の運動の習慣化を促進し、さらなる健康寿命の延伸を目指してまいります。

私からは、以上壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** それでは、初めに部活動の地域移行に関する進捗状況についての御質問にお答

えします。

議員より、令和4年9月定例会において、指導者の一貫性や保護者負担の経費問題について御質問をいただいております。令和4年11月より行った、休日の部活動の地域移行検討委員会において、本市の目指す方向性や移行のイメージ、スケジュール等議題以外にも、指導者の一貫性や保護者負担などの経費問題について協議を行ったところであります。また、各市町村間の地域移行の進み具合に差が生じることや、市内では活動が難しい競技が出ることが想定されることにつきましては、地域移行検討委員会や地区教育長会においても、他町村との情報交換や連携することの必要性が確認されたところであり、

令和8年度からの完全実施に向けて、今年度から3年間を移行期間とし、準備を進め、令和6年度からは実際に休日の部活動を廃止いたしますが、令和6年度・7年度は、整備が整わない部活動については学校に運営主体を置いた活動を認め、地域クラブ等への移行準備ができ次第、移行してまいります。

今後は、令和8年度の完全移行に向けて、各競技団体や地域クラブを中心に移行を進めてまいるとともに、検討委員会において必要な支援を協議してまいります。

次に、不登校児童生徒といじめ等の問題の現状と対応についてお答えいたします。

まず、初めに本市における不登校児童生徒数についてであります。過去3年間を見ますと、令和2年度は小・中・義務教育学校を合わせて30人、令和3年度は29人、令和4年度は34人となっており、全体としてやや増加傾向にあり、特に小学校で増えている傾向にあります。不登校の要因といたしましては、無気力、不安が小中ともに一番多くなっており、ほかに学業の不振、親子の関わり方などが挙げられております。一昨年からのコロナ禍の影響もあり、人と関わ

る機会が少なくなったことで、人間関係のトラブルをうまく解決できないことも、不登校あるいは不登校傾向の要因になっていると考えております。また、家庭環境に起因したケースもあることも認識しております。

これらの対応についてであります。新庄市教育委員会では、教育相談員を3名配置し、不登校や学校でのトラブル、保護者を含む悩みなどの相談窓口を開設しております。また、児童生徒本人や家庭の状況に応じて、相談員が学校へ訪問しての別室指導を行ったり、適応指導教室を開設し、なかなか登校できない児童生徒の学びの場を保障し、学校復帰の足がかりとしております。また、コロナ禍で希薄化していったコミュニケーション能力を高めるために、集団で一つのことに取り組む活動や、異学年や地域の方と交流する活動など、他者と関わり合う活動がようやく最近になって実施可能となってまいりました。これらの取組を、今後積極的に取り入れていくよう求めているところであります。

次に、本市のいじめの状況についてであります。令和4年度の認知件数は、小・中・義務教育学校合わせて269件となっており、令和3年度の認知件数の229件から増加しております。いじめの様態としては、冷やかしやからかい、軽くぶつけられる、遊ぶふりをしてたたかれる、が小学校で約70%、中学校で約45%と割合が高くなっております。認知件数が多いことについては、これまでもいじめゼロではなく、いじめ見逃しゼロを目指していたことから、各校で、今まで見逃しがちであった小さな出来事もいじめと認知し、丁寧に初期対応を行ってきた結果と捉えております。適切な対応により、いじめの解消率は昨年度の時点で約90%と高くなっております。一方で、いじめに対する指導を続けているにもかかわらず、認知件数が増えている現状がございます。

今後、いじめの未然防止対策として、発達段階に応じた具体的指導や、学校での子供の居場所づくりの促進を、いじめの未然防止としてより一層進めてまいります。本市のいじめ問題対策連絡協議会や、いじめ問題対策専門委員会において、各機関や専門家から、市の現状や課題に対する御意見などをいただきながら、課題解決に向けて取り組んでまいります。また、市単独予算で、小学校及び義務教育学校を中心に個別学習指導員や特別支援教育支援員を配置し、一人一人にきめ細やかな対応ができるようにしております。さらには、全ての中学校及び義務教育学校にはスクールカウンセラーが配置され、様々な児童生徒の悩みに対して相談活動を進めているところであります。

また、本市においては、小学6年生より中学1年生によるいじめの件数が多くなっております。これは、小学校から中学校に進学するに当たって、学校生活の中で定期テストや部活動が始まることなど、様々な環境の変化へのストレスが影響を与えていることも要因として考えられますが、義務教育学校の7年生においては、いじめの件数が非常に少なくなっております。なお、義務教育学校においては、7年生の不登校による長期欠席者もゼロ人となっております。これは、義務教育学校における発達段階に応じた学年ブロック制や、9年間を見通した教育課程の実施が功を奏しているものと捉えております。他の小中学校におきましても、月1回実施しております中学校区ごとの小中合同研修を通じて、これまで以上に学習面・生活面での情報交換や研修などを積極的に行い、スムーズな小中連携を行ってまいります。こうした多方面からの対応を行いながら、いじめや不登校の未然防止や解決に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥さん。

**18番（小嶋富弥議員）** 多岐にわたる御答弁いただきました。

最初に、教育長のほうにお伺いしますけれども、移行はやはり方向性としては令和8年度から完全移行だと。その前に、いろいろ課題が大変あると思うんです、やっぱり。問題は、この指導者不足が、確保が課題だと、課題の数ある中で。先生が、今まで無償で行ってきた指導者の代わりに探すハードルが高いのではないかなと。顧問による体罰の問題もあり、指導者の質の確保がとても大事だと。また、あと指導者とすれば、やはり有償だと思うんですね。その辺の経済的は、受益者負担の立場から子供たちが請け負うのか、それともある程度国でも出すみたいなお話、県も出すみたいなお話だけでも、その財源のほうはどのような、今後の課題と思うんですけれども、どのようにお考えになっているのかなということをまずお聞きしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、ただいまの議員の質問にお答えいたします。

まず、指導者の問題についてでございますけれども、現在、昨年度検討委員会を3回、小委員会も含めると5回の協議を持ちながら、児童生徒、保護者、そして教員等も含めアンケートを取りながら、最終的に年度末に説明会も行ってきました。そういったこともございまして、現在受皿となり得るようなスポーツ団体またはスポーツ協会において、受皿としてどのようなことができるかということを前向きに検討いただいております。そういったこともございますので、指導者につきましては、現在そのような、今あるスポーツ団体またはスポーツ協会のほうで、受皿となりながら指導者もそのまま配置いただけるというように考えているとこ



ろでございました。

また、ほかにも今現在学校の部活動を基に、保護者が中心となってクラブという活動を行っている団体もございます。そこについても、地域の指導者が入っておりますので、そのような形で進んでいくのではないかなと思っておりますのでございました。

2つ目の、様々なクラブを経営していく中で経費についてでございますが、こちらについては検討委員会の場でも、また説明会の場でも多く質問がございました。基本的に、例えば指導者への謝金等についても、これまでどおり今後習い事となっていくのであれば、受益者負担というのが基本とはなると思っておりますが、ただ、やはりここにかかる経費というのは、そう安いものではないというような意見が出されました。

そこで、現在国や県のほうから、そういった補助金について提案もなされてまいりましたが、これにつきましては令和7年度までの限定的な移行期間における補助金というふうな部分が中心でございました。これでは、なかなか持続可能な地域スポーツとはなっていくことが難しいところがございます。また、こちらについて市単独で全てを持つということも現実的ではございません。先日の県の課長会等でも申し上げましたが、ぜひ県のほうから国のほうへ、持続可能なそういった補助金等についても強く要望していただきたいということでお願いしてきたところでございます。

今後、こちらについても、本年度も検討会を進めてまいりますので、どれぐらいの経費がかかるのか、そういった部分も含めて検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥さん。

18番（小嶋富弥議員） まさに悩ましいと私も認識しております。先般新聞で見ましたけれど

も、4月26日付の山新なんですけれども、市町村の教育長課題指摘問題ということで新聞記事が出ました。その中で、新庄市の高野教育長は、中学校だけの改革にとどまらず、小学校や高校などを含めた大局的な考え方が必要とし、山形県として、競技力の子供たちの生涯スポーツをどう考えているのか、そのビジョンが見えないと指摘されておりました。まさに、私も、教育長頑張っているなど、やはりそういうことだなと思って、私はこの新聞記事取って、今日皆さんにも御披露したんですけども、やはり教育長さすがだ、やっぱり新庄のことを考えてくれてありがたいなと思っておりますので、今後ともまずひとつ御尽力お願いしたいと思います。

その中で、県の幹部に聞くと、これ新聞見ましたけれども、やはり部活動改革、丁寧に議論なんて。任せきりなんだ、県も国も地方自治体のほうにやはり、自治体のほうはやはり大変、杉沼課長も一生懸命お答えいただいたけれども、悩ましいな、実際ね。でも、やっぱり今子供たち、一つの学校でよ、部活できねえもんだから、これを合わせてしねえなんていうのは、なかなか大変だけれども、でもスポーツはやはり子供たちを育てていく健全教育のために大事なことで、勝ち負けよりもやっぱりそういう親しんで慣れるというふうなこともあっぺし、片っぽは勝たねきゃ意味ねえな、なんていうような部活の指導もあると思っておりますので、ひとつ時間をかけながら検討会を開くというふうなことで、何も新庄独自のやり方でもいいんじゃないかな、あんまり全部満遍なくするということも、新庄方式みたいな部分で特化するって、難しいけれども、何かこうしていく時代で、あれもこれもというのはもう大変な時代じゃねえかなと思うんですけども、ここでいかがかなと聞いても、検討しますということしかないと思うんですけども、まあそういった意味で私のほうの希望としてお願いしたいと思います。

次、不登校の問題も出ました。いろんなやっぱりお聞きしますと、子供たちの不安、学力、また無気力、親の関係というのは、非常に今の社会を反映しているようなことだと思うんですね。でも、やはり学校さ行って楽しくねえと、子供たちもおもしろくねえなんねえかなということなんですけれども、この相談員3名というのは、これ常時学校に在駐しているわけじゃないんでしょう。どういうふうな、この相談員の方々は、問題起きれば回るんだけど、相談員の大体現状を教えてあげたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

今ありました教育相談員といますのは、新庄市教育委員会の中に、教育相談室ということで3名の相談員を常駐させております。活動といたしましては、基本的にシャイニング教室と申しまして、適応指導教室、なかなか学校のほうに登校できない児童生徒、またはそういった不登校傾向を持つ児童生徒について、場所を学校から変えまして、月・水・金と3日間、そちらのほうで学習するような形を取っています。これについては、学びの場を保障するというところで、例えばなかなか学校に行けなくなって、よし、じゃあ学校に行こうとなった際に、勉強していなかったがために、また学校での授業がつかなくなるということもありますので、そのようなことのないようにしっかり学びの場を設けております。それ以外に、火曜日・木曜日はこちらでございまして、月曜から金曜まで1週間、何か保護者のほうから相談があれば、その相談に乗ったり、また学校の相談があれば学校の相談に乗ったりということで対応させていただいて、例えば学校と保護者の間に入って3者で問題を解決するなど、そういった実績を持っ

て今取り組んでおります。よろしく願いいたします。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥さん。

**18番（小嶋富弥議員）** やはり、学校さ行かぬえと親も心配だ、やっぱり。頭いい、悪いはこれしようがねえけども、やっぱりまず学校さ行くことをまず、俺があれでも行って頑張ってくれっかなというようなことで、やっぱりこれ親もね、家庭でやっぱりこう学校に行かないひきこもりというふうなことは、口になかなか出せない保護者が多いと思うんですけども、やはりそういったものも、これは新庄だけの問題じゃなく全国的に増えているというお話の中で私も申し上げているんですけども、やはり学校に行って楽しくして、みんなと仲よく運動したり、勉強したり、給食を食べたりというようなことが一番やっぱり大事なことでないかなと思うんです。ひとつ不登校なんていうふうなこの、事情はあるけども、やはり相談員の皆さん方からも頑張っていて、やっぱり子供たちも不登校になってこないように、やっぱり受け入れるような、ひとつ新庄市の学校づくりであってほしいなと思います。

あと、いじめの件、お話いただきました。残念ながら、229件から269件に増えたというようなことで、今までは何か学校ではゼロじゃなくて、やはり見逃しなんかしないでというようなことで変わってきたということで増えたんじゃないかなと思うんですけども、これほとんど解決してんでしょ、こういった冷やかしかからかいというふうなことも含めながら。

あと、もう一つ今お聞きして、よく中1ギャップってありましたね、中1ギャップ。新庄市では、萩野学園と明倫学園が小中一貫となって、7年生が要するに中1になるんだけど、なくなった、少ないなというふうなことは、これはやはり一つのこのメリットというか、効果が

あったなと思うんです。やはり、そういった意味で、この小中一貫校のよさというのが出てきたと思うんだけど、その辺もう1回、やはりこの一貫校の、これメリットというか、これはどうなのか、やはり確実にそういった傾向があるというふうなこと、どげだべ。お答えしていただけますかな。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

義務教育学校9年間の効果の部分でございますが、まだまだ始まったばかりのところでございますので、現状の中での効果としか申し上げることができませんが、ただ実際に中学1年世代のいじめや不登校の数を見たときに、義務教育学校の生徒のいじめの数、不登校の数が極端に、他の中学校と比べると低いということは実際に言えるところでございます。我々も、義務教育学校をここまで通して見てくる中で、やはり子供たちが小学校から中学校に変わるというのは非常に大きな心の揺れを招くようなものがあって、例えば授業一つとっても、今までの授業からスタイルが変われば当然不安になったり、または先生方もどんな人がいるか分からない、中学校3年生、ゴールの姿もよく見えていないというところが、義務教育学校になることによって、小中の教員が授業スタイルというものを、授業研究の中で授業を改善しながら同じような流れを持つことができるようになったり、または6年生までの児童が中3、9年生の姿を見ることによって、中学校のイメージをしっかりと持つことができるというふうなことが大変ある。そういった部分では、非常に不安感がなくなるのではないかなと思ったところでした。

先日、山形大学の大学院生と講座、授業をさせてもらうことがあったんですけども、やはり大学生も同じように、中学校への不安という

ものがこれでなくなる部分もあるのではないかな、などという話もいただいたところでした。

以上でございます。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥さん。

**18番（小嶋富弥議員）** はい、分かりました。ぜひ、ひとつメリットを十分に活用していただいて、子供の健全成長をお願いしたいと思います。

太田踏切の件につきまして伺いました。県で調査費ついたということで、協議のほうはこの辺に関して、市ではどのように認識しておりますかな。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 奥羽本線太田踏切の踏切道の改良の件につきましては、これまでも御質問いただきながら、地域の要望活動についても御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

実際、今年県のほうで予算化をして、踏切道改良に向けたJRとの協議のための資料作成ということで、今実際に実施しているというふうなことで伺っております。その内容につきましても、一度JRとは協議したというふうな経過も伺っておりますので、これから、なお、その細かいところで協議は進んでいくものと認識しているところでございます。この協議を踏まえまして、先ほど市長からの答弁にもありました踏切道改良の合同会議という中において、今後の進め方について具体的に示されていくものだろうというふうに認識しておりますので、今後も合同会議の中でも要望してまいりたいと思っております。

以上です。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥さん。

**18番（小嶋富弥議員）** ちょっと時間かかると

思うんです。全国的な問題、踏切問題だけれど、でもこれ根気よくよ、根負けしねえでお願いしたいと思うのよ。課長さんお願いします。

次、健康都市宣言についてに移ります。これ平均寿命、県でよ、県の平均が男が81.4、おなごが87.4。新庄市の男がよ、79.9、女の方が86.8。ずっと見て、俺もちょうどここさ当てはまる年齢になったもんで、特に関心があるんだけれども、これ新庄市、男よ、一番少ない。なしてだべ。おなごもよ、おなごって言うてはいけないな、女性って言わないと。女性の方も決していぐねえ。なしてだべ、教えてけろ。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 健康課長佐藤朋子さん。

**佐藤朋子健康課長** 本市の健康寿命の数値につきまして、県平均より下回っている、県平均よりも本市の平均寿命が下回っているとの御質問でございます。議員御指摘のとおり、県内平均と比べまして、男性ではマイナス1.5歳、女性では0.6歳、県の平均より下回っている状況でございます。

本市におきましても、疾病上の死因の要因としまして、がんですと心臓疾患、脳血管疾患などを起因とします死亡要因として亡くなられる方がおられると認識しております。

以上でございます。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥さん。

**18番（小嶋富弥議員）** いろいろあると思うんだけれどもよ、でも、これいろいろあっけんども、新庄さ住んで、やっぱり山形県より平均少ねえとがくつとくるぞ、はっきり言って。やっぱり、それは様々、命だから様々あんだけども、健康とはよ、老いと向き合いながら現状維持することだと、そのためには今の状況を保ちつつ、今よりどう生きるか、生き生き明るく生活できることが大切だということだと思っんですけれども、新庄市、これ都市宣言して、都市

宣言すればいいわけでもないべき。した限りはやはり、このとおりのやっぱりしていつてもらわねんね、やっぱり。

んだら話変わっけんどもよ、山形はなしていかなくたって、ちょっと俺なりに調べてみたらよ、山形では特別に、山形は人口24万8,000人ぐらい、25万だけれど、違うんだけれども、健康推進課というふうな専属の課設けてて、すごく健康づくり推進してんだよね。新庄市でいえば、前は健康指導員の方がいたというんだけれども、今いねえという。なしていねくなったんだべやと思うんだけれど、いかがでしょうか。

**佐藤卓也議長** 暫時休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、横山 浩。

**佐藤卓也議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** ただいま健康福祉推進員の件での御質問だと思いますが、健康福祉推進員ですけれども、住民への健康福祉活動の啓発や推進員の研修活動を行っていましたが、各行政区町内での成り手不足等がございまして、今年の4月30日をもちまして推進員を廃止している経緯がございまして、そういう経緯で廃止させていただいております。

以上です。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥さん。

**18番（小嶋富弥議員）** じゃあ、これ山形のことで大変申し訳ない、山形のほう俺調べてみたんですけれども、健康づくり任せている推進員ってのはよ、これすごいんだ。ただ、健康は運動だけでなくてよ、これ食生活改善推進員とか

よ、運動普及員と違って、養成講座して、ボランティアで講座やって、そして特に山形の場合はよ、スクスク運動って行ってこれと一緒にしてよ、このポイントやっている。新庄にも、やっているだけけども、このあれが、やり方も使い方もスマホでするのも、ちょっと難しいな。これ山形ではよ、このスクスクって、参加する人がよ、1万人突破しているんだ。人口24万8,000人、25万ぐらいいるだけけども。新庄市、じゃあ振り返って、この健康づくりのポイントカード作っている人、市長はよ、倍だというけどもよ、実際この数、何ぼの人いて、何ぼになって倍になったのかちょっと教えてもらうとありがてえな。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 健康課長佐藤朋子さん。

**佐藤朋子健康課長** 本市で実施しておりますかむてん健康チャレンジ事業の参加者についてでございますが、令和3年度は136名、令和4年度は251名の方々に参加していただいております。令和4年度の取組としまして、働き世代の方々をターゲットにしまして、献血会場ですとか、わらすこ広場におきまして、参加勧誘を実施させていただいた成果になっていると思っております。

以上です。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥さん。

**18番（小嶋富弥議員）** 136名から251名になったというふうなことは、これですべ、これこれ。これで募集。んだらよ、んだらよって言葉は申し訳ねえけれども、私スマホでやって、参加してみてえなと思ったけども、難しいでこりゃ。もう少しこう分かるようにしてよ、山形と比べて悪いけども、山形はきめ細かい。ポイントでは、例えばよ、グラウンドゴルフさ行ったとか、ポイント重なるとかよ、ちょこっとボランティアしたでもポイントになるとかよ、物すご

くきめ細かいし、何か景品もよ、物すごくポイントたまって、抽せんでくれるんだけど、例えばラーメンとかそば屋さんさ行って券くれるとかよ、非常に買物行くとかって、市に協力している事業所みただけけども、やはりそういったやっぱりきめ細かいこととして、やっぱり1万人、片っぽ100人台だべ。やっぱりこれじゃあ健康なんて、長生きできないんじゃないかなど。もちろん、これは個人の問題で行政で全部しろっていったって無理だから、行政はやっぱり動機づけ、市民の方々に動機づけしてくんねえと駄目だと思うんです。

新庄市にもこの、国からやって、いきいき健康づくり新庄21、いきいき新庄みんなが主役だ、平成31年3月、これは全国的にやっていて、これ1年間延びたけども、このとおり数値は変わらない。ほとんど新庄市の場合はよ、この全国的な数値に恐らく行ってねえと思うんだけども、その辺は今日は求めませんけれども、求めませんけれども、健康都市宣言してよ、いかなああと。何のために健康都市宣言したんだべ。その後もしねえで、新庄市では平和都市宣言とか無雪都市宣言と違ってやって、大変その心意気は、無雪都市だって大分、それこそ除雪、前2億、3億が、今十四、五億かけて、市民に大変ありがたく思っているだけけども、せっかく健康と福祉の都市宣言したって、これ課長変わると全然この意義が薄れてくんなんねべか。これもう少し頑張っていたきたいなと思うんだけども、市長はまず、このずっと継続していくために、一番健康大事だもんだ。まず市長、どう思いますか。

**小松 孝副市長** 議長、小松 孝。

**佐藤卓也議長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** 健康づくりの点でありますけれども、これまでも都市宣言をしてきたという経過もございますので、市としても健康課サイドからと、あと成人福祉課サイドからの両面で取

り組んできたところでもあります。

それで、健康寿命、寿命が県平均より低いという部分でありますけれども、一般的に言われているのが、喫煙率が新庄市も含め、最上地域で高いということが指摘されているところでもあります。あと、そのほか塩分の摂取量が多いということで、それらの関係で、生活習慣を改善する必要があるというようなことは、内外から指摘されている部分であります。

このようなことから、市としては健康課の保健師を中心として、出前講座とか、あとこつこつ体操とか、あとそのほか動機づけとしまして、全然運動習慣のない人にどうやって意識を持ってもらうかというのは非常に大切な視点になってきますので、議員御質問のマイレージカードの事業での取組というところで進めているところであります。

他市と比べてメニューが少ない部分については、参加して楽しめる事業にしていきたいと思っておりますので、手法とか、メニューを増やして、市としても動機づけを進めてまいりたいというふうに考えております。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥さん。

**18番（小嶋富弥議員）** ぜひ、ひとつね、新庄最低なんて数でねくて、やっぱりいろいろある、雪が降ったり、やっぱり今言ったみたいにしょっぱいもの食べると。でも、それを打破して、住みよい町さ住まねえとよ、新庄さ生きたかいなべ。やはりね、我々住民と自治体が、人生100年時代、健全で健康に迎えるためには、やっぱり行政の皆さん大変だけれども、種まき、動機づけがやはり必要となってくると思うんですので、いろいろ、私は何回も言うけれども、新庄市の職員はシンクタンクだと思っていますので、ぜひもう一度健康を、皆さんでそうなるように、楽しく、新庄に住んでいかつたとなるために、ぜひひとつ御配慮お願いしたいと思

います。

健康課長、新庄市のよ、健康・福祉都市宣言の内容分かりますね。ちょっと読んでけんねかな。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 健康課長佐藤朋子さん。

**佐藤朋子健康課長** 健康・福祉都市宣言。

市民一人ひとりが、かけがえのない生涯を豊かに送るため、自らの心身の健康に関心をもち、常に健康を維持する努力が必要であります。

また、すべての市民が、住みなれたこの新庄市でともに生活していくために、市民一人ひとりが福祉について理解をもち、おもいやりの心を持って行動する市民となる必要があります。

新庄市は、このような自覚と認識にたち、市民が健康で充実した生涯が送れる「健康・福祉都市 新庄」を創造することを、すべての市民の決意としてここに宣言いたします。

平成6年6月7日制定でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時01分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 山科春美議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、山科春美さん。

（7番山科春美議員登壇）

**7番（山科春美議員）** こんにちは。

6月定例会の4番目に質問させていただきます、議員番号7番、新政・結の会の山科春美でございます。

また議場にて一般質問をさせていただく機会をいただきましたことに、心より感謝いたします。負託いただきました4年間を、市民の皆様のお声をお伝えするとともに、市勢発展のために精いっぱい頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。結婚支援についてということですが。

2022年度の国内出生数が79万9,728人で80万を切ったと、3月1日に新聞各紙で報道されました。社人研の2017年の推計では、80万人割れは2033年としており、想定より11年早く少子化が進んだということですが、その背景には、コロナ禍での結婚の減少が要因の一つと言われています。また、県の結婚に対する意識調査によると、30代から40代の未婚者が独身にとどまっている理由の第1位が、適当な相手に巡り会わないからということだそうです。

当市においても、平成25年は171組の婚姻数がありましたが、令和2年には115組と年々減少傾向にある現在、家庭の支え合いによる子育てしやすい環境づくりを推進している当市において、今後の結婚支援の取組も強化していく必要があると思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

1つ目、本市の直近5年間の婚姻数について。2つ目、本市の結婚活動支援事業、また最上広域婚活事業の取組と成果、課題について。3つ目、新庄市独自で結婚支援室の立ち上げや結婚応援隊としての仲人の伴走支援の立ち上げの予定について。4つ目、今後の結婚支援の進め方について、を質問させていただきます。

そして、大きな2つ目です。空き家対策について（管理不全空き家の対応について）ということですが。

この質問は、2年前から何回も質問させてい

ただいて、またの質問になりますけれども、よろしく願いいたします。

管理不全空き家の対応について、昨年の12月議会でも質問しましたが、建物の所有者に対して助言、指導、勧告を行ったり、危険な状態になったときは応急措置を行ったり、それでも改善ならなかった場合は、時間はかかりますが略式代執行や財産管理人制度での解体の方法があるという回答をいただきました。しかし、危険空き家の近隣に住む住民にとっては、倒壊や通学路の安全などの不安を抱えながら、この問題が早く解決し、地域の安全安心が確保されることを強く望んでおられます。例えば、空き家所有者だけでなく、近隣住民や町内会などが解体に対応した場合の補助などの支援策の可能性についてお伺いいたします。

大きな質問の3つ目、選挙についてです。

今年は、県議会選挙から始まり、市議会議員選挙、また9月には市長選挙が行われます。全国的に投票率の低下が取り沙汰されていますが、当市において、前半の2つの選挙を終えて、投票率、投票した人の年齢層の分析を通して分かった傾向や、それを受けて今後の投票率向上に向けての課題と方策についてお伺いいたします。

また、2つ目として、現在市長の5期目の出馬表明が、もう何か新聞では行われたようですが、行われるかということが市民の一番の関心事になっております。市長選まであと3か月ですが、市長の御出馬の御意思をお聞かせいただきたく思います。

以上です。お願いします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

選挙についての前段につきましては、選挙管理委員会委員長より答弁させますので、よろし

くお願いいたします。

初めに、結婚支援についての御質問ですが、1点目の本市における直近5年間の婚姻数につきましては、平成30年は133件、令和元年140件、令和2年115件、令和3年108件、令和4年99件であり、年々減少する傾向となっております。

次に、本市の結婚活動支援に関する取組につきましては、現在最上8市町村と県により組織する最上広域婚活実行委員会において、希望する方々に出会いの機会の提供を行っております。昨年度は、少人数制の婚活イベントやセミナー、交流パーティーなどを合計4回開催し、結婚を希望する方々の出会いの場の提供やきっかけづくりを支援したところであります。また、そのほかの結婚活動支援事業として、結婚新生活に係る経済的負担の軽減を図るために、新婚世帯を対象に住宅取得費用や家賃、引っ越し費用について、最大60万円を補助する事業を行っております。昨年度は、市の独自事業として、結婚を希望する未婚者やその親族を対象とした婚姻個別相談会を3回実施いたしました。しかしながら、結婚個別相談会への参加者が非常に少ない状況であったことから、今年度においては結婚個別相談会の実施に代えて、県が主体として運営するハッピーサポートセンターと連携し、マッチングシステムAiナビやまがたの登録相談会を実施する予定としております。

次に、本市における結婚活動の支援につきましては、現在のところ市独自の組織を立ち上げる予定はございませんが、市民の結婚活動を支援する窓口として、県で組織しているボランティア仲人「やまがた縁結びたい」と積極的に連携を図ることで対応してまいりたいと考えております。

最後に、これからの結婚支援の進め方についてですが、結婚活動への理解を促進するとともに、結婚活動への意欲を高めるための情

報提供を積極的に行ってまいります。また、最上8市町村で連携して、マッチングシステムAiナビやまがたへの最上地域の登録者を増やすことで、より多くの出会いにつなげていきたいと考えております。

今後も、県や最上広域婚活実行委員会と連携しながら、結婚を希望する方々への思いが最高の結果となるよう、意識啓発や結婚に関する相談体制の整備に努めてまいります。

次に、管理不全空き家の対応についてお答えします。

議員御指摘のとおり、管理不全空き家の様々な問題については、地域の安心安全の確保のための重要な課題であると捉えております。現在市が行っている管理不全空き家の対応につきましては、地震や豪雪、暴風時のパトロールを行うとともに、市民の方からの情報提供があった場合には、現地を確認した上で、所有者に必要な措置を講ずるよう、早期解決に向けた助言や指導を行っております。特に、倒壊等著しく保安上の危険を伴うなど、人命等に係る緊急の場合は、迅速な対応による応急措置を行っております。

また、空き家の除却に対する支援策につきましては、本市においても今年度より実施しており、一定の要件を満たす場合には上限100万円、または上限10万円を、所有者や相続人に対して助成する制度となっております。

なお、近隣住民や町内会などが解体に応じた場合につきましては、どのような対応ができるのか、全国の先進事例なども参考にしながら、より有効な空き家対策を進めていきたいと考えております。

次に、私に対する質問ですが、私は平成19年9月に初就任いたしました。当初は、まずは財政再建が大きな課題でありました。「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」の理念の下、「障がい者にやさし



いまちづくり」を進め、あれから15年余りが経過し、間もなく今期の任期が終わろうとしております。

これまでの市政を振り返り、そして次の4年間にどう立ち向かうのか、私自身の気力、体力、心の整理が必要であり、これまでと異なった意思の表明となりました。くしくも、某マスコミより、後援会役員会の話の切り出され、正式には議会の場で表明したいと伝えたところであり、一般質問での問いかけがなければ、最終日にと考えておりました。

結論から申し上げますと、9月の選挙に出馬し、市民の判断を仰ぎたいと思っております。既に2名の方が表明しております。県議選、市議選、そして市長選と、多くの方が堂々と自らの考えを訴え、市民の判断を仰ぐことはとても尊く、民主主義の原点でもあり、その志に心から敬意を表したいと思っております。また、成り手がない、無投票と言われる昨今、新庄市の状況は大きな注目の的であります。

私自身、これまでの市政を振り返ってみますと、1期目、2期目は財政再建、東日本大震災に奔走しました。一方、財政難の中でもお金の使い方を工夫し、さらにソフト事業を中心に、まちづくりは人づくりに邁進してまいりました。

私は常々、昭和は成長の時代、平成は成熟の時代、令和は文化創造の時代であると述べております。新型コロナウイルスが2類から5類になった今、社会全体が大きく動き出しました。

一方、歴史は繰り返すと言われております。愚かな指導者の行いが、ロシアのウクライナ侵攻となり、人権を侵害し、さらには世界中に多くの影響を及ぼしております。

そのような中であっても、日本の魅力に、インバウンドの復活で、多くの外国人が訪日しております。しかし、その受入れも、コロナの影響も含め、人材不足で苦戦していると言われております。本市においても、担い手、人材不足は、

各事業、各企業でも苦戦している状況にあります。

人口減少の流れを今すぐ止めることはなかなかできません。人口減少による地域経済の縮小をいかに食い止めるか、それぞれの地域の知恵が試され、地域間競争にさらされております。平成元年の最上郡の人口は10万2,544人、就任当時、平成19年には8万8,150人、令和5年5月1日現在では、郡全体で6万6,476人、そのうち新庄市3万2,655人、郡部が3万3,821人となっております。近い将来、市と郡部の人口が逆転すると思われ、この事実をしっかり受け止めなければなりません。

これからのまちづくりのキーワードは、コンパクトシティであると考えております。また、公共事業も慎重にしなければ、将来の負の遺産となることは必定であります。新たにではなく、あるものを生かすことが大切。そこで私は、まちの姿として、新庄の歴史文化を大切にしまちづくりを進めてまいりました。新庄まつりの重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化遺産登録、エコロジーガーデン、雪の里情報館の登録有形文化財、既に指定されている矢作家住宅、戸沢家墓所、鳥越八幡神社、さらにお堀のある新庄城跡などを核として、さらに歴史文化に磨きかけたまちづくりこそが未来につながり、また訪れたいまちであると確信しております。

よく観光客の誘致と言われますが、その要素は、見る、食べる、そのために行ってみたくなる、そして買う、また泊まる、そういう流れがあります。宿泊することがないと、企業の皆様から御意見をいただきます。そのことも大変重要なことであり、関係者と協議していかねばならない課題であります。雪が降るからこそおいしい水があり、おいしい食べ物がある新庄市、訪れる人は皆、新庄の食べ物はおいしいと言います。これは自慢です。全てに前向きに捉

えるところは、そのまちの魅力です。

市長になって、味覚まつり、そばまつりをスタートさせました。その前に、とりもつラーメンを仕掛け、若い経営者たちがさらに磨きをかけ、新たな顧客やリピーターを獲得しているのは、皆様御承知のとおりであります。

令和7年、新庄開府400年を迎えます。新庄まつりを生み出したこの歴史を検証することは、先人たちに敬意を表するとともに、未来につなげる大きな一歩と考えております。そのために、歴史的風致維持向上計画にのっとり、新たな取組でまちなかの活性化を図りたいと思います。

市民の多くの皆さんはまちの顔として、また、最上郡内の皆様も市内の顔として駅前通りのにぎわいを期待し、自慢したいというふうなところでもあります。エコロジーガーデン、まゆの郷、道の駅、戸沢家墓所、松岡俊三と今和次郎のゆかりの雪の里情報館、そして最上公園と、点から面へとつながり始めました。いよいよ駅からお城まで、キャスルロードとして歩いて楽しめるストリートにする大きなチャンスが到来いたしました。新庄市を訪れる人たちに、なるほどという仕掛けを持って迎え入れる時が来ました。歩いて、自転車、乗り物で、バスでつなぎ、新庄駅から行ける道の駅はJRも注目しております。結果、滞留時間を延ばし、宿泊支援など様々な取組が生まれてまいります。途中にはのくらしがあり、町内を巻き込んだよろず市も見どころです。南本町の角には、高校生グループの活動場所があり、新庄東高が駅前通りにサテライト教室をオープンさせ、企業が空きビルを活用しようと動き出しております。今、その流れを後押しする大きな役割を果たさなければなりません。人が人を呼ぶと言われています。そんなまちをのぞいてみたい、訪れてみたい、そんなまちづくりに挑戦する大きなチャンスと考えております。これまで培った人脈や、大学の先生方のアドバイスなどを生かしながら、若

者の未来につなげてまいりたいと思います。

おかげさまで、この夏、昨年に引き続き、大正大学の野球部八十数名が合宿に来てくれることになりました。これも、新庄まつりの山車派遣による大きな成果と考えております。また、新庄での宿泊の楽しみは、夜の文化も貢献しております。しかし、あけぼの町のお店も空き家が目立ちます。また、危険でもあります。公衆トイレは直しましたが、お店の方も早急に修理、修繕を行わなければなりません。今、あけぼの町一帯を伝統建造物の登録文化財に指定し、歴まちの補助金を活用し、さらに入り口のアーチ看板も復活し、訪れる方々が安心して立ち寄れる場所にしてまいりたいと考えております。

駅なかからまちなかへの流れをつくり、ランドマークである新庄城址につなげ、いずれは隅櫓復元への道筋をつけたいと考えております。

新庄の持つよさを守りつつ、新たな取組で元気な夢のあるまちづくりの旗振り役としてしっかり取り組んでまいります。

少子高齢、人口減少、子育て、健康福祉、教育、基幹産業農業支援、雇用の場の確保、克雪など、多くの課題は市民生活そのものであります。全てに市民生活が優先する姿勢が基本中の基本であります。まちづくりには、最低30年かかると言われております。その折り返し期に当たり、次の4年を未来につなげる礎となるよう、全身全霊を込めて今後とも努めてまいることをお誓いし、皆様方の絶大なる御支援をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

**武田清治選挙管理委員会委員長** 議長、武田清治。  
**佐藤卓也議長** 選挙管理委員会委員長武田清治さん。

**武田清治選挙管理委員会委員長** 選挙についての御質問であります。この4月に執行いたしました県議会議員選挙、市議会議員選挙を終えて

の分析と、投票率向上に向けた課題と方策についてお答えします。

12年ぶりの選挙となりました県議会議員選挙、新庄市選挙区の投票率につきましては、前回の平成23年が70.34%に対し、今回は58.34%となりました。また、市議会議員選挙につきましては、4年前の平成31年の投票率60.7%に対し、今回は61.01%と若干前回を上回る結果となっております。しかしながら、8年前の市議会議員選挙につきましては62.02%でありましたので、双方の選挙とも投票率は低下傾向にあると考えております。

投票者の年齢層の分析についてであります、県議会議員選挙、市議会議員選挙ともに、この12年間の動きを見てみますと、高齢者層の投票率の低下が課題として挙げられます。また、今回の市議会議員選挙の特徴といたしましては、30歳代から40歳代の投票率が、前回の4年前と比較して2ポイントほど上昇した結果となっております。

今後の投票率の向上に向けましては、近年期日前投票による投票が増加していることから、これまでの分析も踏まえ、有権者にとってより投票しやすい環境となるよう調査や分析等を進めてまいります。また、出前講座や街頭啓発活動など、様々な啓発活動につきましても引き続き取り組んでまいります。

以上、よろしくお願いたします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。

また、市長から出馬の御意思を議場にて語っていただきました。ありがとうございます。この表明を受けて、現在ほかにお二人の方も表明されているようですが、本当に新庄市の未来をつくっていく首長選挙であります。市民の皆様は、すごくいろいろ首長選挙に対して、候補者の方々のその熱い情熱、思い、新庄をよ

くしていきたいというその思いを本当に聞きたいと思っておりますので、存分に語っていただきたいなと思います。ありがとうございます。

それでは、ちょっと最初の質問の再質問をさせていただきますと思います。

結婚支援事業ということですが、直近の5年間の結婚数、本当にこうだんだん下がってきていて、令和4年度は100人を切ったということを知っていて、何かちょっとすごく寂しいなというふうに思った気がいたします。やはり、本当に結婚というのは、まず個人の意思ということもありますので、なかなかこう支援というのも大変なんだなということも分かりました。でも、今回の結婚支援の窓口ということで、県のいろんなシステムにつなげる窓口ということをやちょっと検討するという事なんですけれども、それは総合政策課内に置く形でしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私のほうから結婚活動について、支援についてお答えしたいと思いますけれども、窓口を設置するというふうなことではございませんで、昨年単独の相談会を実施いたしましたけれども、ちょっと集まりがなかなか悪くて、単独での相談会につきましては、少しちょっとお休みをさせていただいて、県のほうのマッチングシステムのほうと、あと最上広域の8市町村で行う実行委員会のほう、そちらのほうをまず中心として連携してやっていくこととしたいというふうな形で、そちらのほうに、総合政策課窓口となるかと思えますけれども、相談に来られた方いらっしゃれば、そちらのほうにおつなぎしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ぜひ、やっぱり結婚、

これも本当に、市としてやっぱり結婚支援に対して思っているんだなというところが、やっぱり市民の皆さんも分かるかと思うんですけども、何かほら結婚のことで、いろんなところにつなげますので、ちょっとここに連絡くださいみたいな、そういったところもあってもいいんじゃないかなというふうに思います。

その出会いのところなんですけど、やまがた出会いサポートセンターというのもあるんで、またそのA iナビやまがたとか、縁結びたいとか、また今年度県のほうでも結婚支援コンシェルジュというのを、新しくそういった方も配置して、各市町村に対しての結婚の取組への助言支援企業などもやっていくみたいな取組もあるようです。

あと、すごく思うんですけども、本当にこの新庄市の、それは県の事業なんですけれども、新庄市の駅前にやまがた出会いサポートセンターということで、県内4つのそのセンターがあるんですけども、その最上郡内のセンターということで、駅前にその事務所があるんですよ。そして、木曜日と金曜日と土曜日、10時から19時まで常駐しているんですよ、そのコーディネーターの方が常駐していて、そういったそのマッチングシステムとか、A iナビやまがたなどへの登録の案内もしてくれるので、本当にこの新庄市にそういうのがあるということが、すごくありがたいことだなというふうに思っているんですよ。あと、その結婚相談会というのも、月に1回その場所で予約すればできるというところもありますので、ちょっと市単独ではなかなか厳しいのであれば、そういったところと連携して、本当に新庄市内にあるわけですから、そういった方も常時いらっしゃるわけですから、ぜひつなげるという形でやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 今議員御質問ありましてとおりに、ハッピーサポートセンターの最上支所といますか、駅前のほうにございますので、今議員おっしゃったとおりなんですけれども、本当に単独ではなかなか難しい、ましてや最上地区は人口が少ないので、なかなかそういう出会いというふうなところに参加される方々も当然少ないというふうな、分母が少ないので、そうなりますと、やはり身元がなかなか、うまくいかなかったときにばれるのがちょっと恥ずかしいとか、そういった部分がありまして、やはり人口が多い地区から比べますと、なかなか何をやるにしても集まりというのが悪いというふうなところが課題というふうに認識しております。

そういった部分で、県のほうで、行政が行うそのマッチングシステムなんかも、やはりそういう、今はやりといますかそのデジタル的な感じでそのサポート、行政が安心してやっていけるサポートのシステムもありますし、そういったところに、私たち市といたしましては、県そして最上8市町村の実行委員会でやっている様々な取組のほうにつないでいければなというふうに考えております。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 分かりました。今すぐはちょっと、そういうふうにはいかないんですけども、でも、やはりこの結婚支援というのは、本当にこう、昔でしたらその仲人ということで、職場の上司の方が世話するとか、近所の方が世話するみたいなのがあって、やっぱりそういったことがなくなっている現在、やっぱり本当に、ここは結婚支援というのはなかなか、地方自治体が入っていくのもちょっと厳しいところであるんですけども、でも何か仲人

支援、そういうのをやりますと、ちょっとね、心意気みたいな感じなんですけれども、そうすると、結構60代とか70代とか50代の方で、そういうのならこうやってみたいという方も、ちょっと市民の方にでもいらっしゃるんじゃないかな、なんていうふうにも思うんです。

例えばなんですけれども、そういった結婚支援のほうをもうちょっとく深めていくために、地域おこし協力隊の方とか、結婚支援のほうの支援室の立ち上げで、例えば地域おこし協力隊の方に御夫婦とかで来てもらって、当市において一番結婚支援の形を調査研究、立ち上げなどをしていただくみたいな、そういったことはいかがでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 結婚支援としての地域おこし協力隊の活用というふうな御質問でございますけれども、室のほうの立ち上げというふうなところまで行くかどうかというふうなところは非常に難しい課題と思っておりますけれども、協力隊につきましても、ちょっと考え方、今ありましたので、そういった部分については、取組を検討していくことは非常にいい御意見というふうに伺って感じております。ただ、協力隊の募集につきましても、相手があることで、なかなか募集をかけても応募がならないというふうなところのミスマッチが全国的にもありますので、そういった課題さえ解決できれば、そういったところの取組も可能であるなというふうに、今伺って感じているところでございます。

以上でございます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ちょっともう一つなんですけど、やっぱりその結婚についての相談窓口ということで、新庄市では困りごと・悩みごと

相談窓口一覧ということで、本当にきめ細やかにこういったものをつくってくださって、これを見ればいつでも、何か電話かけられるんだなみたいなところもあるんですが、ここにやっぱりちょっと、結婚についてのお困り事みたいな形で、例えばそういったところでもできるような相談体制とかあればいいなと思っておりますが、2年前だか、総務文教委員会で視察に行った会津美里町というところでは、結婚・子育てコンシェルジュということで置いて、結婚から子育てまで相談できる体制をつくっているようなところもあったんですよ。ですので、そういったプロの相談員とまでいなくても、やっぱりそういった研修も受けていただいて、相談体制なども検討していただくこととかは可能でしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** ちょっと本日といいますか、先ほど来御答弁申し上げておりますけれども、やはり単独としてはなかなか難しいと感じている部分ありまして、昨年度やってきた結婚相談会も、準備にはある一定程度の時間と手間をかけてしてきても、1回当たり1人来るか来ないかみたいな状況でございますので、単独でやっていくというふうな部分、コンシェルジュを置いてとかいうふうな部分は無理だといえども、先ほど今御質問といいますか御意見出されましたその相談窓口のほうに、うちの総合政策課のほうで、全体的な相談の入り口ベースとして受付しておりますよというふうなことで盛り込むことは可能かと思っておりますので、そういった形で今後ちょっと対応のほうを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** やっぱり、若い方でも

本当に出会いがないとか、結婚したいという思いがあっても1人では決められないという方もいると思います。あるちょっと、縁結びたいのすごいベテランの方の声なんですけれども、やっぱり結婚という自分の人生に最も大事な決断を、誰かの力を借りることも大事であるんじゃないかというふうに言っていて、あと、その縁結びたいの方が、「結婚しなさい」ってこう勇気を与えることも私たちの仕事ですというふうに、こう言っていたんですけれども、やっぱりすごく、そういったことも、やっぱり人を通して、背中を押してあげるということも大事であると思いますので、いい形でやっぱり結婚に踏み切れるようにやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の空き家対策についてということなんですけれども、やっぱり本当に地域の区長さんとかでも、ちょっと管理不全空き家がある場所があるんですけれども、やっぱりどうしたらいいのかと、どのようにしたらいいのかとすごく困っていて、そして、市のほうでこういう制度、解体の今回、今年4月に新しくできましたけれども、こういった制度もありますと話したら、でも自分たちでも何かできることがないかみたいな感じで、区長さんのほうからちょっとおっしゃっていたところもあったので、やっぱりその近隣住民や町内会の方も、解体に対応したいというその意思が少しでもあるときに、本当に市のほうでもこの補助みたいな支援策について、ないかということでちょっとお聞きしたんですけれども、例えばなんですけど、お隣の秋田県の大仙市なんですけれども、令和3年の4月1日から始まった制度で、大仙市危険空き家等解体補助金、自治会向けということなんですけれども、倒壊危険が高い空き家の解体費を、地域の自治会が補助する方針を決めたということで、所有者が解体費を負担できずに、自治会が解体の同意を所有者から得た場合に、

市が費用を9割補助するという事業なんですけれども、やっぱりその大仙市の場合も豪雪地帯で、雪が降ったらもう壊れそうで大変だということで、やっぱりいろんなこと、いろんな相談もあってそういうのを決めたということなんですけれども、そういった感じで、市のほうでいかがでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 空き家対策ということで、空き家の除却についての補助制度、近隣の他の自治体での実例などを交えて御質問いただきありがとうございます。

ほかの自治体におきましても、実際に個人に対しての補助ではなくて、近隣の住民の方などが団結して対応していただくというふうな思いの中に、何とか応えたいという形での制度設計をされているところがあるというふうなことも承知しているところでございます。

実際、空き家の対応ということでございますが、そもそも空き家というふうなものが、それぞれの個人の持ち物、財産であるというふうなことが大前提であるというふうなことで、先ほどの大仙市の案件に関しましても、所有者の方から、壊してもいいという同意、またその所有権の移転等の話が調うというふうなことが前提になっているのではないかというふうなことで認識しているところでありますが、新庄市の今年制度設定をいたしました制度につきましては、あくまでも所有者の方が解体をするということが前提となっている制度でございますので、今現在市が運用している制度につきましては、その地域の方が解体をしたいということであったとしても、今現在のままでは活用することができないというふうなことで御理解いただきたいと思います。

また、他自治体のほうで、地域の方々が実際に活動されることで支援を受けられるというふ

うな制度につきましても、新庄市の場合と併せまして、実際に取り組めるまでの道のりというか、その持ち主の方とのやり取りがスムーズにいくかどうかということも大きな課題であるかなというふうなことも考えておりますけれども、その内容も含めて今後研究してまいりたいと思いますので、今後とも空き家の対策につきましては、いろいろと御指導いただければと思っております。よろしく願いいたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ぜひ検討していただきたいと思います。やっぱり、所有者が解体できずに負担、解体費を負担できずにいて、そして周りの住民の方々が本当に困っているということで、もちろん本当に個人のものということは分かるんですけども、でもやっぱりそういった個人の方との話合いの場とか、そういったことを市のほうでも入っていただきながらやっていただいて、何とかちょっと解決に導けるようにしていただきたいんです。本当にちょっと不安を抱えていて、住民の方がやっぱり困っていらっしゃるの、ぜひそういったことも検討していただきたいと思います。

やっぱり、これから台風とかが来て、いつ潰れるか、またこの冬の雪でいつ潰れるかみたいな、そんなやっぱり時間勝負みたいなのところもありますので、緊急措置というかそういったのもしていただきながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

今年の、今月7日に空き家の発生を抑えて活用を促す空き家対策特別措置法が、参院本会議で可決したという報道もあって、やっぱり窓や壁の一部が壊れるなど管理状態が悪い空き家について、税優遇の対象から外すというようなこともできてきておりますので、やっぱり今後も本当にこういった空き家とか増えてくると思っておりますが、空き家相談会もこの間チラシ入ってお

りましたけれども、そういったことも今後、空き家対策も本当にしっかりまちづくりの観点から見て、ちょっと頑張っていただきたいなと思います。

すみません、じゃあ次、選挙についてということですが、期日前投票がだんだん増えてきたということなんですけれども、期日前投票と実際の投票日との投票の数とか、分かりましたら教えてください。

今田 新選挙管理委員会事務局長 議長、今田新。

佐藤卓也議長 選挙管理委員会事務局長今田 新さん。

今田 新選挙管理委員会事務局長 私のほうから、期日前投票の投票者数等の数字のお話でしたので、お答えさせていただきたいと思います。

手元では、このたびの市議会議員選挙、4月23日執行の市議会議員選挙の数字を申し上げさせていただきますと、期日前投票者数が8,598票、当日の投票者数、言わば投票日の投票者数が8,293票、不在者の投票が132票というふうなことで、合計1万7,023票というふうな結果になっております。

まずは、この辺までお答えさせていただきます。よろしく願います。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 期日前投票が投票日より超えたということでもありますけれども、やっぱりそれだけこの期日前投票がすごくニーズがあるということであるんですけども、例えば公報で、選挙公報なんですけど、やっぱり投票日の、もう投票終わってから来るとか、そういったふうに言う方もいるんですけども、そういった件はもっと早めるとか、そういったことはできないんでしょうか。

今田 新選挙管理委員会事務局長 議長、今田新。

**佐藤卓也議長** 選挙管理委員会事務局長今田 新さん。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** それでは、選挙公報のお話ですので、そのことについてお答えいたします。

選挙に関しては、国政も全て投票日に投票することが基準となっております。投票日がいつかというふうなことで、その日から期日前というふうな日数が国政、市議も決まっているというふうなことです。言ってみれば、告示の日から、皆様方のお届けをいただいた日に順番を決めると、そこから印刷がスタートされるというふうなことは、今まででもこれからも改正ない限り変わらないと思っておりますので、例えば4月16日に皆様からお届けいただいた、17日に印刷をかけて18日に市民の皆さんにお届けするような形になるというふうなことで、一番近くて市議会議員選挙は4月18日だったというふうなことでさせていただいております。ぜひよろしくをお願いします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 分かりました。やっぱりいろいろちょっと国の制度とか、投票日を基準にして考えるということで公報があるということで、ちょっとなかなか厳しいと思うんですけど、そういう今現実その期日前投票というのがすごく増えてきたということなので、やっぱりそういった国の制度も、これからちょっと検討するべきところなんだと思います。

あと、やっぱり高齢者の方の投票率がちょっと下がっているというふうな声を聞きましたけれども、やはり前回の質問でも言ったんですけども、選挙に行って、靴を脱いで、階段上って投票するのはすごく大変だということもございまして、やっぱり高齢者の方ほど、何か投票に行くのが本当に大変だという方も多いですけれども、選挙管理委員会としては、どのよ

うにその高齢者の投票率が下がった理由を考えていらっしゃると思いますか。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 議長、今田新。

**佐藤卓也議長** 選挙管理委員会事務局長今田 新さん。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 高齢者層の投票率が下がった理由というふうなお話でございますけれども、委員のほうでいろいろ高齢者御本人の方々とお話があって、このようなことを言っていたよというふうなことはお話ししました。地区の公民館等で、靴を脱ぐことが難しい、あるいはおっくうになっているというふうな方の話というのは、なるほどそうなんだろうなと思っておりました。

先ほどの期日前投票の投票率の向上というふうな部分を兼ね合わせて考えますと、第2区期日前投票所の市役所の会議室では、バリアフリー化されたもので御案内できるというふうなことを考えておりますので、今のところ地域それぞれの公民館に靴を脱がないで入るということは、今のところはなかなか難しい話ですし、全体的な投票所の件数も、ここ10年以内に33投票所が31投票所になっているというふうなこともございますので、全体的な兼ね合いを考えて、いろいろお調べしていかなくてはいけないんだろうなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ぜひ、ちょっといろいろ検討していただいて、投票率向上に向けて頑張っていただきたいなと思います。9月は首長選挙があって、必死の本当に情熱あふれる選挙戦が繰り広げられることになるんじゃないかなというふうに思います。県議選、市議選もそうでしたが、街宣車が通るたびに市民の皆様が温かい声援、特に子供たちや中高生が笑顔で手を



振ってくれる姿を見て、すごく何か選挙ってすごいなと、一体感を感じることがありました。若い方々が、選挙が新庄の未来がよりよいものとなるために投票することが大事なんだということをお伝えしながら、投票率向上に向けて頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 鈴木啓太議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、鈴木啓太さん。

(4番鈴木啓太議員登壇)

**4番(鈴木啓太議員)** 6月定例会、本日5人目の質問者として一般質問をさせていただきます、議席番号4番の鈴木啓太です。

初めての一般質問ということ、また諸先輩方を前に大変緊張しておりますが、一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。不慣れな点、至らぬ点等あると思いますが、その都度御指導いただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。今回一般質問をさせていただく内容は2点です。

1つ目は、子育て支援についてです。

少子化が進む中、全国的に見ても子育て支援が重要視されてきているように感じております。子育て世代への支援を主軸とし、人口が増加している自治体もあることから、これまで以上に子育て支援に重点を置く自治体が増加すると予

測できます。そうした中で、本市が子育て世代に選ばれるまちづくりをしていくためにも、第5次新庄市総合計画の重点課題の一つでもある子ども・子育て支援を充実させていかなければなりません。

子育て支援や子育て環境の充実は、子育て世代の定住や移住を決める要因の一つにもなると思っております。そこで、本市で現在実施している子育て支援施策において、市内外の子育て世代へアピールできるポイント等、今後はどのような部分を充実させ、子育て世代に選ばれるまちづくりをしていくのかお伺いいたします。

続いて、2点目の質問ですが、本市の道の駅事業に関することです。

私が選挙に出ることを聞いた同年代の仲間たちからは、ありがたいことに、これまで政治や行政に興味がなかったけれども興味を持った、頑張っしてほしいといった声をかけていただくことが多くありました。その中で、特に多かったのが、本市の道の駅に関する話題です。本市の道の駅事業については、この議場でも様々な議論がなされた経過があります。しかし、市民の中には、特に若年世代においては、いつ、どこに道の駅ができるのか、あるいはどういう経緯でそういうふうになったのか、あんまり分からないといった方が一定数おられました。そこで、エコロジーガーデン周辺の道の駅及び新庄インターチェンジ付近の道の駅について、これまでの経過と進捗状況、またそれぞれのどのような利用目的を持って事業展開をしていくのかお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、鈴木市議の御質問にお答えさせていただきます。

市の職員として、これまで勤めていただいたわけでありすけれども、また内部における話

合いの一角にまでまだなかなか入る機会がなかったのも事実かなというふうに思っております。政策決定の中で、政策調整会議などで全てを一つ一つ積み上げて、政策をつくり上げてきているということもぜひ御理解いただきたいというふうに思います。私が全て単独でやるということは一つもないということ、ぜひ御理解いただければなというふうに思います。

初めに、本市の子育て支援についての御質問にお答えさせていただきます。

本市の総人口は、令和2年の国勢調査で3万4,430人、先ほどの山科議員の質問に対しては、もう3万2,000人台というふうに報告しているわけであります。平成27年国勢調査と比べ2,462人というふうなことで減少しております。子供の減少、出生数の低下や進学に伴う若年層の転出などが主な要因というふうに捉えております。県内全ての市町村において人口が減少し、少子化の課題は深刻さを増しております。一時期、コロナ禍に東京から離れるというふうなお話がありましたが、現状ではまた東京一極集中が始まっているという状況も御存じのとおりであります。

全国的に、子育て世代への支援を主軸として人口が増加している自治体があることは承知しておりますが、本市におきましても、持続可能なまちづくりを目指し、第5次新庄市総合計画においても子ども・子育て支援を重点課題の一つとして取り組んでいるところであります。

今年度は、子育て支援策を市政運営の柱に据えて、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて取組を推移しておりますが、特に子育てに係る幅広い期間における経済的負担を軽減することが重要であると考えております。この負担軽減策といたしましては、今年度新たに医療費の無償化の対象を中学3年生から高校3年生まで拡充しているものであります。また、生後6か月の乳児から中学3年生までを対象としました

インフルエンザ予防接種費用の一部を助成する事業なども実施しております。また、子供が2人以上いる多子世帯への支援も大変重要でありますので、この取組といたしまして、学校給食費について、義務教育期間の子供を対象として、第2子の給食費を半額、第3子以降の全額補助を行っております。さらには、3世代同居等の家族の支えによる子育てしやすい環境づくりを推進するため、3世代が同居する場合の住宅取得費用の一部を助成する事業も、今年度新たに実施しております。

今後の充実策につきましては、新庄の将来を担う子供たちを安心して育てられるよう、多子世帯における子育て支援を充実させていきながら、多様なニーズに対応してまいりたいと考えております。

国におきましても、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、児童手当の拡充なども検討されておりますので、今後も国の動向を注視しながら、人口増加している他県での事例などを参考に、効果的な子育て支援策の充実に向けて検討します。

具体的に新庄市がどんなことをやっているかというふうなことになるかと思っておりますけれども、先日の東北市長会、全国市長会においては、国のほうに対しまして、地域間格差のない支援をお願いしたいというふうなことを国に申し上げているところであります。例えば、健康保険、国保税なんかにおきますと、今回は新庄市も高校生まで無料化としましたが、大きな市町村ではそこまでいかないというところであります。都会を中心にした大きな市では、学校給食費の支援もないというふうなことであります。なぜかといいますと、当然多額の税金をつぎ込まなければいけないというふうなことで、1食350円で、注文あればお分けしますというふうな制度を取り入れているということもあります。田舎に行けば田舎に行くほど、そのほうの手厚く

保護されるという状況は、全国どこにいても同じ状況になっております。

私が就任したときに、一番はやっぱりわらすこ広場の再開であります。あそこは、現在今2,000万円ほど投じておるわけではありますが、当時再開が否か、そうでないかという議論もありましたが、わらすこ広場の再開によって、北本町通りに電気がともったということは、大変私としてはうれしかったなと思っております。

あそこを利用される方、市内の方々は、あまりどちらかというところと遠ざけているのか分かりませんが、近過ぎてなのか分かりませんが、逆にここから離れた方々が、お孫さんを連れて連休などに帰ってきますと、こんなすごい子供広場があると思わなかったというふうな御意見、ぜひ市長、それを大きな声で宣伝してほしいと何人かからいただいていると思います。あれだけの広い子供たちが遊べる広場というのは、広い空間というのはなかなかなくて、器具が点在して、器具に遊ぶ、あるいは何とかに遊ぶと、今様々な器具が導入されておるわけですが、教育論からいきますと様々な観点があって、子供のそういう器具になじませて育てるよりも、自然あるいは広場で工夫させる育てのほうがいいというような学者もいるわけでありまして、今県内で開かれている新しい遊び場については、ほとんどが東京の教材会社、東京の方々が入ってきて、これがいいですよという、提供されて、指定管理者も向こうの方々指定管理をしているというふうな状況がある。そんなことで、相談体制などが充実しているかというところ、遊びには行くんですけども、そこまでの相談体制がないというふうなことでは、わらすこ広場において市が管理し、そして保育士さんを常駐させながらの相談に乗っている子育て支援があるということ、大変うらやましいというふうなお話をいただきました。ぜひ、大きく声を出して宣伝してほしいというふうなことがあります。

す。

また、今学校給食、第3子を無料にしたわけでもありますけれども、このことにつきましても、小学校までの給食を中学校にどう拡大するかというふうなことが課題でありました。そのときに、親子方式というふうなことで、小学校で給食を作り、そして中学生に運ぶという、もう既に15年たったわけではありますが、当然のことになっていきますけれども、学校給食をどういうふうな中学生まで取り入れるか、あるいは女性の社会参加による家庭での食事の、非常に見えなアンバランスが増えている中で、一番食べ盛りに対して、昼の給食は大事だろうというふうなことで、中学生の給食を取り入れたというふうなことを、今考えているところであります。

また、子育ての人口増える中で、私が調べている中で、非常に子育て世代の皆さんが移住するときは大変格好よく、今いい移住というふうなことでテレビでさんざんにやっていますが、一番のネックは高校進学です。やっぱり高校進学と大学進学になると、教育になるとその地域を離れるという方が大変多いということでありまして。これは、市の税金のかけ方としてどういうふうにするのかと。今この子供たちいる方に、どんどんおかけしたと。しかし、高校生になるときに全て移って行ってしまおうと。なぜか。地域で守るものがない、先祖がいない、親戚がいない、田んぼも守らなくてよい、単なるそこでの生活というふうになることが大変多いと。この事例は山梨県、長野県等で大変多く増えているというふうなことで、結果的には子供が高校生あるいは大学になるときに、自分たちが求める教育環境がないということで都会に戻って行ってしまおうということ、非常にそういう事例が増えていると。この辺についても、よしあしは別として、新たに内部で検討、子育て推進課なんかとも検討しなくてはいけない。子育ての在り方ということについては検討しなくては

いけない。

また、内部で話しているところでありますが、子育て世代、子育てということはもう卵世代なんです、卵をふ化させるためにいろいろ手だてをやっているわけですが、卵を産む鶏をどうするのかと、鶏が先なのか卵が先なのかと、こういう議論もしっかりとしていかなければいけない。ということは、若者世代が今急激に都会のほうに出ています、高学歴社会志向であります。ですから、山形、仙台、関東のほうにどんどん出る、その方々をどうやって戻すかという手だて、これがなければ、また卵、失礼な言い方ですが、お子さんを産む確率も低いというふうなことだというふうに思っております。ですから、そんな世代を、就職支援という形で地元に戻す、そして機会を多くつくって、出会いの機会をつくっていくというふうなことも一つの方策であろうというふうなことで、内部の中の会議の中では、こういうことも今議論しているということ、ぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

世の中、20年ほど前ででしょうか、女性の社会参画という影の下に非正規化が非常に増えたということで、給与がそこまで達しない、子育てが辛いという世代が多くいるということは承知しているところであります。その方々への支援と援助ということも当然必要だというふうに考えております。正規社員をいかに増やすか、今現状としては市内の企業、非常に正規社員を求めております。新たな工場も増築し、あるいは建て替えを行っている会社があるわけですが、私のところにはぜひ人を採用したいので、探してくれというふうなことであります。ですから、大学に行った方々あるいは専門学校に行った方々をいかに戻すかといったような、そういう鶏の親となる方々をどうこちらに引き寄せてくるかと、これ大きな問題で言いますと、町の魅力にかかってくるんだというふうに思っ

ています。

そういう点でいきますと、万場町にあるのくらしにいる地域協力隊の人が仕掛けたあいう出来事というのは、若者にとってすごい魅力になっているということは当然御存じのことかなというふうに思っております。若者が若者を呼ばってくるということに、我々もしっかり支援していかなければいけないというふうなことを思っています。

子育てについては、今後とも議会を通しながら、今後とも議論させていただければ大変ありがたいなど。そして、一つでも地域にとっての成果が上がるというふうな方策を、この議場でお互いに議論させていただきたいというふうに思っております。

次に、道の駅事業に対する御質問であります。この道の駅事業につきましては、平成29年2月、市議会より道の駅設置に関する政策提言を受けました。本市における道の駅の可能性を探るために、平成29年7月に学識経験者、商工会、農業関係者、建設業者等の団体関係者で構成する新庄市道の駅外部検討委員会を設置いたしました。5回の検討会の中で、本市の現状分析や、道の駅がもたらす効果などについて検証を行い、平成30年6月、新庄市道の駅基本構想をまとめ、具体的に4か所の候補地について、基本コンセプトや道の駅への導入機能などにもお示しいただいたところであります。

基本構想の策定後、さらに庁内検討を重ね、本市としての有力な候補地として、既存施設を活用することで過度な財政負担がなく、さらなる誘客に向けた整備が可能なエコロジーガーデン周辺と、高規格道路などの整備の進捗状況を踏まえた、高速道路網の休憩地としてのインターチェンジ付近の2か所に絞り込みました。この2つの道の駅の進め方として、令和2年3月議会の施政方針において、第1段階として、エコロジーガーデン周辺へ市独自の道の駅の整備

を行い、第2段階として、高規格道路の延伸に伴う誘客の受入れ体制の整備について8市町村で協議を進めるとして御説明したところであります。

初めに、エコロジーガーデン道の駅につきましては、産直まゆの郷やkitokitoマルシェの活動などにより、年々来訪者数が増加しているエコロジーガーデンのより一層の利活用を図るとともに、登録有形文化財を活用した、全国でも珍しい、皆に親しまれる目的道の駅として整備する方針を定め、令和4年3月にエコロジーガーデン周辺道の駅整備計画としてまとめました。この内容を基に、道路管理者である国土交通省との協議を重ね、昨年10月、国と市による一体型道の駅整備に関する協定書を締結したところであります。

エコロジーガーデンは、これまでの様々な活動により、現在年間約15万人の方に御利用いただいております。以前からイベント時の駐車場不足や大型バスの乗り入れができないなどの課題が指摘され、子供連れの来訪者の方からは、北側の臨時駐車場からの市道横断が危険との声も寄せられていたところでありますが、道の駅整備による大型トイレや駐車場などの設置により、これまで不足していた既存施設の機能向上が図られ、さらには尾花沢から雄勝までの道の駅空白区間での休憩施設設置により、道路利用者の利便性向上にもつながるものと考えております。

現在は、令和7年度のグランドオープンを目指し、新たに整備する駐車場とトイレや休憩施設などについて、国との協議を行いながら実施設計を進めておりますが、これら新たな駐車場などの施設と、まゆの郷や登録文化財である既存施設群を効果的に接続させるため、エントランス広場など既存エリアについても整備を進める計画としております。

今後は、本市が掲げた歴史と文化のまちづくりを推進するため、道の駅という全国のネット

ワークによるPR効果を最大限活用し、市内に点在する歴史的資源を周遊する観光の拠点として、また春夏秋冬、四季を通じて楽しんでもらえる場としてエコロジーガーデン全体の整備を進めてまいります。

次に、最上8市町村が検討を進めるインターチェンジ付近の道の駅につきましては、令和元年5月に山形県が主体となって、もがみ創生北のゲートウェイプロジェクト検討会を設置しましたが、事業主体が不明確であることに加え、採算性の面でも課題が多く、道の駅に必要な機能や施設規模、各市町村の費用負担などについて議論が深まらない結果となりました。このため、令和4年3月、新たに8市町村が主体となり検討を進めるため、新庄インターチェンジ付近道の駅検討会を設置したところであります。

新たな検討会は、最上8市町村と商工団体、国と県により構成され、協議の方向性といたしましては、最上8市町村への波及効果をもたらす道の駅をイメージし、各市町村への回遊の拠点、物流の中継点などの認識を共有しながら、必要な機能や規模、設置場所、整備や運営方法などについても検討を行うこととしており、令和4年10月に開催した第2回目の検討会では、整備に向けた当面の手順として、初めに基本的な方針をまとめた基本構想を策定し、その後具体的な設置場所や整備内容を整理した基本計画をまとめることを確認したところであります。

このことを踏まえ、令和5年3月に開催した検討会において、さらに議論を深めるため、事務局を担う本市から5つの候補地案を提示いたしました。委員から、候補地の一つである新庄インターチェンジ南側周辺への自動車専用道路からの接続がなければ協議を進められないとの意見が出されたため、現在自動車専用道路に新たに出入口を設けることについて、道路構造上の観点及び安全上の観点から国に検討を依頼しているところであります。今後、国から検討

結果が示された後、改めて検討会での協議を再開したいと考えております。

インターチェンジ付近道の駅の整備につきましては、今後の周辺道路の整備や見通しや、人口減少などによる社会状況の変化などを踏まえ、将来に負担を残さないためにも、整備や管理の費用負担をはじめ、持続可能な経営手法などについて十分に検討する必要があるものと考えております。また、最上地域には、既に地域の玄関口として年間150万人を超える方々が利用するゆめりあとという既存施設があり、道の駅と同様の物産館や食堂、大規模駐車場とのすみ分けも考慮した上で、施設の目的や必要機能について8市町村が慎重に協議し、方向性を決定していくことになると考えております。

これら2つの道の駅については、設置の目的が異なり、エコロジーガーデン道の駅は、登録有形文化財を活用した、本市が進める歴史まちづくりの中核を担う目的道の駅として整備を進めるものであり、インターチェンジ付近道の駅については、最上地域全体への波及効果をもたらす回遊の拠点として、8市町村と関係団体により検討を進めるものであります。これまでの検討経過については、ホームページなどを活用して広く情報提供を行っておりますが、これらの動向につきましても引き続き丁寧な情報提供に努めてまいります。

ちなみに、現在進めておりますエコロジーガーデン付近の道の駅等の経費につきましては、4対6で市が6、国が4割程度のような状況というふうに、まだ正式ではないですけれども、考えているところであります。おおよその金額、4億5,000万円程度ということで、様々な補助金、起債を考えますと、市の持分、負担分が1億数千万円というふうな計画をしております。全て最初から当初からやりますと、二十数億というふうな話が先に飛んでいるわけですけれども、現実的にはそういうふうな調整をやっている

ということをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太さん。

4 番（鈴木啓太議員） では、それぞれについて順番に再質問させていただきたいと思っております。

まず、最初に子育て支援のほうなんですけど、今年の市報の2月や4月号にもいろいろと記載があって、昨年度から実施している支援事業や、今年度から新たに始めた支援事業もあって、市長もおっしゃっていたように、経済的な支援が徐々に充実してきているなど個人的に感じています。ただ、しかし若年層の子育て世代の中には、新庄はなかなか子育てがしにくいんだといった声があるのも事実です。こういった経済的な支援が徐々に充実しつつある中で、もしかしたら、まだ始まったばかりで効果を実感できていない部分もあるのかもしれない。ただ、もしかしたら、どこか別の部分に子育ての不便さを感じていることもあるのかなと思って、それは分析していかなければいけないのかなと思っています。

その中で、私がよく耳にするのが、子供の遊ぶ場所に関することです。子供の遊ぶ場所がなかなか足りなくて、市内ではなくて市外に連れていくんだというふうな声を聞きます。ここで言う遊ぶ場所というのは、屋内外の遊戯施設なんかを指すんですけども、どうしてもやっぱり子供たち、体を動かして遊びたい子供たちをどこに連れていこうとか、天気が悪くて外で遊べないときはどうしようかと考えると、どうしてもこう市内での選択肢が少ないのかなと感じています。いろいろ経済的な支援もある中ではあるんですけども、子育てしやすい環境を整えていく、整備していくということも、広い意味で子育て支援だと私は思っております。

そこで、再質問なんですけれども、現状の子

供の遊ぶ場所について、足りているか、不足しているかという部分を含めてどのように捉えているのか御質問させていただきます。よろしくをお願いします。

**鈴木則勝**子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。

**佐藤卓也**議長 子育て推進課長兼福祉事務所長鈴木則勝さん。

**鈴木則勝**子育て推進課長兼福祉事務所長 子供の遊び場が充実しているかどうかといったことの御質問かと思えます。

まちづくり総合計画の中でも、子供の遊び場の充実というのを一つの目標として掲げております。アンケートの結果でございますけれども、子供の遊び場が充実しているという回答のアンケートの数字、現状は、計画の中では11%、目標では20%に引き上げたいというようなことを掲げてございます。現状では、そういった満足度といったところではないのかなと考えているところでございます。

子供の遊び場の充実に向けてでございますけれども、まちづくり総合計画では、主な取組としてわらすこ広場の充実、そして屋外遊戯施設の整備というのを目標の中では掲げております。わらすこ広場につきましては、屋内型の遊び場ということで、冬期間あるいは雨天時に多くの利用をいただいているといったところでございます。コロナ禍におきましては、やはり利用制限といったことをさせていただいたというふうなこともありまして、そういったときはちょっと遊び場が足りなかったというふうに思われていたときもあったのかと思えますが、現在は通常の利用とさせていただいているところでございます。週末、天気の良い日なんかは、多い日で200人以上の利用だったというようなことも、何か担当のほうから報告で受けているところでございます。

このわらすこ広場の充実といった部分につき

ましては、やはり遊具の充実とかといったことが一つ考えられるのではないかなと思っております。乳幼児向け、あるいは利用が小学校3年生までとなっておりますので、そういった年齢までの年齢に応じた遊具といったものが充実していれば、魅力も増してくるものではないかなと思っております。令和2年度にも、遊具を追加して充実を図ってきたところでございます。設置当初から置いているものもありまして、古くなってきているといったものもあるかと思いますが、まだ壊れて使えないといった状況でもございませぬので、今後の検討課題というふうに考えていきたいと考えております。

また、わらすこ広場につきましては、子育て支援センターを併設しておりますので、保護者間の交流、あるいは子育て相談、そういったところにも気軽に相談に応じただけの場所というふうに考えてございます。

また、もう1点、屋外遊戯施設の整備といったこともございますが、こちらについてはちょっと現在まだ具体的なものは持ち合わせていない状況でございます。ただ、新庄市には、屋外の公園、駅東の最上中央公園、かむてん公園であったり、最上公園、あるいは街区公園というところで、遊具を備えている公園などもございますので、そういった場を利用して、ぜひ伸び伸びと遊んでいただきたいというふうに考えております。

また、この満足度を上げるといった面では、やはりこういった市内にある遊べる場を知っていただくというふうなことも大事かと思えます。令和元年度に子育てハンドブックといったものを発行しまして、お勧め公園などのお出かけスポットなどを載せているところですが、市のホームページなどを見ますと、子育ての情報からそういった公園などへの情報にはちょっとつながっていないようでしたので、今後そういったホームページなどでのお知らせ、そういったと

ころの工夫の仕方も考えていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太さん。

4 番（鈴木啓太議員） 総合計画内にあるわらすこ広場の充実、遊具を充実させるというふうなことで、どうしても天気の悪い日なんかは屋内施設の需要が非常に高いのかなと思っています。また、最近は天気がよ過ぎても、逆にちょっと気温が高過ぎて熱中症の心配なんかもあって、屋内で遊びたいというふうに思う方は多いのかなと思っていますので、こちらの遊具のほうを増やしたりとか、またちょっとすぐには難しいと思うんですけども、行く施設の種類なんかも増えるとありがたいなと思っています。

屋外施設についてもあったと思うんですけども、現在具体的な計画というのはないというふうにお伺いしたんですけども、ある程度やはり規模の大きなアスレチックみたいなものがあると、市内の方ももちろんですが、市内外からそういった場所を目的地にして、子育て世代の新庄に来る人が増えるのではないかなと思っています。そうすると、新庄に滞在する人たちが増え、遊びに来た人たちが市内で食事とか買物なんかをして、市内でお金を使うことも多くなるのかなと思っていますので、一番は子供たちが伸び伸び遊べるような環境を整えることなんですけれども、子育て世代が過ごしやすいような新庄になるためにも、今後も遊び場については検討していただきたいなと思っています。

次に、道の駅に関するのですが、道の駅は、まずは2つ造っていき、新庄、まずはエコロジージャーデンのほうを整備して、インターチェンジ付近のほうでは8市町村で進めていくというふうな御回答だったと思います。

そこで、最初にインターチェンジ付近の道の駅のほうについてですけども、再質問させて

いただきますが、8市町村で実施していくということでしたので、断定的な回答は難しいのかなとは思いますが、現段階でおよそどのくらいの規模というか、事業費を見込んでいるのか、お答えいただきたいと思います。また、負担率としてはどのくらいになるのか、どのくらいになる見込みでしょうか。よろしくお願いします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

佐藤卓也議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 道の駅整備事業についての御質問をいただいたところです。

インターチェンジ付近道の駅というふうなことで、市長の答弁にもございましたとおり、今現在8市町村で協議を実施しているというふうなことで、協議中ということも御理解いただければと思います。

御質問いただきました総事業費、またその整備費用等についての負担割合というふうなことで御質問いただいたところではありますが、ただいま申し上げましたとおり、8市町村でこれからどのような場所に、どのような機能を持った、どのくらいの規模を造るのかというふうなことについても、まだ固まっていない状況でございます。ですので、実際の事業費等の規模感については、今後の協議の結果を踏まえての積算を行った上で決まっていくものだろうというふうに認識しておりますので、その辺は今後の協議の経過を踏まえまして、また改めてお示しできる機会を持ちたいと思っています。

参考としてなんですけれども、今現在、他自治体で実施をしている道の駅の整備事業計画というふうなものを、我々としても事務局として様々見させていただいているんですけども、県内の他自治体で今計画している物件でありますと、おおむね2ヘクタール程度の規模感で、事業費は27億円から29億円程度というふうなことで検討をされているというふうなことでございます。こちらについては、まだ計画段階とい



うふうなことで、今後その運営主体や、実際の運営方法などについてはこれから進めていくというふうなことで、最終形ではないというふうなことかとは思いますが、今現在の計画の中としてはそのような規模感です。

今回、8市町村の協議検討会の中でお示しさせていただいた5か所の候補地につきまして、おおむね2ヘクタール以上のところがほとんどかと思っております。その場所だったり規模だったりというふうなことにしましては、その規模感が増えれば増えただけ、その経費は膨らんでいくだろうというふうなことでも認識しておりますし、既存の道路からの取付部分についても、当然その原因者負担ということになると思われますので、その乗り入れ口の整備に関しての費用についても、その場所によって大きく変わってくるだろうというふうなことも認識しておりますので、その辺についてもその場所の選定、また規模感、その必要機能については、これから今後の持続可能な経営に向けて、必要なものかどうかも含めて、今後8市町村で協議をしていく必要があるというふうに認識しておりますので、今後の協議の経過に合わせまして、またお示しさせていただければと思っております。

以上です。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太さん。

**4 番（鈴木啓太議員）** 県内の例でいうと、おおむね2ヘクタールで27から29億円ということでは、はい、分かりました。まだ未確定要素が多いので、現段階では分からないということも理解しました。課題等多々あると思いますが、国土交通省のホームページ内にある道の駅のページを見ますと、尾花沢より北側は秋田県まで道の駅がないということもあって、今後は電気自動車の普及率も上がっていくことが予想される中ですので、電気自動車の充電スタンドの需要

や、旅行者の休憩場所、トイレなど、道路利用者の交通安全の側面から見ても、インターチェンジ付近の道の駅の必要性は高いのかなと思っております。

次に、エコロジーガーデン付近の道の駅について質問させていただきたいと思っております。高規格道路が開通して交通量が少なくなると言われている中で、駐車場を整備したものの需要がなかったらどうしようというふうな不安の声も一部あると思っておりますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** エコロジーガーデンへの来場者の部分についてでございますが、実績を申し上げますと、令和4年で約14万4,000人、まゆの郷への来場者も含めた数字でございます。あと、令和3年度で約13万7,000人の来場者でございました。

以上でございます。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** エコロジーガーデン道の駅に関しての駐車場の台数の確保についての必要性というふうなことでの疑問点も挙げられているというふうなことで御質問いただいたところです。

ただいま商工観光課長からもございましたように、現状でのエコロジーガーデン、また産直まゆの郷への来場者数で14万から15万人ほどというふうなことでもございました。また、kito kitoマルシェ等、またそのほかのイベントも数多く実施しているところでございまして、その都度臨時駐車場で、北側エリアの場所を臨時駐車場として利用している場面も、皆さん御存じのとおりというふうなことで認識しております。また、そのイベントのたびに、北側駐車場への誘導路の渋滞と、国道にまでつながるような状

況も休日などは見受けられるというふうなこともありまして、エコロジーガーデン道の駅に關しましては、200台程度の駐車場を確保するというふうなことで、これまで準備をしてきたところでございます。

その辺につきまして、今後北側エリアの活用、また既存の施設の改修と併せまして、利用者数も大変多くなってきているというふうなことも踏まえまして、今後のイベントに併せたそのほかの活用方法も、春夏秋冬、四季を通じて活用するために、楽しめる場所の活用というふうなことで今後も進めていくことになるかと思いますので、できるだけその駐車場の不足を満足できるような形で、200台を確保したというふうなことで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 御質問の点についてでありますが高規格道路ができたことで、調査では台数が減り、まゆの郷の売上げも下がるだろうというふうな、当初の国交省の調査の中にありましたが、今現在は逆に売上げが上がっているというふうな状況です。安心して来られると。

もう1点、面白いんですが、これだけめめすと、関心が高くなって、行ってみたいと、どういうところだということの宣伝効果というのが実はありまして、初めての、いろいろな方々がね、なぜなぜというふうなことで、先日も舟形の方から、まだ行ったことないんですけども、kitokitoすごいらしいですね、今度行ってみたいと。そういう話題性というのは、やっぱり大変大きいんだなということを、逆に言うと感じたところであります。

それから、昨日はソロキャンプの会場として、多くの皆さんがソロキャンプをしていて、近くの方が「テレビに言ったか」と言われましたけれども、テレビではなく新聞社が来ているとい

う程度に抑えていたんですが、寒河江市長さんとよく話させていただくのは、隣なもんですから、市長、造るなら駐車場を広く取ったほうがいいよと、思いがけなく来るからねというふうなお話も聞いているところであります。駐車場が広い、狭いというのは、我々ではなかなか分からない。しかし、新庄は雪が多いので、その除排雪に係る経費ということも勘案しなくてはいけない、なのである程度抑えなくてはならない。でなければ、北側のほうまで全部駐車場にしたほうがいいよというアドバイスなんかも受けて、またいろいろな市町村会の中でそういうふうな話をさせていただきますと、閉じたいと、やめたいというところも実際はあるというふうなことであります。それから、経営指定管理者を降りたいとかですね、やっぱり全てが丸くいくわけではありませんので、魅力がないとできないと。

私が考えている、あそこになりますと登録文化財でありますので、将来改修が必要だというときには、文化財の補助を使えると。今回も、耐震化のために文化財の補助をもって直しているので人が入れれるようになった、活用ができるようになった。そういうふうなことがあるというふうなことで、文化財にするという意味合いはそういう意味合いも、新しいものを建てるということは、30年、40年後に解体しなくてはいけないと、また新しいものをしなくてはいけない。文化財は長く、50年、100年、200年と続く可能性がある、それは長らく持っていける、それはまたいい意味での魅力に変わってくるといふことがあるんだろうというふうにおります。

冬、これから予定されるのは、やっぱりオートキャンプ場かなというふうにお思っています。あと、防災施設として、おっしゃいました電気自動車の充電施設、当然そういうことも必要になってくるんだろうなというふうにお思っており

ます。ですから、今の課題は、やっぱり冬期の利用ということが一番の利用の課題になっておりますので、それについてはそこの利用者の方々と十二分に担当課と話しさせていただいて、冬期はこういうことが目玉よというふうなことで利用を図るといようなことは、今後また議員の皆さんからも御意見いただければ大変ありがたいなというふうに思っています。どうぞよろしく願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** それから、インターチェンジ付近の問題についてであります。国土交通省に何度も何度も、泉田道路あるいは新庄金山道路、湯沢道路の要望会に行っているわけです。要望会、これだけお願いしておいて、じゃあ道路利用者に対するサービスはどうなんだということになると、やっぱり最低トイレは必要だろうというふうな思いです。私の気持ちは、最低トイレだろうと。完璧なものを造れば、市内に来ません。それはどこの道の駅でも言っております。完璧に造ってしまうと、来ないと。中に入る皆さんが思うのは、休憩場とトイレと情報案内が道の駅の定義なんです。そこからつくられるものは、別の問題なんですけれども、それが一気に全部に広まっちゃうので、そこを分けて考えていただきたいというふうなことを言っても、なかなか道の駅もうかるのか、もうかかないのか、もうかる、もうかかないだったら、もうかるんだったら民間はやっているんですね。ですから、公共に建てさせて入りたいというんですが、例えば物産館の売っているものの半分は業者です。物品の、郡内で納められるものは半分以上しかありません。そういうことも、ずっと積み上げられてきた。やっぱりあそこは、本当に必要なら、大型トラックの運転手と話させてもらおうと、要るか。うちらは、コンビニがあればいいというふうなお話もいただい

るので、非常に難しいです。ですから、皆さん、みんな思いが違います。こうだろう、こうだろう、でも、私として、我々の市としては、いかに税金を少なく投資して最大の効果を上げるかというのが我々の仕事でありますので、夢のようなことを言えないというのはそこにあるということもぜひ御理解いただきたいと思えます。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太さん。

**4 番（鈴木啓太議員）** エコロジーガーデンのほかに、インターチェンジのほうも御答弁いただいております。

先ほど、北側エリアの活用を含めて駐車場とか利用者を上げたいというふうなお話いただいたんですけども、例えばちょっと前段の質問で子育て支援の遊び場の話をしていただいたんですけども、エコロジーガーデンのほうに遊び場とか、子供たちの目線で見てエコロジーガーデンに行きたくするような遊具とかアスレチックなんかがあると、これまで行かなかった子育て世代の層が行くようになるんじゃないかなと個人的には思っております。先ほど、屋外遊具施設の計画がまだないというふうなことをお伺いしましたが、こちらのエコロジーガーデン内にそういった子供の遊ぶ場所の設置というのは、今後検討というか、そういう計画はあるのかお伺いしたいと思います。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 大型遊具のエコロジーガーデンの設置についての御質問でございますが、子育て世代の誘客には当然有効であるというふうに思いますけれども、エコロジーガーデンの基本コンセプトの部分につきましては、先ほど市長答弁等々のほうにもありましており、既存施設を利用するというのがまず基本的なコンセプトでございます。ですので、現状の景観を大切にしながら、自然公園的な利活用が非常に

大切であろうというふうに考えてございまして、大型遊具が設置されますと、他市の都市公園的な施設との差別化の部分で重複してきてしまうという部分への配慮も必要かというふうに考えてございます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 内部での情報が共有できなくて大変申し訳ありません。

当初から、あそこは遠足村というふうなことで、子供たちが寄りたい村を造るというふうなことが北側の、また子供たちと動物が触れ合うような形のゾーンも造りたいということで計画に盛られておりますので、それはなるべく早急というふうな市民の要望がありますので、具体的に指示してまいりたいというふうに思っております。そういう意味では、子供たちが寄れる、本当に若干暑いときにはちょっと休めて、逆に言えば遠足でそこで御飯も食べられるというふうなゾーンも必要だというふうに考えておりますので、検討させていただきたいと思いません。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太さん。

**4 番（鈴木啓太議員）** 前向きな御答弁ありがとうございます。

エコロジーガーデンは、もともと蚕糸試験場としての歴史ある場所ですので、そういった、例えば繭をモチーフにした遊具だったりとか、蚕の幼虫とか成虫とか、そういったテーマのあるような、シンボルになるようなアスレチックみたいなものがあると、遊びながら子供たちも歴史に触れ、学ぶことができるような、魅力ある、さらに魅力ある場所になるのではないかなと思っております。やはり、子供たちが新庄に生まれて、四季を感じて遊べるような、そういった場所になってほしいと思いますので、今後ともぜひ御検討いただきたいと思います。

以上で、私の6月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後3時59分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 坂本健太郎議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、坂本健太郎さん。

（5番坂本健太郎議員登壇）

**5 番（坂本健太郎議員）** 本日最後の質問者となります、6番目として、6月議会一般質問を行います、議席番号5番、共に創る市民の会の坂本健太郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私も、土曜日、エコロジーガーデンのキャンプを見てきました。実際泊まったわけではありませんが、毎回誘われておりまして、エコロジーガーデンに行ってきました。エコロジーガーデン、とてもすばらしい場所で、その自然を感じ、ゆったりと皆さんがキャンプをしておられる姿を見て、可能性があるなと思ったところでございます。通年の利用ということが、多分一番の課題だと思っておりますので、そのように様々な試行を、イベントを通じて実験的なことをしつつ、どのような可能性があるのかということを試しているということがすばらしいなと思いました。私も、観光のところでは仕事をしていたときもありますので、その辺はなかなか入りづらいというような道のその狭さとか、あとは駐車場とか、いろいろありましたので、ここにいろんなことが、方が来て、新庄の魅力とい

うものが広まっていければなと思った次第です。

あと、日曜日なんですけれども、昨日、市の主催ではあるんですけども、最上公園の整備活用を考えるワークショップに参加してきました。こちらも、改めて最上公園の価値を考える機会になりました、久々のワークショップというところで、中学生から80歳代まで幅広く市民の方々が集まって、対話をしながら新庄のことを考えるという会でとても楽しい時間でした。ありがとうございました。

前置きが長くなりました。通告に従って4点ほど質問させていただきます。

大項目としましては2つありまして、初めに新庄インターチェンジ付近の道の駅についてです。

初めに、新庄インターチェンジ付近の道の駅については、先ほど鈴木議員の質問等でも様々な細かいところまでお話しいただきましたが、私からも再度御質問いたします。

今回の市議会議員選挙においても、市民の関心は大変大きなものでした。特に、新庄インターチェンジ付近の道の駅については、村山間のその高規格道路が接続されて、道路の受入れ体制が整いました。道の駅については、協議が進んでいないという状況を先ほどお聞きしたところですが、ただ、新型コロナウイルスも5類に引き下げられ、人の往来も増え、観光業やインバウンド等も戻る中、経済発展、交流人口の起点として、私はインターチェンジ付近の道の駅の整備というものに期待しております。

しかしながら、道の駅といっても、それぞれ人が思うイメージする道の駅は大きく違います。これは、先ほど市長もおっしゃられたように、様々な人が様々な思いで道の駅を語っているからだと思います。産直や飲食店、防災機能、子供との遊び場、さらに特色ある施設の併設なども考えると、用途を拡大すればするほど規模は大きくなりまして、予算もそれに比例して拡大

していくと考えております。

私は、道の駅の運営の視点で最も大切なものは、持続可能性であると考えております。そのためには、経済性、採算性を検討することが非常に重要だと考えております。8市町村で、8市町村だけではないですけども、負担割合ということであれば、自治体の負担割合、あとは利用可能な補助金等を総合的に考えていかなければならないのですが、今後どのように、その建設費用を調査され、また最上地域の北のゲートウェイとしてどの程度の規模感が適正と考えるのか伺っていきたいと思います。

続きまして、地域を担う人づくりについて、学校教育における取組についてお聞きしたいと思います。

地域を担う人づくり、学校教育における取組についてです。私が市議会議員を目指し、訴えてきた中に、まちづくりは人づくりからということで、人材育成の重要性を訴えてきました。新庄市では、市内全ての小中学校において、学校と地域住民とが力を合わせ学校運営に取り組むコミュニティスクールと、あと地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域学校協働活動との一体的な運用を行っております。私なりの言葉で言い換えますと、学校の中だけの学びにとどまらず、地域の大人が先生となり、様々な方との関わりや活動を通じて子供たちの成長を促す事業、それと同時に地域の活性化、地域の大人の方々が生きがいにする事業と思っております。

少子高齢化はさらに加速します。そのとき、新庄市が新庄市としてどのような人材に地域を担ってほしいと思うのか、そのときにどのような能力、資質が必要か。私は小学校、中学校のみならず、幼保、幼稚園・保育園、小中高それぞれの段階で、一貫した人材育成のビジョン、教育や具体的な方針が必要と考えております。また、予算についても、これまでの教育関連の

事業だけでなく、地方創生のまちづくり関連の予算も、やはり教育予算だけでは足りないと考えておりますので、まちづくり関連の予算も投入する必要があると考えております。総合計画や地方創生に関連する人材育成等の事業と、学校教育での取組における連携について伺います。

次に、地域学校協働活動についてです。地域学校協働活動は、学校のカリキュラム、学校行事とも密接に関わっており、今後ますます需要が増えると思われまます。地域学校協働活動推進員の配置については、社会教育の観点から、全国では公民館やコミュニティセンターを中心に配置している例もあります。先生方と連携を密にする観点から、各学校に座席があるなど、常駐を基本に設置したほうが効果的と私は考えておりますが、推進員の配置と運用、また今後ますます高度な業務を担うことが求められております推進員の育成について、市としてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

最後の質問です。令和8年度に、新庄北高等学校と新庄南高等学校が合併し、新しい学校としてスタートいたします。現在、高校や県教育委員会を中心に内容を検討しているところです。しかしながら、現在の新庄北高・南校の定員の充足率は半分近くとなり、少子化の影響もありますが、学校の魅力を伝え切れていないことも一端にあると思えます。

新しい高校は、教育内容が魅力的であり、入学したい、ここで学びたいと思う学校にならなければ、高校の進路選択の時点で他地域に流出するなど、最上地域全体の人材確保の点から大きな損失になると懸念しております。将来、地域を担う人材の確保の観点から、市としても積極的に関わり、学校と連携しながらサポートする体制が必要と考えております。

県内では、小規模校中心ですが、小国高校や遊佐高校では地域おこし協力隊などによる人的サポートや、学校運営協議会で首長部局が積極

的に関わるなど、関与して支えている事例もございます。新学校に対する市としての関わり方を伺います。

以上、4点について、御回答をよろしく願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、坂本市議の御質問にお答えさせていただきます。

県職員として、また地域おこしとして活躍されてきた生きた意見を、今後とも述べていただけるものと大きく期待しているところであります。よろしく願いいたします。

地域を担う人材等につきましては、教育委員会のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

先ほど、鈴木市議にも答弁させていただきましたが、新庄インターチェンジ付近で地域の活性化を願いたいという思いは伝わってきたところであります。行政側としてそれにどう応えていくかというふうなことで、これスタートとしては、市議会より道の駅の設置に対し要望があったと。検討会を重ねて、それで4か所ということが、鳥越の地域の十字路の付近、それからインターチェンジ付近、それからあとエコロジーガーデン付近というふうなことで、あともう一つは工業団地前というふうなことで、様々な提案があったわけですが、当時、まだ十字路が完成しない、道路が完成しないというようなことがありまして、どこがいいだろうというような、探って、一番の代表者は山大的佐藤先生に座長としてお願いしたところであります。結果的に、5対5というようなことで、2か所というようなことでインターチェンジ付近とエコロジーガーデンと、両方の委員がそういうふうに分かれた。それが、そのまま今引き継がれているということでもあります。

ということで、新庄市としては、内部で検討、将来の持続可能な形で予算をつぎ込んでいけるという範囲、一方で、8市町村でやるなら負担金は少ないだろうというふうなことは、皆さん普通に考えるわけでありませうけれども、前例といたしまして、ゆめりあ、新幹線ができたときのゆめりあの負担金、これにつきましては長年大きな課題がありまして、新庄市が8割負担をしていると。例えば、お金の話を出して、そのゆめりあと同様の形の新庄市が8割負担だろうといった場合には、議会は通らないよと。これまでの前例ですというようなことです。

私も、広域の理事長として様々な決定、今は最上の消防署を建てると、広域の消防署を警察署の脇に建てるとというような状況であります。これも7年前から計画してまいりまして、ようやくここまで来たわけでありませうけれども、30億程度の予算ですが、恐らくこの資材高騰で10億ぐらい上がってくる可能性もあるというような情報も得ているところでもあります。そういうふうなこととか、あと急遽、中部保育所の建て替えを、雨漏りがしているので建て替えをしなければいけないという、緊急事態が行政の場合はどうしても入ってくるというようなことで、将来を見据えた場合の財政計画をどうするかというふうなことで内部で検討したときには、最低限のものでいいのではないかとということで、エコロジーガーデンも最低限のトイレと休憩場と案内所というようなことの、駐車場と4点セットになっている。インターチェンジ付近にしても、新庄市としての考え方としては、駐車場、トイレ、休憩場、情報案内所のこの4点セットのみでいいというふうな提案をしていると。

当初、県から提案があった場合には、ハブとしての形ということで、8市町村の道の駅めぐりというふうなことが提案されたのが最初であります。それに沿って最上町なんかは今やっているわけで、計画しています。ですから、道の

駅を8市町村を回るような計画ですということのが当初でしたが、途中から県の計画が変更したということで、北のゲートウェイにしてほしいというふうなことで、先ほど申し上げたように、じゃあ北のゲートウェイの場所がどこがいいのかと。場所について、皆さんにも考えていただき、十字路というのはどこが一番いいのかと、A B C Dのどこが一番いいのかと、誰も答えが出せないということでもあります。ここにやった場合には、誰は使えるけれども使えない。じゃあインターチェンジ付近の十字路といった場合には、土盛りをしなければいけないと。5メートルから7メートルの土盛り、それを2ヘクタールするということは、どれだけのお金がかかるかというふうな問題があると。

それに対して、高規格道路の条件として、一旦道路から降りて道の駅というのが全国の規則になっております。それを、規則を変えてまでするとした場合の協議は何年かかるのかというふうなことが予想されます。また、農振法が外れていないといった場合には、2ヘクタールを超えるようなものについては県の協議、4ヘクタールを超えるような場合は国の協議に入っていないかといけませんといった場合には、1年、2年の協議が必要であると、農振を外すと。さらにはこれは安全性の問題で、公安委員会との話し合いを進めるためには乗り口の問題、降り口の問題、これもエコロジーガーデンで1年ほどかかって指導を受けて、図面のやり直しというふうなことを重ねております。ですから、実際には計画を立ててから実現するまでは最低で7年、普通に10年がかかると。先日の東根のよってけポポラ、自前で16億で建てるといふ、自前でやるというふうなことでさえも、平成30年から検討を開始して、オープンが令和9年だといふふうなことで、約10年かかるというふうな、このことも市民の皆さんにはっきり伝えておかないといけないということで、今申し上げてい

るところであります。

建物でも、御存じのとおり計画、土地を選び、基本設計と実施設計やって、建物を建てるまで4年から5年かかると。道の駅というのは、場所あるいは経済性、持続可能な、どのような形が一番いいのかというふうなことが一番求められると。議員のおっしゃるとおり、いかに持続可能な道の駅にするかということ十二分に検討し、慎重には慎重を重ねないと、はい見切り発車というわけにいかないということ、ぜひ御理解賜りたいなというふうに思っています。

とにかく、道路というものの難しさというのは、どこに造るかということ、新たな建物を造るか、造らないかによって、そのその情勢が、また広域で私が理事長をしているわけですが、物の一つを決めるのに、大体2,000万、3,000万円の単位であっても、新たな事業を起こす場合には丸々1年の協議が要ると。月1回の話し合いしかできませんので、理事長決定と、理事会決定となりますので、月1回の話し合い。ですから、事務局会議からそれが上がっていったとしても、もう一回差戻しというふうなことで、今回の消防署を建てることに対しても7年かかっているというような状況であります。そんなことを踏まえますと、みんなで話し合うということは、利点もありますけれども、負担の利点もありますけれども、決定まで多くの時間もかかるということも、ぜひ御理解賜りたいなというふうに思っております。

インターチェンジ付近において地域の活性化を願いたいというふうなことは、本当に願いとしては十二分に分かるわけでありまして、私は各町村の町村長に、自前の道の駅を造ってほしいというふうなことを常に申し上げております。やはり、自分のところに来なくて、あそこの十字路で終わってしまっていていいのですかと、自分のところにそうしたら、あそこに行ってしまったら、自分のところに来なかったという問

題が起きませんか、という議論も必要だというふうに考えております。

また、町村に行きますと、市長、道の駅造ってくれと。何のためにと、朝市がしたいのどと。朝市がしたいので造ってくれということと、道の駅、どんなに考え方が格差があるかと。朝市をする方々が、そこに来るお客さんに売りたいということであれば、単なる広場でいいわけありますので、だとすればどうするのかといったことも議論になってくるというふうな、大変議員おっしゃるとおり、様々な思いがありますので、どこで妥協し、どこで結論を出すかということ、今入り口、出口を考えているんだということ、ぜひ御理解いただければなというふうに思っております。

エコロジーガーデンにつきましては、登録文化財ということを先ほど申し上げましたが、今後とも文化庁の補助金をもらいながら、修復しながら使えるだろうというふうなことの観点で多くの利用者に来てもらいたい。北側のところについても、オートキャンプ場やソロキャンプ場、それから遠足村、それから子供のビオトープ、あるいはアニマルステージなども計画の中にありますので、なるべく早く実現していきたいというふうに思っているところでもあります。

そういう意味で、今後ともますますインターチェンジ付近につきまして、あるいはエコロジーについて、なぜ2つ造るのかというふうに言われますと、私はもうさきに言ったように、もう既に新庄駅にあるんだということから私はスタートしているんです。ですから、新庄駅にあるということは、150万人利用する。造ったときに、市民の皆さんは何を、新幹線が来たらこんなに潤うだろう、人がどんどん降りてくるだろう、何々するだろうという期待の下に、しかし20年たってシャッター通りになっていったと。前の総合支庁長さんから言われました。市長大変だねと、駅の検証をし終わりましたかと。あ



れだけのゆめりあという大きな建物が、県と一緒にやった建物が、もう一つ造りますの前に、駅をどう活用するかという検証をしましたかというアドバイスを受けたものであります。確かにそういうことで、今は鉄道ギャラリーというふうな形で、子供たち、家族でいっぱい来ていただいているわけですが、どういふふう利用するか、利用次第、あるいは駅長次第で全てが変わるんだということは御存じのとおりだと思います。造ることが目的ではなく、それを活用する人たちが、そこになるトップの駅長による意識と、それがなければもう、最後はもうむなしなものになってしまうということは御存じのとおりだというふうに思います。

今後とも、まだまだ緒に就いたばかりでありますので、御意見をいただきながら、その参画の中で様々な検討できることを議論させていただければ大変ありがたいなというふうに思っています。行政を預かる側としては、やはり最低の投資で最大の効果を出したいというふうに思っておりますので、そのことをぜひ御理解いただきたいなというふうに思っております。

なかなか答えにならないような形かもしれませんが、先ほど鈴木市議にもお答えしましたが、もう一つは人口減少ということが大きく、10年後の想定したときも、新庄市が郡部を超えるような人口になっていると予想されると。全国でも、どんどんと人口減少になると、さらには車も自動化になってくるというふうなことで、今大きな道路における課題は、働き方改革であります。運転士さんの中継地点をどうするかと、こういう話も話題にしたいところではありますけれども、様々な意見がもう錯綜しておりますので、一つ一つ積み重ねて形をつくらないと、次のものはまたお話しできないという状況も、ぜひ御理解賜りたいというふうに思います。様々御意見、注文あるかと思いますが、それはまた意見の中で聞かせていただきまして、

今後反映できるものは反映させていただきたいなというふうに思っています。

あとの答弁につきましては、教育委員会のほうにさせますので、よろしく願いいたします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** それでは、地域を担う人づくり、学校教育における連携についてお答えします。

本市では、義務教育期間における教育目標として、令和3年度に、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として新庄市教育大綱を策定いたしました。この教育大綱については、第5次新庄市総合計画の教育部門を教育大綱に代えることと決定し、総合計画と一体となってまちづくりの柱である「いのち輝き学びあうまち」を目指し、取り組んでいるところであります。

児童生徒が変化する社会を主体的に生き抜くことができるよう、生きる力を育ていく教育、そして地域に根差した学校づくりを展開し、小さいうちから様々な実体験を通じて地域に関わることで、自分の育った地域を誇りに思い、地域のために力を尽くすことのできる新庄への愛着が生まれる教育を今後も進めてまいります。

人材育成に関しては、発達段階に応じて身につけたい力、人物像を掲げて、日々の保育、小中高の教育の中で人づくりを進めております。また、市において幼・保・小学校の職員が合同研修を行い、情報交換を実施したり、幼稚園・保育所の園児が小学校に入学しても安心して生活できるような取組を行っております。そして、小中一貫教育での取組、また中学校・高校の校長会では、生徒の学力向上、地域で活躍する人材育成を目的に、中高連携の最上っ子づくりに取り組んでおります。

このように、幼稚園・保育所から高校までの各関係教育機関において連携、情報交換し、切れ目のない教育活動を進めております。その上

で、教育とまちづくりが連携し、次代を担う人材の育成に努めてまいります。

次に、地域学校協働活動推進員の配置と運用、育成についての御質問にお答えします。

地域学校協働活動推進員につきましては、現在5名を配置しており、中学校区単位での担当制を取り、活動を展開しております。各推進員が、それぞれの学校を随時訪問して小まめに打合せを行うことで、地域学校協働活動に関する学校のニーズを把握しながら、そのニーズに基づいた地域学校協働活動のコーディネートを展開しております。また、5名のうち1名については、市内全校を定期的に訪問しながら全ての学校の状況を把握し、担当の推進員と情報を共有しながら、チームとして学校との連携を深めているところであります。

地域学校協働活動推進員の育成に関しましては、これまでも推進会議を重ね、研修会等などにも参加するなどして、お互いのスキルアップを図ってきておりますが、今後も県等が主催する養成講座や出前講座などを積極的に活用していきたいと考えております。

なお、推進員の皆さんには、それぞれが別の職業に就きながら、この事業に理解を示して協力いただいていることもあり、御指摘の各学校への常駐は、現在の体制では難しい状況ではありますが、学校を核とした地域づくり、人づくりを目指し、引き続き地域と学校の協働の取組を推進してまいりたいと考えております。

最後に、新庄北高等学校と新庄南高等学校が合併し、新高校が開校することにおける市の関わりについてお答えします。

令和8年度開校予定の新高校につきましては、本市より総合政策課長と学校教育課長が、新庄新高校開校整備委員会に委員として出席しております。委員会におきましては、新高校の教育計画や施設設備、開校に向けたスケジュールなどについて検討しております。また、同時に令

和6年度より新庄神室産業高等学校に商業に関する学科が設置される新庄神室産業高校整備委員会にも委員として出席しております。

これまでの学校と地域のつながりからも、新庄北高・南校の合併による新高校の開校、新庄神室産業高等学校に商業に関する学科設置については、議員御指摘のとおり、地域を担う人材育成の観点からも非常に期待を寄せているところでもありますので、開校整備委員会におきましては、小学生が憧れる、そして保護者が子供を入学させたいと思う、また地域の人々が誇れる特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりをお願いしているところであります。

この特色や魅力の一つとして、地域との連携、協働が期待されます。本市においては、高校生が新庄まつりや地域ボランティアに主体的に参加したり、新庄神室産業高等学校の生徒が小学校に出向き、地元の伝承野菜の栽培を一緒に行うなど、高校生が地域や学校と関わる活動が、現在も様々な場面において見受けられます。今後、高校生が地域課題の解決に探究的に取り組み、地域との連携や協働を進めていく活動は、将来的に地域を支える人材育成につながってまいりますので、地域との連携、協働を今後も強く要望してまいります。

そして、新庄神室産業高等学校におきましては、農林専門職大学の開校に伴い、農業分野を中心とした効果的な連携が期待されております。このことについても、整備委員会の場で要望してまいります。

一方で、最近の市内の公立学校の受験者数を見ますと、大きく数を減らしている状況があります。先ほど申し上げました特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりのほかにも、中学生に対する新高校のアピールを積極的に効果的に行っていくことも重要であります。このことにつきましても、危機感を持って取り組んでいくよう強く要望しているところでございます。

以上であります。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎さん。

**5 番（坂本健太郎議員）** ありがとうございます。

新庄インターチェンジ付近の道の駅について再質問させていただきます。

やはり、道の駅にどのような機能を持たせるか、町村、経済界、これから詰めていかなければならないことが多数ありまして、それぞれ思惑も違っていることだと思います。特に、その取付道路などに関しては、工事費も大きく関係してくるということで、現在では費用面、積算はできないということをお聞きしました。

ただ、その計画から設置まで10年ぐらい、最短でも7年、10年ぐらいかかるというお話でしたが、このスピード感といいますか、道の駅が高規格道路がつながって、これから7年、10年かかるのは分かるんですけども、その設置までのスピードというものもやはり必要かなと考えております。その辺は、何といたしましょうか、政治というところもあったり、私も初めての議員で、どのようなもので、このようなその話合いがまとまっていくのかというのは、それぞれの皆さんが同じような方向を向いて、一致団結してやっていかなければなかなか難しいとは思いますが、その設置までのスピード感ということで、どのようにこの協議、止まっている協議を早めていくのかということで再質問させていただければと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** インターチェンジ付近道の駅の協議のスピードアップというふうなことも思われての御発言かと思っております。

実際に協議の場におきまして、実際協議をさせていただいておりますけれども、発足からこれまで実際には3回ほどの検討会というふうな

ことで、なかなかそのスピード感というのが表れてこないというところも実情かというふうには思っております。

実際に、その検討会に諮るまでの必要な資料の取りまとめというふうなものは、事務局として我々新庄市としての事務局と、作業部会として各市町村、あと関係団体の代表の方、首長ではない課長レベルの方々との協議というふうなものもさせていただいております。実際には、その辺の資料の取りまとめ、また方向性の確認というふうなことで、必要な資料の取りまとめが必要になるというふうなことでありますけれども、今回の3回目の協議の中でも、委員の意見の方向性から、改めてその再検討が必要だというふうなことで、フィードバックするような場面もあるというふうなこともございます。事務局といたしましては、その辺協議に諮れる資料をできるだけ早く取りまとめた上で検討会に諮られるように、準備を迅速に進めるというふうなことは心がけながら、必要な資料を判断できるようなものとしての取りまとめを急ぐというふうなことが大前提かなというふうに考えております。

その後の検討のスピードというふうなことになりますと、それぞれの首長さん方が、それぞれの議会へ持ち帰っていただいて、議会の中で御検討いただいて判断をいただくというふうなことも、期間として必要な時間だというふうなことはあるかと思われまので、その辺も単独で進める事業以上に時間がかかるというふうなことは御理解いただければというふうに考えているところですので、よろしく願いいたします。

以上です。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎さん。

**5 番（坂本健太郎議員）** ありがとうございます。

なかなか前に進まないということで、私も行政職員でしたので、資料等の取りまとめ、あとは作業部会ということで各市町村の課長さん方、あとはその委員の皆様、機関のその職員の皆様との話し合いというものがなかなか進まないというか、その時点でいろんな思いがあるというのは十分承知しております。

ただ、それでも、その道の駅、インターチェンジ付近の道の駅に対する、経済的なその発展のために必要だと思っている方々も多いというのは、今回の選挙を通じてでも、市民の方々いろいろなお話をしている中でも多々あります。そのような中で、予算の規模に対しては持続可能ということをおっしゃっていますが、ただスピード感を持って、建てる方向で検討しているのであれば、スピード感を持って対応していただきたいと考えております。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 検討会の進め方について、改めてスピード感を持って進めてほしいというふうなことで御意見いただきました。事務局といたしましても、できるだけ迅速な会の運営というか進め方について、進めていきたいと考えております。ただ、今現在、国土交通省への検討の期間というふうなことで、現在その回答が出るまでいかんとも進められない状況だということも御理解いただきながら、よろしくお願ひしたいと思います。できるだけ迅速に進められるように、事務局として動きたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎さん。

**5 番（坂本健太郎議員）** ありがとうございます。

次に、教育問題ということで、総合計画、地方創生に関する人材育成と、その学校教育での取組における連携というところで、先ほどの1

番目に申しました、地域を担う人づくりと、学校教育における取組について再質問させていただければと思います。

先ほどの答弁の中で、高校、中学校の校長先生との会議なり、また教育目標、教育大綱ということで、総合計画の一部から連携しているんだというお話もありました。全国を見渡せば、教育に力を入れている県、市、多くあります。それだけ教育に関して関心が集まっている時代だと思います。変化の激しい時代の中で、教育に求められることということで、その中でも工夫を凝らして、予算と人材確保をそれぞれの県、市で行っております。

平成27年度に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ということが施行されてから、教育委員会と首長の連携強化が図られたと思っております。私は、これが追い風となり、市長部局も積極的に関与できるということで、予算面においても交付金など工夫をしながら、積極的に獲得していく好機になったと私自身は考えております。内容の要旨としましては、教育委員会の予算がなかなか少ないというのは、行政部局にいると常々、鉛筆1本、何を買うにもお金がないということをおっしゃっているその教育の部門で、ほかのところからその予算を持ってこられる機会になったと私は思っております。この点について、どのようにお考えでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** まちづくりの総合計画の観点で、教育部門のほうにもそういう市長部局の地方創生の予算というふうなものが活用可能なのではないかとといったところの御質問ですけれども、ちょっと私のほうも勉強不足でございまして、そのまちづくり関係の地方創生の予算が、教育部門のこういった事業に活用できるのかというふうな部分につきましては、ちょっと

そういう該当する部分というのはまだ勉強していないところで大変申し訳ないんですけども、まずは教育部門のほうで、そういう人材育成をする上で、どういった取組がまずやりたいのかというふうな部分、教育委員会のほうでまずあった中で、活用できるものについては、何というんでしょうか、その教育部門と市長部局の横断に限らず、活用できる財源につきましては県なり国の交付金、補助金等、それぞれ職員が活用できるかどうかというものを常に検討してやっておりますので、そういった部分、今後教育の子供たちを育てる上の人材育成で、そういう地方創生の予算、活用できるのであれば、そういった部分を積極的に活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** 私のほうからも補足させていただきます。

今、総合政策課長からありましたとおり、そういった予算等につきましても、まちづくりのほうと教育のほうと連携してという部分、進めているところでございます。そういった中で、学校教育として何ができるかというふうな部分におきましては、先ほど教育長の回答にもございましたが、「いのち輝き学びあうまち」という大きな柱の下に、各小学校・中学校課程におきましては、その様々な教育の一つとして、地域に根差した学校づくりというものがございます。そういった中で、ふるさと学習ということで、先ほど来のお話にもあるとおり、地域学校協働本部等も含めながら、いろいろとやっているところでございますけれども、そういったものが、やはり小中で終わらずに高校まで地域に根づいた学校づくりというものが行われていかないと、将来の次代を担う人材育成までつながらないと考えております。

議員のほかの質問とも関わってまいります、やはりそういった意味の部分におきましても、高校側のほうに、新高校におきましても、そういう地域の中で、高校生が地域の課題に探究的に取り組んでいけるような、そういったふうな特色を持っていただくことが、やはり市として一貫性のある人材育成にもつながってまいると思いますので、今後も高校側とのそういった連携をしっかりと取ってまいりたいと思います。そういった中で、必要な部分については、まちづくりのほうと積極的に連携しながらやってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎さん。

**5 番（坂本健太郎議員）** ありがとうございます。

やっぱり、なかなかその縦割り行政となりますと、その教育は教育、まちづくり、地方創生は地方創生ということになってきますけれども、やはり工夫次第で縦割りを突破して、横で予算措置なり支援を総合的に見ていくということは、ほかの市町村でも全国の市町村でも、やはり職員の皆様の創意工夫、あとアイデアというところで頑張って工夫してやっぱり取っているんだなというところがありますので、ぜひその点、何ができるかというところを見ていただければと思います。

ちょっと私の質問がまずかつたんですけども、やはり何をやるかというところで、それをやるための財源が少ないというのを、じゃあどうするかという工夫が生まれますので、財源ありきとか地方創生交付金、今はちょっとデジ田交付金に名前変わりましたが、そういったところから引っ張ってくるというのはちょっと本末転倒というか、順序が逆だったなと思います。

先ほどのその話の中で、産業高校、これも高

校の話でちょっと申し訳ないんですけども、産業高校と、あとこれからできる専門職大学、農林大学校も含めてですけども、もし仮にそこで連携をして、町、地域の中で何か物を作る、そういう農業ということであれば加工品とかお土産とかというようなものを、もし何か作りたといったときに、その予算は、ではそれをどこから持ってくるかといったときに、経産省とか、それこそ総務省とか、あとは人材派遣ということで国から人材を持ってくる、またはその地域おこし協力隊など、やっぱり様々なところで、学校教育を側面から支援するその予算の獲得とか、そういうことができると考えておりますので、ぜひその辺は連携していただいて、教育に厚みを与えていただければありがたいなと思っております。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** ただいま議員から御指摘、お話がございました。県の高校の話でございますので、まずは県のほうの事業という形にはなっていないんですが、やはりそういった、現在神室産業高等学校の整備委員会にも参加させていただきながら、そういう学校と行政また地域や産業との共同体的なコンソーシアムのようなものが確立されていくというのは、やはり子供、中学校とか、そういった義務教育におきましても期待されたり、またはそういう可能性が十分あるものだなというふうに考えております。ぜひ、そういった部分も含めまして、いろいろと今後も勉強しながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** 特に、神室産業高校に今回商業科が行くことで話題になったのが、農工商が一体になるこんな高校が、なかなか珍しいんじゃないかというか、これこそ6次産業化のいろん

なものができるんじゃないかというふうな話まで、このことが新高校のいろんな教育内容を考える上で話題になったこともございました。それを実際、今度は農林大学校、専門職大学も含めて、一緒に事業だって何かいろいろやるときに、その事業をやるときの経費とかなんかいろいろある、いろいろな問題点があるときに、それに行政なりあと予算、いろんな予算を、地方創生からも含めて考えていけば、その周りの広がりが出ていくだろうということで、そういう情報はこれからも市としてできる情報提供とか、それから県やそのところでも考えられることは、こういうこともあるんじゃないかというふうなことの要望とか御意見なんかも申し上げることは、これからできるのではないのかなというふうに思います。

そんなことも含めて、先ほど坂本議員のほうからいろいろ御提案ありましたけれども、いろいろ今地元大学とか、そういうふうなことも含めて、いろいろ青年層が地域づくりに関わったり、地域のことをいろいろ考えている、そういうことに、我々が、行政が何かこう支援できること、そのことは何なのかということを経験しながらアドバイスし、物的面、それから情報の相談役とかいろんなこともできると思いますので、そういうこともできる範囲で関わっていただければいいかなというふうなことを思っているところであります。

以上です。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎さん。

**5 番（坂本健太郎議員）** ありがとうございます。力強いお言葉をいただきました。

やはり、これからの時代、創意工夫の時代で、どこからお金を持ってくるか、生徒がその教育面で魅力ある学校というものをつくっていくことが大事だなと思っていますので、ぜひ私も勉強していきますので、共に学んで、いい学校、

いい教育にしていければなと思っております。

県立高校なんですけれども、やっぱり所管というものが、県立というだけあって県の、何というんですか、県が会議等も主催して、そこに市から行って意見を述べて、それを県のほうがどこまで酌み取るかという問題が出てくるかと思えます。その市としての関与というのが限定的だというのは、私も大前提で理解した上で申し上げております。

ただ、それでもこのままでは、この地域を担う人材が先細るという危機感がひしひしとあります。それは、昨年私、新庄北校のPTA会長をさせていただきまして、1年で終わったんですけれども、最初に娘が入った3年前の3年生の卒業式、3年生を見ていたんですけれども、そこは約200人程度おりました。200人若干欠けていたと思うんですけれども、それが今年ももう107人ということで、なかなか思っている以上に人は減っています。少子化以上に、ほかの魅力的な学校があるので、そちらのほうに流れていると。山形の東西南北は、人数が多分変わっていないというところで、人口減少と、魅力がほかのところがあるということで、入学者が減っていると私は思っております。

そこで、ただ単に県のほうの会議で、新庄のその思いといいますか、こういうことにしたいというのを酌み取ってくれるか分からない会議で言うのではなく、新庄だったらこういうことができる、こういうことをしたいということで、だったら県のほうでも、何というんですかね、協力をいただきたいというか、こういうところで支援をいただきたいという言い方に持っていくと、また変わってくるのではないかなと私は思っております。

以上、私の質問は終わります。ありがとうございました。

散 会

佐藤卓也議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日13日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後4時49分 散会

## 令和5年6月定例会会議録（第3号）

令和5年6月13日 火曜日 午前10時00分開議  
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	12番	八畝長一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

13番 伊藤健一 議員

### 欠 員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
農林課主幹 兼農政企画室長	杉澤直彦	商工観光課長	小関紀夫
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	矢作宏幸
会計管理者 兼会計課長	加藤功	教育長	高野博



兼 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	渡 辺 政 紀	学 校 教 育 課 長	杉 沼 一 史
社 会 教 育 課 長	伊 藤 幸 枝	監 査 委 員	大 場 隆 司
監 査 委 員 長	大 江 周	選 挙 管 理 委 員 会 長	武 田 清 治
選 挙 管 理 委 員 会 長	今 田 新	農 業 委 員 会 会 長	浅 沼 玲 子
農 業 委 員 会 長	叶 内 敏 彦		

### 事務局出席者職氏名

総 務 主 査	笹 原 佳 子	主 任	小 松 真 子
主 事	秋 葉 佑 太		

### 議事日程（第3号）

令和5年6月13日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

1 番	田 中 功	議 員
2 番	亀 井 博 人	議 員
3 番	高 橋 富 美 子	議 員
4 番	佐 藤 悦 子	議 員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和5年6月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	田 中 功	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業委員会の法解釈の誤りによる手続きミスについて</li> <li>2. 農業の現状とこれからについて</li> <li>3. 農業資材の高騰に対する農家支援施策について</li> <li>4. 新工業団地基本計画について</li> </ol>	市 長 農 業 委 員 会 会 長
2	亀 井 博 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市道の舗装と白線について</li> <li>2. 医療体制の充実について</li> <li>3. 温泉の整備について</li> <li>4. 消防団の編成について</li> <li>5. 公共施設について</li> </ol>	市 長 教 育 長
3	高 橋 富美子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ワクチン接種への助成について</li> <li>2. 男性用トイレへのサニタリーボックスの設置について</li> <li>3. 緊急通報システム（やすらぎ電話）の周知について</li> </ol>	市 長
4	佐 藤 悦 子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 戦争の心配のない安心して暮らせる新庄市にするために大軍拡ではなく、国として平和外交に全力で取り組むよう、申し入れを</li> <li>2. 学校給食無償化及び、教員の定額働かせ放題による、教職員と子どもへの重大な影響</li> <li>3. マイナンバー制度</li> <li>4. 高齢者支援の強化</li> </ol>	市 長 教 育 長

## 開 議

**佐藤卓也議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。欠席通告者は伊藤健一さんの1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めますが、先ほど申し上げましたように、本日4番目に一般質問の予定でありました伊藤健一議員より欠席届が出ております。そのため、佐藤悦子議員の質問の順序を繰り上げることにつきまして、御了承をいただいておりますので、本日4番目に佐藤悦子議員となります。

以上、質問者並びに答弁者の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

### 日程第1 一般質問

**佐藤卓也議長** 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名です。

なお、質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたします。

これより2日目の一般質問を行います。

### 田中 功議員の質問

**佐藤卓也議長** 最初に、田中 功さん。

（6番田中 功議員登壇）

**6 番（田中 功議員）** おはようございます。

議席番号6、共に創る市民の会、田中 功でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

このたび、多くの市民の方々の御支援をいただきまして、初当選をさせていただきました。投票いただいた方々からの熱い期待、多くの期待を寄せられていることと思い、身の引き締まる思いをしております。市民の目線で議員活動を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、発言通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。発言項目については4項目でございます。

まず初めに、農業委員会の法の解釈の誤りによる手続ミスについてでございます。

昨年6月24日付の山形新聞で報道のあった、「農業委員会での解釈の誤り、市民が費用負担」という見出しと8月27日付の「新庄市農業委員会の手続ミス」という見出しで問題が表面化いたしました。この事業は農業経営基盤強化促進法という法律に基づき、効率的な農業の推進を目的に農地の集積を図るため、行政体が農用地利用集積計画書を作成し、売買や使用貸借を含め土地の異動を図るものです。

1つ目、法解釈の誤りとはどのような誤りだったのかお伺いします。

2つ目、報道の中で「昭和56年度まで遡り、補償を行う」としておりましたが、請求の時効とか、時効は成立しないのでしょうか。

3つ目、昭和56年度以降、この事業に関する件数など、どの程度かお聞きいたします。

4つ目、この件数のうち、今回の補償対象件数と併せて補償額をお伺いいたします。

5番目、件数の把握方法と現在までの補償実績をお伺いいたします。

6番目、法律では「申出があった場合、行うことができる」と記されておりますが、行政上、その周知は行ってきたのか否かお伺いいたします。

7番目ですが、これまで長く放置されてきた原因は何だったのかお伺いいたします。また、これまでの間、行政側が行わなければならないことを指摘されていたと思いますが、なぜ改善されなかったのでしょうか、お伺いいたします。

次に、この件の責任問題についてお伺いいたします。

1つ目、この法律からいくと「嘱託登記を行うことができる」とありますが、嘱託登記とはどのようなことかお伺いいたします。

2つ目、嘱託登記となれば、嘱託者は誰になるのか伺いたいと思います。

次に、2番目ですが、農業の現状とこれからについてでございます。

農業後継者不足と農業者の高齢化に対し、新庄市がこれまで取ってきた取組と今後の取組をお伺いいたします。

農業後継者や農業者の不足は農業所得の低さにあると考えますが、その環境を改善するにはどのようなことを行えばよいか、どのようなお考えがあるかお伺いしたいと思います。

また、小中規模農家でもやる気のある農業者を担い手として位置づけ、農業の維持を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次、3番目でございますが、農業資材の高騰に対する農家支援施策についてでございます。

コロナの経過やウクライナ戦争など社会情勢の影響により、肥料、農薬、資材が軒並み高騰しております。肥料にあつては昨年比2倍になっているものも出ておりますが、このことが農業経営を圧迫し、農業をやめる農家も出てくる可能性がございます。

国や県でも支援措置を取っておりますけれども、新庄市として、国や県の施策に併せて独自の施策の考えはないかお伺いいたします。地域農業を守っていく観点から、てこ入れを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、新工業団地基本計画についてござい

ます。

横根山工業団地付近に新工業団地基本計画が示され、現在、調査設計を進めております。その進捗状況と今後の計画見通しについてお伺いいたします。具体的に、実施計画や予算規模についてもお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、田中市議の御質問にお答えさせていただきます。

農業委員会の法解釈の誤りによる手続ミスにつきましては、農業委員会より答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

次に、農業の現状とこれからについて、農業後継者の不足についてという御質問であります。初めに農業後継者不足に対する取組についての御質問にお答えさせていただきます。

全国的に農業従事者の高齢化、後継者不足が進展していることから、本市においても、地域農業を担う人材の確保、育成は喫緊の課題であると認識しており、第5次総合計画に意欲ある農業者の育成、確保を施策として掲げて取り組んできたところであります。

今年度の主な取組といたしまして、担い手総合支援対策事業により、新規就農者の早期の経営安定化から経営改善、発展段階までの一貫した支援を行うこととしております。

事業の内容といたしましては、新規就農者経営開始資金として現在8経営体が支援を受けております。これは、新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者を対象として、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を最大3年間の交付を受けることができるものであります。

また、県の事業である山形県元気な地域農業担い手育成支援事業においても、認定新規就農者の初期投資、農業機械の導入に対して補助を

行っております。

また、市の単独事業といたしまして、新規就農支援事業費補助金により、認定新規就農者が農地中間管理機構から借り受けた農地の賃借料や農業用機械等の導入について支援を行っております。

今年度の新たな取組といたしましては、4月から地域おこし協力隊1名が着任し、移住就農推進事業として、新規就農に必要な知識、技術を習得するための実践研修に取り組んでおり、将来的には市内で就農することを目標として活動を行っております。

今後とも新規就農者が地域農業の担い手として活躍できるよう市としてもしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

先週、山形県におきまして、市町村長・議長会議で説明が県からありました。農業者、就農者が昨年度たしか380名弱ぐらい、380名程度という報告がありましたが、一方で離農者が1,000名を超えているということで、会場にいた首長、議長が一斉に驚きの声。確かに県あるいは市町村でそれぞれの支援を行いながら就農環境を整えてきているわけですが、実際には1,000名以上の方が離農していると。この環境をどう考えていくべきかということは大きな課題の一つであると我々も思っているところであります。

次に、農業資材の高騰に対する農家支援についての御質問であります。農業資材の高騰につきましては、穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により化学肥料原料及び飼料原料価格が大幅に上昇したことに伴い、農業関係資材が急騰して高止まりしている状況となっております。

このため、農業経営の影響を緩和するため、様々な支援を実施しております。

肥料高騰に対する支援につきましては、昨年

度、国として肥料価格高騰対策事業で高騰分の7割の支援を行い、県は高騰分の1.5割を国事業と併せて支援を行ったところであります。

市独自の支援といたしましては、農業生産資材高騰対策事業で肥料価格の高騰に対し、主食米等については10アール当たり2,000円、転作作物等については10アール当たり1,000円を合わせて766戸の農家に対し総額6,464万円を支援いたしました。

また、畜産関係では、配合飼料価格高騰対策支援事業により、飼料価格の高騰に対して、国及び県での支援では賄い切れない部分について、70戸の農家を対象に総額847万円の支援を行ったものであります。今年度につきましては、畜産関係の生産コストの増加に対応するため、生産資材等の高騰に対しての支援を行いたいと考えております。

今後につきましても、物価高騰の状況及び国・県の支援の動向を注視しながら支援施策に取り組んでまいります。

次に、新工業用地整備の進捗状況についての御質問であります。現在、本市における工業用地の状況につきましては、市内にある2つの工業団地のうち新庄横根山工業団地が平成2年に分譲が完了し、もう一つの新庄中核工業団地についても昨年度に分譲を完了しております。

こうした現状を踏まえ、新たな企業進出や既存企業の拡張による一層の産業集積、そして集積効果による多様な雇用機会の創出を図っていくため、令和3年度に基本方針、令和4年度に基本計画を策定し、新たな工業用地を整備していくことといたしました。

この基本計画では、地質調査や測量の結果に基づいて基本整備計画を策定し、その後、用地買収、実施設計、造成工事を経て、令和8年度に分譲開始を目指すこととしております。

今年度においては、地質調査、地形・用地測量、基本整備計画策定、不動産鑑定の各事業の

実施を予定しており、現在は当該予定事業のうち、地質調査と航空測量、基本整備計画の策定を市内業者に業務委託し、本年3月より事業着手しております。

基本整備計画では、整備予定地の条件整備を行った上で複数パターンの土地利用計画を作成して検討を行うこととしておりますので、当該土地利用計画案が作成された段階でその内容を議員の皆さんに提示させていただきたいと考えております。

前回の議会におきまして「新たな工業団地に企業誘致が可能か」というお話をいただきましたが、今、世の中が非常にいろいろな形で動き出している中で、「新庄市に土地がありますか」あるいは「空き工場がありますか」という問合せがあります。それに対して新庄市で今答えられるのは、人材を補給することがなかなか難しいと。様々な形で、中学校、高校生への地元企業の紹介などを繰り返しやりながらも、なかなか地元就職、また工業団地においても採用していただいておりますが、その全体数が少ないということで、非常に苦慮しているところがあります。

企業誘致に関し、様々な企業、長野県等に行っておりましたが、「工場を拡張したいが、人がいるか」ということが第1番目に言われるところでもあります。

新たにつくる工業団地においてはどのような工場を想定するのかということですが、いろいろな方々と相談させていただいております。カーボンニュートラルという形のCO<sub>2</sub>削減の動きがこれから大変大きくなるということ、そしてEVから水素エネルギーに変わるといった関係の企業が動き出している、官民一体で14兆円の仕事がこれから動き出す、そういうことにターゲットを絞りながら、研究室もろとも誘致するという考え方はどうだろうというアドバイスもいただいているところでもあります。

また、近隣の工業団地の拡張に合わせた土地の提供ということも考えられますので、今後様々な企業誘致あるいは手だてを考えてまいりたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**浅沼玲子農業委員会会長** 議長、浅沼玲子。

**佐藤卓也議長** 農業委員会会長浅沼玲子さん。

**浅沼玲子農業委員会会長** それでは、私から、田中市議の農業委員会における事務手続の御質問にお答えいたします。

初めに、経緯でございますが、本市農業委員会が事務を進めております農業経営基盤強化促進法による農用地の利用権設定等促進事業に係る所有権の移転手続に関しまして、昨年5月に手続をされていた市民の方より事務処理に対する御指摘を受け、改めて関係法令等を確認しましたところ、嘱託登記に係る経費負担の取扱いが不適切であったことが判明いたしました。

内容といたしましては、農業委員会が事務委任を受けております所有権移転の登記を嘱託するに当たり、申請事務を司法書士へ委任しておりましたが、報酬に関する取決めがなかったことから、長年にわたり、農業者の方が司法書士に報酬を支払う形で登記事務が行われておりました。

この件につきましては、農業関係者へ「農業だより」にておわびと事態の内容をお知らせさせていただくとともに、議会へも状況を説明させていただき、昨年9月定例会におきまして、農業者が司法書士へ支払った所有権移転登記報酬の相当額を支払うための補償金に関する補正予算を御可決いただいたところでもあります。

次に、補償金の支払い状況についてですが、予算措置後の10月に、該当される530名の方に対しましておわびと補償金の支払いについての御案内をさせていただき、全員の方に総額で2,678万7,938円のお支払いを令和4年度内に完了しております。

このたびの事務の執行において、制度の取扱い等に対する理解が不足していたことにより、多くの農業者及び関係者の皆様に多大なる御迷惑をおかけしましたことに改めて心よりおわび申し上げますとともに、職員一同、今後より一層適正な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功さん。

**6 番（田中 功議員）** それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、1番のただいま農業委員会の会長から御説明のありました経過と金額等ですけれども、昭和56年度まで遡り、補償を行うとなった経緯を改めてお伺いし、請求の時効などが成立しないのかお伺いしたいと思います。

それから、その当時、件数として何件の把握があつて、関係者が何件だったのか、ただいまの話は530名の関係者に2,670万円ほどの金を支払ったという説明でございましたけれども、件数と関係者、補償金額を改めてお伺いします。

それから、現在のところ全ての方々にお支払いができたという御発言がありましたけれども、いつの段階で終わったのか、どういう方法で終わらせたのかをお伺いいたします。

あわせて、その中で一番多い方、件数と金額の多い方、上位5名ほど、できましたらお知らせをいただきたいと思います。名前は結構です。

法律では「申出があつた場合に行うことができる」と記載されておりますが、行政上、その周知が必要かと思ひます。農家の方々はその法律を理解し、申出ができますよという認識は無理だと思ふんですね、現実的に。行政側でこういうことができますよという御案内があつてしかるべきだと思いますけれども、その点、お答えをいただきたいと思ひます。

それから、これまでの間、行政側に対して、

こんなことができますよという多分指摘があつたと思ひますが、その認知と、その後の対応です、お伺いしたいと思います。

あわせて、この法律からいきますと、ただいま会長も言いましたように、嘱託登記を行うことができるという法律内容になってはいますがけれども、嘱託登記とはどのようなことか、再度お伺いいたします。嘱託登記となれば、嘱託者が誰になるのかお伺いします。お願いします。

**叶内敏彦農業委員会事務局長** 議長、叶内敏彦。

**佐藤卓也議長** 農業委員会事務局長叶内敏彦さん。

**叶内敏彦農業委員会事務局長** 先ほど会長からもありましたけれども、このたび農業委員会における事務処理に関しまして農業者はじめ多くの皆様に御迷惑をおかけしたこと、改めておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後の業務に当たりましては、法令等の趣旨、手続につきまして確認を十二分に行い、より一層適切な事務の執行に努めてまいりたいと思ひます。

また、このたびの対応につきまして、皆様の御理解を賜りまして、速やかに補償金の支払い手続ができましたこと、誠にありがとうございました。

それでは、会長の答弁に補足させていただいた形で御質問にお答えいたします。

初めに、請求に関して、昭和56年まで遡つたという経過でございますけれども、このたび長年にわたり農業者の方が司法書士へ報酬を支払うという形で進められていた事務処理に対する対応として、昨年度、農業者が負担した司法書士への報酬相当額を補償金として支払うこととし、当該補償金に係る予算を昨年9月定例会において決定していただき、該当者に対して補償金をお支払いさせていただいております。

対象者につきましては、昭和56年度までの農業委員会における総会の議案書を基に把握させていただいており、対象者の考えといたしまし

ては、公平に公的サービスを確保するという  
ことで、事務処理が行われた当初からの皆様を対  
象とさせていただいております。

次ですけれども、件数の件になります。この  
たび対象者として、件数につきましては1,069  
件、複数年度にわたる方もおられましたので、  
補償金対象者としてお支払いの案内をさせてい  
ただいた方は530名となります。

補償金総額につきましては、先ほど会長答弁  
にありましたとおり2,678万7,938万円となり、  
対象となりました530名全員の皆様から御請求  
をいただき、令和4年度中の支払いを全て完了  
させていただいております。

そのほかでございますけれども、特例による  
嘱託事務手続、事務局職員が行った件数が5件  
ほどございますので、全体につきましては  
1,074件と把握しております。

その際に、特例による手続について、農業委  
員会から農業者の方に対して説明があったか  
という部分につきましては確認できておりませ  
んでしたが、基盤強化促進法の中では、農用地等  
の権利異動を円滑に進めるといった目的を達成  
するため、当事者、申請の例外として市町村の  
嘱託登記を可能にするという登記令が定められ  
ておりますので、そういった趣旨からいたしま  
しても、説明の部分で丁寧さを欠いていたの  
ではないかなという点については反省すべき点か  
なと考えております。

こちらの部分についてはおわび申し上げるし  
かないんですけれども、農業経営基盤強化促進  
法による不動産登記に関する特例の取扱いの認  
識不足ということで、長く放置された手続だ  
ったんですけれども、事務手続が前例踏襲で行  
われていたものと認識しております。

事務手続を事務局職員が行った後にまた従来  
の取扱いに戻している経過につきましては、前  
例踏襲の中で事務が引き続きされてきた結果、  
再び従前の手続になったものと考えられ、こち

らについてもおわび申し上げたいと思います。

次に、嘱託登記ということなんですけれども、  
嘱託登記に関しましては、官公署、登記所に対  
してなんですけれども、一定の内容を登記する  
ことを要求する行為とされておりまして、行政  
間の関係として登記の嘱託ということと呼ば  
れております。普通の一般の方であれば登記の申  
請という形で呼ばれているんですけれども、市  
とかする部分については登記の嘱託というこ  
とで取り扱われております。

その際の嘱託者は誰になるのかということ  
でありますけれども、市長が直接行う場合は市  
長名となりますが、代理で行う場合については委  
任を受けた市長代理人の名前で嘱託登記書の作  
成が行われることとなっております。

先ほど支払いの件だったと思いますけれども、  
5回に分けて支払いされているんですけれども、  
最終的に支払いが終了したのが3月15日にな  
っております。

件数なんですけれども、上位5人の部分は手  
持ち資料がございませんけれども、一番多い人  
で27件、額で言いますと71万円を少し超える額  
となっております。

以上です。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。  
佐藤卓也議長 田中 功さん。

6 番（田中 功議員） ありがとうございます。  
何点か追加して質問させてください。

大きい方の27件71万円については承知いた  
しました。

5件が嘱託登記という形で行ったということ  
を今おっしゃいました。要するに1,074件中  
1,069件が今回補償対象者で、5件が既に嘱託  
登記を行っているという回答だと思います。

公平感から言いますと、その段階、5名の  
方々に対しては嘱託登記を行ったわけですから、  
その段階で農業委員会では嘱託登記についての  
認識があったと思うんですね。あわせて、先ほ



ども質問しましたけれども、多分、嘱託登記ができるんだよと、委員会で認識をしておったと思うんですが、それをなぜやらなかったのかお伺いいたします。

あわせて、今回、嘱託登記は市長名で行うことが一般だと、官公署が請求するんだというお話でした。

市長の代理人が登記申請を行った、その代理人というのは登記手続を行った司法書士かと認識しますけれども、そもそも司法書士に委任したのは市長じゃないんですか。だから、委任状を持って司法書士が法務局に持参、それで法務局で受付ということになるかと思しますので、市長名、いわゆる市長が司法書士に委任したという経緯と思われそうですが、いかがでしょうか。

**叶内敏彦農業委員会事務局長** 議長、叶内敏彦。

**佐藤卓也議長** 農業委員会事務局長叶内敏彦さん。

**叶内敏彦農業委員会事務局長** 特例により職員がした5件でございますけれども、こちらにつきましては農業者の方が制度を御存じであったということで、申入れがあって処理したということ職員の間取りで確認しております。

その際に、実際に経費を負担した方と嘱託登記によって負担してない方との不公平感があつたのではないかという部分に関しては、職員が行った手続は嘱託登記の手続における一つの手法として実施したものと認識しておりますけれども、議員おっしゃられるとおり、御負担された方につきましては公平な公的なサービスを受けることができなかつたということで理解しておりますので、そういった公平なサービスの確保ということも踏まえまして、このたびの補償金の支払いという対応をさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

あと、委任状の件になりますけれども、農業経営基盤強化促進法の登記令につきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、所有権を取得した者の請求があるときは市町村が登記

の事務を行うこととなっておりますけれども、具体的な事務につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱にあるんですけれども、農業委員会が処理することができるかとされております。また、同じ要綱に定められている不動産登記の特例についての取扱いというものもあるんですが、農業委員会が登記の嘱託をするとき、嘱託書に市町村の登記の嘱託に関する委任状を添付することとされております。

農業委員会においては、事務委任されている事務手続の中においてですけれども、不動産登記令上必要となる委任状の交付を受け、登記の嘱託手続を実施しておりますので、その一連の事務の中で手続上必要なものとして市長印が押印された委任状の交付を受けて手続を行っている状況にあります。

以上です。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功さん。

**6 番（田中 功議員）** ちょっと時間が押し迫っていますので、聞き取りにくい部分もあつたんですが、基本的に市長の公印を農業委員会で預かって押しているということですか、お伺いします。

**叶内敏彦農業委員会事務局長** 議長、叶内敏彦。

**佐藤卓也議長** 農業委員会事務局長叶内敏彦さん。

**叶内敏彦農業委員会事務局長** 公印につきましては、農業委員会の中の決裁を受けて、それを基に、市長というか、総務課で押印をいただいております。

以上です。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功さん。

**6 番（田中 功議員）** 了解しました。

総務課ではその履歴などについてどのように公印の扱いをしているのか。当然、この業務は行政長が行わなければならない業務ですので、農業委員会が全て行う要件、事務は行うでしよ

うけれども、最終的な登記となれば新庄市の市長が行わなければならないという内容になっていくと思われませんが、その点、公印の使用について、どういう市長の位置づけとなっているのかお伺いします。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** まず初めに、このたびの農業委員会での問題につきましては、司法書士との関係で支払いに対する取決めをしていなかったことに起因すると認識しております。

そうした事務処理上の誤りということにつきまして、職員の認識不足、それから公務についての意識が希薄であったという点につきましては、関係者の皆様に大変御迷惑をおかけいたしました点につきまして、総務課としてもおわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

そして、公印についてでございますが、少し公印について御説明させていただきます。

まず、公印の管守、つまり管理や使用についてでございますけれども、こちらにつきましては新庄市公印規程によって規定されております。

その中で、公印の種類や名称、ひな形、使用区分等を規定されております。そして、公印の使用の許可につきましては、押印を必要とする文書に決裁済みの起案文書を添えて審査を受けまして、管守責任者の承認を受ける必要があります。公印の使用を承認した場合は、決裁済みの起案文書に公印を使用したというスタンプを押す部分があるんですけども、使用承認印を押印することとしております。

また、公印台帳を備えておりまして、それぞれの公印について、間違いはないか、欠けている部分はないかなど、1年に1回照合するということが義務づけられておりまして、必ず行っているところでございます。

公印については以上のような流れですけれど

も、このたびの決裁につきましては農業委員会事務局長の決裁文書により公印を押しているということとなります。

以上です。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功さん。

**6 番（田中 功議員）** 農業委員会から議案が回ってくれば、ほとんど問題なしということで市長印が押されるという感じを印象として持ちましたけれども、時間がない中で、市長の認識はいかがなのか、この件についての市長の責任というのは何もないのか、そこら辺、市長にお伺いしたいと思います。

**小松 孝副市長** 議長、小松 孝。

**佐藤卓也議長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** このたびの農業委員会の案件の責任という部分でございますけれども、制度としましては、地方自治法の中の事務委任という規定に基づいて包括的に農業委員会に委任された事項となっております。このため、決裁権については、それに含む手続も含めて農業委員会の専権事項となっておりますので、市長部局においての権限はないということになっているというのが現行の制度になっております。そのため、この事業全体について、農業委員会の権限と責任において進めてきた事務であると理解しているところであります。

ただ、そうはいいまして、農業者の皆様に結果として、法的には問題はなかったところでもありますけれども、金銭的な負担をおかけしたということにつきましては本当に申し訳なく思っているところであります。

この案件が指摘されまして直ちに農業委員会で過去からの事務の取扱いを精査しまして、9月議会に予算案を上程させていただいて、可決後、速やかにお支払いの手続を進めまして、御理解をお願いしたところでもあります。

今後の部分でありますけれども、市役所全体

の中で事務を見直して、より精度の高いものとしてやっていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功さん。

**6 番（田中 功議員）** その点については承知いたしました。この業務についてはそんなに難しい業務ではないと思うんです。基本的に委任をしなくても新庄市自体で可能な手続だと私は認識しております。要するに、職員ができる内容であるのではないかと。他町村ではそのように行っている。新庄市は全て司法書士に委任をかけているという状況があります。今後、改善されて、特段、新庄市で直営といいますか、直接行えば何も費用なんかは伴わなかったはずなんですが、実際は委任をすることによって費用が、補償が発生したという経過がございますので、その点、承知をいただきたいと思います。

時間がない中で、農業問題について、令和4年の農家への対応、2,000円、1,000円、それは承知していますので、ありがたく思っておりますけれども、令和5年についてもどうぞよろしく御検討いただき、農家への援助をいただけたらと思います。

最後に、新工業団地の基本計画について、基本計画の中では、現在の横根山工業団地の隣接地、約4メートルから6メートルぐらい低いところが位置づけられていますが、この高低差のあるところに膨大な盛土をして現在の工業団地と同じ高さにする要件があるのか、ちょっと無理があるのかなと私としては認識しております。

あわせて、現工業団地と新工業団地の間に一級河川の最上内川が存在しておりまして、その取付け、あるいは切替えるのか、復旧になるのか、膨大な費用がかさむのではないかなと考えております。

計画地域一帯が泉田川土地改良区の受益地17ヘクタールほどで、優良農地なんですね。その

うち約半分の8ヘクタールを工業団地化する計画は、残った圃場の農作業形態を損ねる可能性があるかと認識いたします。

これから全体計画では15億円ぐらいの計画を持っているようでございますけれども、約8ヘクタールを整地後、売却できる敷地を5ヘクタールと見ておりまして、3ヘクタールが減歩、要するに特段用地として提供できない形の造成がされると。

例えば、過去に市道払下げ、あるいは東側の緑地帯を造成工事して払下げをしておりますけれども、その単価が3,450円です。それを5ヘクタールに置き換えますと1億7,250万円ほどになると。15億円かけて1億7,250万円の収益なんですかという疑問を持ちます。その点について、時間がないんですが、答えられる範囲内でお願いたします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** それでは、新工業用地の件につきましてお答えさせていただきます。

まず、盛土の件につきましては、既存の横根山工業団地とかなりの高低差があることは認識してございます。また、整備予定地の部分につきましても、なだらかな、当然田んぼでございますので、なだらかな傾斜があるというところは認識してございます。ですので、最低限、盛土は必要になってくるものと考えてございますが、今現在、全て既存の工業用地との段差をなくすという考えはございません。

また、今段階、先ほど市長答弁にもありましたとおり、基本整備計画を市内業者に発注しておりまして、その中で、約17ヘクタール分の用地のうち最も最適であろうという形の区画割りでしたり、それから道路の整備とか緑地の整備等々を複数パターン提示していただくよう業者をお願いしている状態でございます。その中から最も効率的で事業費もなるだけ削減できるよ

うな形で、総合的に勘案して適切であろうという区画割り等々を後ほど議会にお示しさせていただきたいと考えてございます。

河川、用地の部分につきましても、現在、基本整備計画の中で土地利用計画を複数パターン作成する予定となっておりますので、その後の検討課題という形になろうかと思えます。

以上でございます。

**6 番(田中 功議員)** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功さん。

**6 番(田中 功議員)** 承知しました。

それならば、盛土しないという考えであるならば、8ヘクタールのうち5ヘクタールの売却地という計画は、3ヘクタールはどこに行くんでしょうかねという疑問が残ります。

いずれにしても、この件についてはこれから調査、計画を進めるということでございますけれども、私たちも十分注視をしながら見守っていききたいと、あわせて、この事業が果たして新庄市のためになるのか非常に疑問を持つところでございますので、議員の皆様も考え合わせながら、今後注視をしていききたいと思います。

終わります。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開します。

### 亀井博人議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、亀井博人さん。

(2番亀井博人議員登壇)

**2 番(亀井博人議員)** 6月定例会、今回初めて一般質問をさせていただきます。議席番号2、

亀井博人です。よろしくお願いいたします。

市民の皆様の声、要望、希望、声なき声を受け止め、愛着ある新庄を前に進めたいと思っております。

発言通告書の内容に沿って5項目について質問をさせていただきます。

1番目、市道の舗装と区画線についてです。

市道の舗装や区画線を引く基準はどのようになっているのでしょうか。春先には舗装の状態も悪くなり、通勤通学に支障を来している場所もあるように思います。子ども見守り隊の方や、何年も舗装がされない地区の方からも要望をいただいております。ここ二、三年の実績、今後の予定はどうなっておりますか。

新庄市の概要によれば、国道の延長約41キロ、県道の延長約101キロ、市道の延長約304キロ、合わせて446キロということで、ほぼ新庄から東京までの道路延長があるようです。

令和4年度新庄市まちづくり市民アンケート調査報告書では、安心して通行できる道路が整備されていることが重要度の順位別の2番目となっております。一方、満足度では21番目であり、69項目中からすると低くはないものの、重要度の高さからすると高くはないと思われま

す。新庄市公共施設等総合管理計画では、インフラ系施設の更新費用の推計があります。道路の状況により3つの区分とし、更新についてはいずれも15年とし、更新単価は1平方メートル当たり4,700円として計画しています。

今年度の当初予算としては、道路維持費として約3億4,000万円等が予算化をされております。アンケート結果を見ると、安心して通行できる道路が整備されているという満足度が高くないのは、予算が十分ではないためではないでしょうか。

次に、2番目、医療体制の充実についてです。

10月、新しい県立新庄病院がオープンします。診療科は現在の20科から27科に増える予定で、

医療体制の充実に期待が高まります。

さて、市内の眼科は、県立新庄病院の医師1名、眼科が1か所ありますが、医師数に対し患者数が多い、または医師数が少ないという声があります。県立新庄病院のみならず、地域の医療体制の充実について、新庄最上地域の命のとりでとして、継続した要望をしてはどうでしょうか。

今年度の施政方針には次のように記載があります。「県立新庄病院の移転改築工事が今年度内に完了し、新病院は令和5年10月1日に開院予定となっています。地域医療の中核として、住民の安全安心を守る医療体制を提供いただいておりますことに感謝申し上げますとともに、住民の医療・福祉向上のための連携を深めてまいります」とあります。

また、第5次総合計画では、医療提供体制の充実として、適正受診の維持、医師、看護師等医療従事者の確保、この秋に移転する夜間休日診療所の運営、救急医療体制の構築などについて記載があります。

新庄市の概要（令和4年版）では、医療体制を見ると病院が3か所、病床数904床、医師数84名となっております。また、診療所数は29か所、病床数19床、医師数84名、歯科医院は18か所、歯科医師数は25名となっております。

10月に県立新庄病院が開業しますが、重要なのはこれからだと思います。産婦人科、小児科、眼科の医師がこの地域には不足しているようです。診療科によっては他市の医院を紹介される場合もあるようです。

平成24年2月に、医師確保対策及び山形県立新庄病院の機能強化についてという政策提言が議会より出されております。10月に新しく県立新庄病院がオープンするという事で、一定の成果があったものと思われます。

今後も、救急医療、高度専門医療など、必要となるときに必要な医療が受けられるよう、山形県

に対し県立新庄病院のさらなる充実について要望の継続をお願いしたいと思います。

最上地域の医療のとりでが手薄であれば、高度医療を求め、さらに人口流出につながる場合もあると思います。

3番目、温泉の整備についてです。

市民要望の高い温泉ですが、県内35市町村の中で本市にのみ温泉施設がないようです。ほかにあつて新庄にない。温泉が好きな人は多く、周辺の舟形、戸沢、真室川、最上、大石田町などの温泉に行っているようです。「近くに欲しい」「新庄になくて不便」という声を聞きます。

奥羽金沢温泉が平成29年に閉鎖、本合海の新庄温泉どんぐりの湯が令和3年10月に閉鎖しました。区長と市長のまちづくり会議の中でも何度か温泉の要望が出されてきたと思います。その資料には「検討する」との回答がありますが、実現はなかなか難しいようです。

県内では4月28日に寒河江市が新しく市民浴場「湯りさがえ」を移転オープンさせたようです。早速、出かけた市民も多くいるようです。

大江町では、温泉施設と一体となった道の駅の再整備の中で来年の夏頃にリニューアルオープンする予定のようです。温泉施設は改修を終え、複合型遊具等の整備とともに、産業振興、交流拡大を目指して取り組んでいるとの記事を見ました。

温泉の効果として、リフレッシュ効果、健康増進、リハビリ、社交の場、くつろぎの場、医療費の抑制、観光的交流等も見込まれると言われております。

また、山形県みどり自然課が発行している「山形の温泉2022」によれば、コロナ禍の中、数は減少しているようですが、山形県の温泉利用者数は年間約1,000万人、宿泊者数は年間120万人と、観光交流にもつながっており、温泉に対する根強い人気があがります。

最近ではサウナがブームのようで、サウナに

入って温泉に入るという方もかなりいらっしゃるようです。

なお、平成30年と平成31年2月に健康増進のための温泉施設の活用についての政策提言が出された経緯もあるようです。

市民の多くが欲しいと望んでいる施設です。ぜひ造っていただくよう検討をお願いしたいと思います。

4番目、消防団の編成についてです。

消防団を取り巻く状況として、少子高齢化等の影響もあり、消防団員が減少傾向にあるのではないのでしょうか。また、消防団の業務が休日に実施されており、日曜日が休みでない職場も多くなってきていると思います。また、既に団員数が少ない班もあるなどの状況をお聞きしました。

消防団には、階級として団長外7階級あり、組織構成として分団数が17分団、機能別団員としてラッパ班、女性消防隊があり、現在、条例上の定数は1,194名となっているようです。

消防団の今後に向けた取組として、今年度より10年後の消防団体制を話し合う組織検討委員会がスタートしていると聞きました。

今後の消防団の在り方として、提案となりますが、消防団には機動力の軸となる普通積載車17台、軽積載車17台、合わせて34台を保有しており、団員確保が難しい状況が続くようであれば、団の数は17分団そのものとして、積載車1台に部長以下20名の団員で構成した班とするなどの提案を受けております。団員数の減少を考慮したこの案によれば、団員数が約730名ほどとなり、現在の団員数の約7割程度になるものと推定されます。今後の検討材料にさせていただければと思います。

次に、5-1 市民文化会館駐車場です。

市民文化会館の駐車スペースが中部保育所等の新築に伴い狭くなるようですが、対応は検討されていますでしょうか。

今年度に入り、時を同じくして、歴史センター西側広場では中部保育所の建設に伴い、文化財の発掘作業が10月31日までの予定で行われています。また、文化会館東側の元営林署跡地では最上検診センターの移転新築工事が始まりました。

いずれもこれまで臨時駐車場として使用され、おおよそ250台ほど駐車されてきたようです。1,000名を収容するホールを持つ文化会館において、比較的大規模なコンサートやイベントのときの駐車場不足が心配されます。文化会館の駐車台数は約170台、隣接するふるさと歴史センター、市民プラザ、雪の里情報館、市役所等の駐車台数を合わせれば、さらに200台ほどの収容は可能であると思います。さらに台数確保が必要となると駅東の約1,000台の駐車場になりますが、文化会館まで1キロを超える距離になり、多くの人はできるだけ近くに駐車したいと考えていると思います。

一方、県内他市の文化会館においても、収容人数に合わせて駐車スペースを用意しているわけではないようです。天童市、酒田市、鶴岡市、南陽市等は、市役所と文化会館が隣接する敷地内にあり、駐車場を共用しているようです。望ましい土地利用の在り方だと思います。

駐車場の台数を心配するほどのコンサートやイベントが多く開催されることを望みますが、そのときどのような対策を考えていますか。

次に、5-2 公共施設の再配置についてです。

元新庄警察署や現在の県立新庄病院等の県有地の動向に市民の方は関心を持っているようです。市の施設の建て替えや再配置等も考慮し、検討してはいかがでしょうか。

公共施設といっても市役所をはじめ数多くありますが、今後の公共施設の再配置、特に最上公園とその周囲にある文化施設についてお尋ねします。

先ほども申しましたが、文化会館の駐車場に

については、以前は予想できなかったような状況が現在起こっているのではないかと思います。公共施設等総合管理計画の中では、市民プラザ、市民文化会館は大規模改修と併せて複合化や集約化を視野に検討を行い、多目的利用による施設の有効利用を図るとされ、図書館と博物館等についても同様に、他の施設との複合化や民間活力の導入を主眼に検討するとされています。

各施設の中でも駐車場については、一般的に利用のピーク時に合わせるか、平常時に合わせるか、隣接する施設や敷地があるかなど状況は様々かと思いますが、地方都市においては車の移動は今後も避けられないものと思われま

す。振り返れば、平成16年3月に営林署の新庄事務所が廃止され、最上森林管理署に統合されました。様々な事情等もあったと思いますが、新庄営林署跡地を当時新庄市が取得していれば、駐車場などの課題が解消、解決できたのではないかと思います。

こうした中、6月1日から3回の予定で「最上公園の未来を考える」という市民参加型のワークショップが開催されています。最上公園はこれからも魅力ある場所であり、その活用について市民の関心は高いものと思われま

す。公共施設をめぐる向こう二、三年の動きとして、最上広域市町村圏事務組合の松本地区新庄警察署近くへの移転があると思います。また、時期や内容は未定で県有地ではありますが、新庄工業高校跡地、現在の県立新庄病院用地、県立高校の再編に伴う用地も視野に入れた公共施設の再配置の検討に入ることも必要と考えま

す。土地はどこであっても1か所しかありません。今後の公共施設の在り方についてどのようにお考えでしょうか。

以上です。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、亀井市議の御質問にお答えさせていただきます。

文化会館周辺の駐車スペースの件につきましては、教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

初めに、市道の舗装や白線引きの基準についての御質問であります。特に明確に定められている基準などはなく、いずれもパトロールによる点検により、修繕等の必要性を判断しているものであります。

舗装、補修につきましては、特に春先に降雪期の除雪車や大型車の頻繁な往来の影響により道路の損傷具合が顕著に現れることから、定期的にパトロールを実施し、通行に支障を来すような箇所が発見された場合には随時修繕を行っております。

また、路線の全面的な補修工事につきましては、新庄市舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的に実施してきているものであります。

白線の補修につきましても、市が管理を行う外側線や中央線などに関し、パトロールにより、線が薄くなり、目視しにくい路線について、学校周辺や買物客が多く往来する路線を優先的に実施してきているところであります。

また、横断歩道や停止線につきましては、公安委員会の管理となっておりますので、目視しにくい状況になっている箇所については随時公安委員会に対し補修の要請をしております。

近年の舗装工事としては、福田山工業団地の重要物流道路や県立新庄病院脇の市道3号線、北本町南本町線などの路線を実施しており、令和2年度から令和4年度までの3年間で30路線、延長にして約20キロメートルの改修を実施し、5億3,000万円ほどの予算を執行しております。

今後も、新庄市舗装長寿命化修繕計画の優先順位を勘案した上で、地域の方々が密接に関わる町内や集落の道路についても計画的な工事を推進し、緊急的な補修事業と併せて市道の適切

な維持管理と市民生活の安全確保に努めてまいります。

次に、医療体制の充実についての御質問にお答えさせていただきます。

新庄最上地域の基幹病院である県立新庄病院は、これまでの要望活動が実を結び、本年10月に新たに開院する予定となっております。新しい新庄病院では、緩和ケア内科や精神科・心療内科、歯科など新たな診療科が増設され、さらなる医療体制の充実が図られるものと期待しております。

市内の眼科医の状況につきましては、議員の御指摘のとおり、現在2つの医療機関がございますが、眼科医のみならず、最上地域における医師や看護師の不足については大きな課題と考えております。

こうした新庄最上地域の医師や看護師不足について対策を講じる目的で、本市のほか7町村、議会、消防、警察、医師会、公立病院などから構成される最上地域保健医療対策協議会を昭和52年に組織し、課題解決に向けて継続的に協議を行ってきているところであります。

この協議会では、地域の医師や看護師など医療従事者の人材確保のために、医学生や看護学生を対象とした研修会や地域医療情報の発信、小中高生向けの動機づけ学習会など様々な取組を実施しております。

今後につきましても、安定した地域医療を確保するため、関係機関と協力、連携を図りながら継続して事業を推進してまいります。

次に、温泉の整備についての御質問ですが、温泉は日常の保養により心身の健康を育むとともに、疾病予防や健康の保持増進、さらには健康寿命の延伸に寄与するものと言われております。市民の健康増進を推進する観点から温泉施設は有効であり、温泉施設を要望する市民の声があることも認識しております。

温泉発掘につきましては、場所、資金、経営

方針などをしっかり定めて取り組まなければならないものと考えております。また、市が直接的に温泉を経営することは、将来的に大変検討を要することとなり、時間的にも現時点では極めて難しいと考えております。

一方、燃料高騰の影響により、本年1月に閉鎖した民間事業者の入浴施設につきまして、市民から「再開してほしい」との声もいただいております。市の支援があれば再開が可能かどうか交渉して、できる限り早く再開できればという形で交渉できればと思っております。そして、可能であれば市民の要望に応えられないかと考えています。

また、再開に当たっての大きな理由といたしまして、健康増進のみならず、大雨などの災害時の公衆衛生の重要性が年々増しているということも大きな理由の一つであります。市としても、市民が安心して入浴できる施設の確保が必要であると考えております。ぜひ御理解くださるようお願いいたします。

寒河江市で改めて今回オープンした温泉につきましては、源泉から延長して温泉を引っ張っているということで、建物だけにお金かけて、改めて源泉は掘っていないということであります。掘らないと分からないことではありますが、寒河江市長に「今何メートルぐらい」ということ、「最低1,000メートルは必要だろう。しかし場所にもよる」ということをいただいております。あと「経営についてもどのようにするかということもある」と。

以前、山屋の奥羽金沢温泉の件について、前々の農業組合の会長とお話する機会がありましたが、なぜあそこに掘ったかという理由を聞かせていただきました。当時、帝国石油が戦争前に国内での石油が必要だということで、郡内の調査に入ったということで掘り当てられたのが、その前にですけれども、掘り当てられたのは大正時代ですけれども、羽根沢温泉である



と。その後、戸沢のぼんぼ館であると。それから油山温泉。そういう形で調査。東側については、出るか分からないけれども、可能性としては山屋が相当出る。その前に吉沢があり、その後最後に金山が掘られたと。その延長線上に舟形があるんだというお話をお聞きしました。ということは市内で出る確率は低いんだと、その当時、帝国石油の発掘調査から聞いたという話を直接聞く機会がありました。

1,000メートル以上掘れば当然冷泉として出る確率は高いわけでありますが、そうしますと沸かさなければいけない、重油の問題であるということも出てくるかなと思っています。

奥羽金沢温泉との協議もかなり進めたところがあるわけでありましてけれども、源泉を直接使っていた時代ですと掛け流しで十分なわけですが、広くすることによって多くの人に入ってきたきたいという大きな志が、水道でうめなければいけない、温度が下がる、そういうことによって重油による熱を使わなきゃいけないと、そこが一番の大きな燃料費であるということをお話いただいたことがございます。

新庄市も株式の一員として当時300万円を投資しておりますので、市民の税金を納めたということで、そのところはどのようになっているのかということをお聞きした結果がそういう状況だと。

その中にあっても、市民は温泉が欲しいと、新庄市だけがないということを常々言われ、温泉王国山形だということが言われておりますけれども、これが実際に経営ということになったときにはどうなるのかというのをもう一度議会の皆さんとお話する必要があるだろうと思っております。

その間、どんぐりの湯が1業者によって開発され、高齢者住宅とセットの温泉ができて、四十数度の掛け流しが出たわけでありましてけれども、コロナ禍で利用者がいないということで、

コロナ禍の再開であるということで断念したという話を聞いたと。その後、民間の業者が市内の銭湯を譲り受けまして、リニューアルを図ったところではありますが、やはりコロナで相当な打撃を受けている。さらに今回の燃料の高騰により、どうしてもこれ以上続けられないというお話をいただいたと。そして、それを利用して市民の方からもぜひ再開していただけないかというお話をいただいた。

本日、議員よりそういう提案があれば、私どもは、先ほどの大きな理由の一つとして市民の健康増進、福祉増進という観点と、災害によりお風呂に入れないという御家庭が増える可能性がある、電気が止まってしまったとかあるいは凍結したとか、そういう方々への対応として銭湯の活用はどうだろうかということも検討しなければならぬと思っています。

議会にお諮りし、皆さんがそれを是とするのであれば、できる限り早い段階で銭湯の開始が必要であろうと私自身思っているところであります。ぜひ御理解いただきたいと思っております。

次に、消防団の編成についてであります。消防団の体制につきましては、昭和50年に組織を見直し、17分団、34部、95班、先ほど議員がおっしゃったとおりであります。現在は団員定数に対して161名の欠員が生じているところでありますが、1月に前消防団長が来られまして、消防団の在り方についてということの相談を受けたところでございます。

命令系統は、私が統監ということで、様々な行事に対しては指示、命令があるわけですが、消防団の組織としては消防団長を中心とした、一方では自主的な組織でもあります。

1のアドバイスとして、若者を交えて再度検討委員会を立てて、どんな消防団があるべきかということで、将来に向けた消防の在り方をぜひ検討していただけないかというお話をさせていただいたところでございます。

現在、それらの協議に向かって消防団が自ら地域の中で、どのようなというアンケート、あるいは様々な話合いを設けて進めるという話を聞いておりますので、それらの報告を待ち、さらに市として今後のあるべきコミュニティーも含めて、消防団の持つ意味合いというのは大変大きいものがありますので、今後一緒になって検討していく、現段階としては、消防団が自主的にあるべき姿、どうあるべきか、縮小ということも、どう拡張するかということも両方あるのではないかとということでお話をさせていただいたところでございます。

現在、消防団の活動については、地元負担が過去には大変多く、そのことから消防団の廃止ということが町内会長名で寄せられたことがございます。そうしたことを思いますと、消防団の地域におけるこれまでの歴史と活躍から言いますと、これは市全体で応援しなければいけないということで、消防自動車の購入に関しては町内の負担を全てなくしていると。それから活動服についても3つぐらいに分けながら今は貸与していると。さらには、服、長靴、それから町内で持っているポンプ、そうしたことも全部、全て市で買って、それで順番に貸与するという方策を取っているところであります。

そういう形で消防団を支援しながら、町内会の負担を少なくしながら、地域の安全安心のために、またコミュニティーづくりに健闘していただいておりますので、今後とも消防団の検討の結果を待ってまいりたいと思っております。

次に、公共施設、県有地における市の施設の考え方でありますが、以前の議会でも跡地についてどのように利用するかということをお答えさせていただいたところであります。

松本に警察が移りまして、一番最初に神室産業高校で、新庄工業がなくなった。今後予想されるのは北高と南高の合同、合併、そして神室産業に商業科が行くということで、新庄南高の

跡地が空いてくるということで、当時、数年前になりますけれども、学校の統合に関して県の教育委員会が報告に参った折には、あの跡地をどうしますかということについては特に考えていないということですので、新庄市としてはできる限り義務教育学校の位置、希望の土地として考えさせてもらえないかということは申し入れたところですが、決定とかではなく、新庄市の流れとして、萩野学園、そして明倫学園、いずれは新庄小中一貫校が建つわけでありまして、このことについては、一部であそこに建て替えをとという話があったわけですが、県でその建て替えをするというのであれば、市がそこに駄目ですよという権限はないということをお願いしたところでありまして、北高をどう使うか、南高をどうするか、これからについて県がどう判断するかということになる。しかし、大きな意味では新庄市全体のまちづくりの一環であるということも考慮しなければいけないと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

また、県立病院跡地につきましては、ある業界の方にお聞きしますと、なかなか民間では手を出しづらい土地であるということをお聞きしました。なぜですかと。やはり切った張ったがあると。お亡くなりになっている方、そういうことがありますと、民間で経営するということは、必ず将来何か問題が起きたときに、あの土地だった、この土地だったということが蒸し返される場合があるので、なかなかそういうところは民間では手を出しづらいというお話を聞いたところでございます。

そうしますと、今後どのような公共事業ができるかということになっているかと思っております。新庄市役所を建て替えるということで昨年度から積立てを始めたわけでありましてけれども、いろいろな意味で、どこに、それは今後市の職員、市民の皆さん、そして利用団体、関係者、区長

さん方の意見をもらいながら、市役所はどこに造るべきかということは今後議論されるのかなと思っています。

一方で、逆に言いますと、今度新庄小学校、中学校が移転したときには最上公園の脇の新中跡地が空いてくる。さっきの御提案のそこに市役所を持っていけば、文化会館と駐車場を一体に使えるんじゃないかという話も確かにそうなるのかなと思います。しかし、そうなりますと文化会館をどこに今度建てるかという問題が出てくるのかなということで、建物と土地の関係は非常に今後の中で検討を要することだと考えております。

また、営林署跡地、新庄市でなぜ買わなかったかということで、中部保育所の用地として交渉させていただいたわけでありましてけれども、ほかに使う予定があるということで交渉が進まなかったという理由を以前の議会で御報告したとおり、結果としてその土地の所有者がその理事長であるということでありまして、そういう計画があったんだろうなということを今思っているところであります。

今後、今ある検診センターが空きますと、その土地につきましては市の土地でありますので、できる限り早く解体していただき、駐車場として開放していきたいなということを思っているところであります。

全体的な土地、人口減少社会の中で、大きなものだけではなく、個人の土地もかなり空いてきておりますので、これをどのように活用するかということは様々な観点から考えていかなければならないと思っております。

文化会館の駐車スペースについての質問につきましては教育長に答弁させますので、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** それでは、市民文化会館周辺の

駐車スペースについての御質問にお答えします。

市民文化会館の敷地内には障害者用駐車スペースのほか174台分の駐車場を確保しておりますが、大規模なイベントが開催される場合は、不足分を最上公園あじさいステージ前の敷地などをお借りして対応してきました。

今年度に入り、中部保育所建設予定地の発掘調査などにより市民文化会館周辺での駐車場の確保が難しくなっており、御利用の方々には大変御迷惑をおかけしております。

将来的には中部保育所や検診センターの跡地を臨時駐車場として使用することも想定しておりますが、当面の間は近隣の公共施設駐車場を活用したいと考えております。

文化会館御来場の際には、車の乗り合わせをお願いするとともに、他の施設駐車場を利用いただくよう周知に努めてまいります。

以上であります。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人さん。

**2 番（亀井博人議員）** 再質問させていただきます。

市道の舗装関係です。

先ほど回答いただきましたけれども、令和4年度までの3年間で30路線、延長にして約20キロの改修が実施されたということですが、そうしますと1年当たり7キロぐらいでしょうか、延長にして。市道延長が300キロを超えている関係で、このペースを割り返すとかなりの年数といたしますか、単純に言いますと40年ぐらいかかるのではないかという計算になりますが、予算をもっと増やせばいいのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

もっとピッチを上げて、市民の方は、舗装に力を入れているなという、何といたしますか、あまり印象としてまだ舗装されていないというイメージが私もありまして、実施された箇所を見ると、県立新庄病院前であるとかは分かるんで

すけれども、日常的な生活道路的なところはあまりされてないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 市道の舗装関係の補修計画について御質問をいただいたところです。

市道の現状につきましては、市長答弁にもございましたように、全体で300キロ以上、その中で舗装路線が260キロほどということで現在管理しているところでございます。

舗装の補修につきましては、各状況について令和3年度に舗装の状況の調査をさせていただいた結果を基にしまして、舗装改修工事の年次計画を立てさせていただいた上で、その計画に沿った形で事業を展開しているところでございます。

その中で、令和に入りまして近年3年間の改修状況といたしましては、先ほど市長答弁にもありましたように30路線20キロということで実施もしているところであります。

計画的な舗装の補修工事に関しましては、有利な起債事業を活用して事業を展開しているということもございまして、緊急輸送路、また学校周辺の道路なども含めて、緊急な路線を重点的にさせていただいているところもあり、市内につきましてはなかなか目立たないところもあるかなと思っているところでございます。

その中ではございますが、学校周辺の通学路、また市民の皆様が買物を行うような生活道路に関しましても計画の中に盛り込みながら、緊急輸送路と併せて生活道路に関しましても計画的に進めていきたいと考えております。

全体の路線の延長、舗装の面積等を換算しますと、現在実施している予算額からしますとおおむね1億4,000万円から2億円ほど、ここ数年間、予算を執行させていただいているところであります。計画がこのまま進むということ

前提にして考えますと、おおむね20年程度で一周できるのかなと考えております。その中で、重要な路線につきましては20年を待たずに再度行うことも必要になってくる路線はあるかと思っておりますので、その辺は重要度、緊急度に合わせて計画を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**2 番(亀井博人議員)** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人さん。

**2 番(亀井博人議員)** 続きまして、温泉について再質問させていただきたいと思っております。

しみずの湯が再開するかもしれないという回答をいただきまして、うれしい限りでした。ぜひ再開に向けてお願いをしたいと思います。

次にですけれども、県立新庄病院の診療体制の充実の関係で、夜間休日診療所機能が新しく県立新庄病院に移転する予定となっておりますけれども、保健センターから県立新庄病院に移転するというので、これまで同様、医師の確保は進んでおりますでしょうか。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 健康課長佐藤朋子さん。

**佐藤朋子健康課長** 夜間休日診療所の移転後の医師確保の状況についての御質問にお答えいたします。

5月に夜間休日診療所機能移転会議を開催いたしまして、協力医師の確保状況につきまして議題となりました。医師会、先生方、また最上郡内の医療機関、診療所の先生方の御協力のおかげで、これまでと同様の規模の先生方の体制で移行できるということを御報告させていただいたところでございます。

協力医師の確保に努めるということは本市の役割でございますので、今後とも関係機関と協力して、スムーズな移行と運営のために市として努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人さん。

2 番（亀井博人議員） 1 番の市道の舗装に戻らせていただきたいと思ひます。

市道の舗装のみならず、市役所への要望等というのなかなか言いにくい部分があるかと思ひます。舗装に関して、例えば一般市民の方が舗装してほしいということ希望する場合に、どのようにすればよろしいでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

佐藤卓也議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 市道舗装の要望ということで御質問いただいたところでありますが、市道の管理につきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、日常的に市の職員によるパトロールを実施しているところであります。ただ、その中でも見落とし等、また新たに発生する破損箇所等ございました場合には、その都度市民の方からも御連絡いただきながら、応急措置等の対応もさせていただいているところでございますので、危険な箇所、または破損箇所等を見つげられた場合には都市整備課へ直接御連絡いただくような形でもよろしいかと思ひております。よろしくお願ひいたします。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人さん。

2 番（亀井博人議員） 以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

佐藤卓也議長 ただいまから 1 時まで休憩します。

午前 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

柏倉農林課長が午後から欠席のため、農林課より主幹兼農政企画室長杉澤直彦さんが出席しておりますので御了承願ひます。

## 高橋富美子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、高橋富美子さん。

（15 番高橋富美子議員登壇）

15 番（高橋富美子議員） 新政・結の会、議席 No.15、高橋富美子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、ワクチン接種の助成についてお願ひいたします。

1 点目に、子宮頸がんワクチン接種への助成について伺ひます。

子宮頸がんの発症予防を目的とした HPV ワクチンについて、定期接種対象者への積極的勧奨が、昨年、約 9 年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始されました。

令和 3 年 3 月定例会にて子宮頸がんワクチンの情報提供を提言させていただき、本市においても令和 4 年度よりヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者と保護者に対する個別通知を実施していただいております、HPV ワクチンに関する接種や関心が高まっていると感じております。

日本では子宮頸がん予防として女子のみの定期接種となっておりますが、海外では男女ともに公費負担での接種が進んでおります。

男性への HPV ワクチン接種の目的は、男性本人の HPV（ヒトパピローマウイルス）感染による病気を予防することにあります。日本では 2020 年 12 月に肛門がんや尖圭コンジローマの予防を目的として、9 歳以上の男性にもワクチンを接種することができるようになっておりますが、現在、男性への接種は任意のため、接種

費用4万円から5万円程度は全額自己負担になっております。男性にも接種を勧めることは、HPV感染リスクを減らし、社会全体の集団免疫を獲得することになります。

HPV感染は男女間で感染を繰り返すため、男女にワクチン接種をすることにより感染が広がることを効果的に抑えることができます。社会全体で接種率が上がると、ワクチン接種者だけではなく、同じ集団のワクチン未接種者もHPV感染や関連疾病が減少する集団免疫が得られるとの報告がありました。

男性のHPVワクチンの費用を一部でも助成することは、市民への子宮頸がん撲滅を目指す強力なメッセージとなると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

2点目に、带状疱疹ワクチン接種への助成について伺います。

带状疱疹は、多くの方が子供のときに感染する水ぼうそうが原因で起こります。ウイルスは体内に潜伏していて、過労やストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが再び活性化して発症します。症状としては、体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって帯状に生じます。皮膚症状に先行して痛みを生じ、その後、皮膚症状が現れると夜も眠れないほどの激しい痛みが出る場合があります。50代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

神経が損傷され、皮膚の症状が治った後も3か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛と呼び、50歳以上で带状疱疹を発症した人のうち約2割がかかると言われております。その他にも、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。

特に高齢者では発症するリスクが高く、带状疱疹後神経痛を防ぐためにも带状疱疹の予防が大切です。そのためには带状疱疹ワクチン接種の促進を望むところですが、特に御高齢の方よ

り、接種費用が高額なため、助成制度の要望がありました。带状疱疹ワクチン接種への助成をすることは高齢者施策として非常に有効であると思いますが、実施について、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、サンタリーボックスを男性用トイレに設置することについてお伺いいたします。

近年、高齢の男性を中心に、前立腺がんや膀胱がんになる方が増えてきております。

前立腺がんは、50歳頃から発症者が増え始め、年齢を重ねるごとに発症率が上昇していきます。1年間で新たに前立腺がんになる男性は10万人中100人程度とされていますが、80歳以上では520人が前立腺がんを発症するとのデータもありました。

さらに、膀胱がんは、特に60歳以降の高齢者に発症する例が多く、年齢が上昇するほど発症率が高くなるのが特徴です。また、男性は女性より3倍程度、膀胱がんの発症率が高いことが分かっております。

全体としては、国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によると、前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、膀胱がんは約1万7,500人に上るとのデータがあります。

これらのがんは、手術後、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなるため、尿漏れパッドを着用することが多くあります。病気以外でも加齢により膀胱の容量が小さくなり、排尿をこらえることが困難となったり、尿道の周りの筋肉の機能が低下したりするなど、様々な原因で尿漏れが起きやすくなるため、このようなケースにおいても尿漏れパッドや大人用おむつを着用するケースがあります。

そのような中、使用済みのパッドなどを捨てる場所がなく、持ち帰らなければならないため、不便で困っているとの声もありました。市役所庁舎内の男性用トイレにサンタリーボックスを設置していただきましたが、市民の多くの

皆様が利用される公共施設にはほとんど設置されていない状況です。

そこでお伺いいたします。

前立腺がん、膀胱がんの治療や加齢などの影響で日常的に尿漏れパッド等が欠かせない方がいる中で、ぜひ公共施設の男性用トイレにサニタリーボックスを設置していただきたいと思えます。市長の御所見をお聞かせください。

最後に、新庄市緊急通報システム（やすらぎ電話）の周知についてお伺いいたします。

独り暮らしの高齢の方や、同居人が高齢のため緊急事態への対応が困難な方を対象とした新庄市緊急通報システムがあります。もしものときの不安にお応えするための制度で、有効性が高いと思えますが、現在の設置状況と周知方法等について、また課題等があればお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、子宮頸がんワクチン接種への助成についての御質問ですが、子宮頸がんワクチンは、20歳から40歳代の妊娠、出産、子育て期に増加している子宮頸がんを予防するために実施しております。

12歳から16歳の女子を対象とした子宮頸がんワクチン接種につきましては、予防接種法に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種となっており、本市ではワクチン接種費用の全額を助成しております。また、子宮頸がん検診費用への助成も行っており、子宮頸がんの早期発見・早期治療につなげ、子宮頸がんの予防に努めております。

一方、男性を対象としたHPVワクチン接種につきましては、男性自身の肛門がんなどの予防にもつながり、またパートナーの女性に対し、

自身が感染元となることを防止する一定の効果があるものと認識しております。

男性のHPVワクチンは、2020年12月に任意接種として承認されたものの、現在国の定期接種の対象となっていないことから、市といたしましては国の動向を踏まえながら今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、带状疱疹ワクチン接種への助成についての御質問ですが、带状疱疹ワクチンは現在任意予防接種となっており、個人が感染症にかかったり重症化したりすることを予防するために、本人の希望と主治医の判断によって行うものとなっております。

現在、国では、带状疱疹ワクチンを定期予防接種として追加するか検討するために、ワクチンの効果や持続期間、導入に最適な対象年齢、安全性などについて検証を進めているところであります。

このため、本市では带状疱疹ワクチンの助成を行っておりませんが、今後の国の定期予防接種化の動向を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

次に、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年、がんの治療や加齢などの影響で日常的に尿漏れパッドなどを使用する方のためのサニタリーボックス設置の要望が高まっていると認識しております。

市の公共施設につきましては、市庁舎のほか市民文化会館や市民プラザ、図書館の男性用トイレにサニタリーボックスを設置しておりますが、全ての施設への配置には現在至っていない状況であります。

病気などの影響で尿漏れパッドを使う方やトランスジェンダーの方が市の施設を安心して利用いただけるよう、今後、サニタリーボックスの設置を進めてまいりたいと考えており、指定

管理者が管理している施設も含め、設置方法や清掃などの管理の仕方について、関係者と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、緊急通報システム（やすらぎ電話）についてお答えさせていただきます。

緊急通報システム事業は、独り暮らしの高齢者などの家庭内での事故を防止するために、簡単に操作できる緊急通報機器を設置し、利用いただいているものであります。

対象となる世帯は、独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯などで、利用者数は令和5年3月末現在89名となっております。

新規の申請につきましては、高齢者の生活状況などを一番身近に知る民生委員やケアマネジャーからの相談によって設置するケースが多く、連携を図りながら取り組んでおります。

また、この事業の周知の方法につきましては、市報やホームページへの掲載などにより行っており、今年度は現時点で1件の申請を受け付けております。

課題としましては、近年、施設入所や死亡により利用を停止する件数に比べ、新規設置件数が減少している状況がございます。携帯電話、スマートフォンの普及と利用の増加が要因と考えられます。しかし、一方で、緊急通報システムを利用し、救急車の出動を早急に要請できたケースもあり、緊急時には有効な手段であると認識しております。

緊急通報システムは、平成5年から少しずつ形を変えながら継続している事業で、現在は緊急通報に加えて、利用者の健康や医療などの相談を受ける一般通報の機能も有した事業となっております。

今後も、このシステムについて周知に努め、独り暮らしの高齢者や遠方の御家族が安心して生活を送ることができるよう引き続き取組を進めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

子宮頸がんなどを防ぐためのHPVワクチンについて、男性も定期接種を無料で受けられるようにしてほしいと、男子大学生らがおよそ1万5,000人分の署名を厚生労働省に提出されたという記事がありました。署名の団体は、男女の差別がないジェンダー平等を求める活動を行っている学生グループでした。

そこで、先ほど市長から答弁あったんですが、HPVワクチンは女性のためのワクチンと思われがちですが、男性に対しての周知が必要と考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 健康課長佐藤朋子さん。

**佐藤朋子健康課長** それでは、子宮頸がんワクチン接種、特に男性に対しての接種に係る周知についてということの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、子宮頸がんワクチンにつきましては、本市におきましても令和4年4月から接種の勧奨が再開されたということで、令和4年度の広報特集号などで周知させていただき、また個別勧奨も実施しており、接種を進めているところでございます。

男性へのHPVワクチンの接種につきましては、周知が特に必要であるという認識でありまして、女性に向けてのワクチン接種につきまして多様な副反応が相次いだということによりまして、平成25年から積極的な接種の勧奨が差し控えられたということもございますので、医療関係の通知を見ますと、特に男性の思春期の月齢のお子様への接種の必要性についての周知が必要であるとの認識も発表されているところでございます。

子宮頸がんワクチンは男性向けに限らず、帯



状疱疹ワクチンにつきましては都道府県単位で実施しているところでもございますので、国や県の積極的な周知、広報も含めて必要であると考えておりますので、今後の国の評価、そういったところを本市の予防接種対策事業の中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** HPVワクチンの情報に触れることで、男性も当事者意識を持って自ら予防接種を受ける機会となるように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、HPVワクチンの男性への接種費用助成について、昨年8月、青森県平川市をはじめ千葉県いすみ市、また山形県内では初めて南陽市が今月、6月から開始しております。接種料は1万6,200円の3回分で4万8,600円、全額負担となっております。「自分が感染源となることを防止し、大切なパートナーの健康と命を守ることに繋がります」という記書きがされておりました。

先ほどからありましたように「国の動向を見て」ということで、昨年からは厚生労働省でも定期接種化に対する検討が始まっていると伺っております。なので、数年後には多分定期接種が開始されるのではないかと思います、それまでの期間、全員にというわけではなく、10人とか20人の予算化をされるということはどうでしょうか。よろしくお願ひします。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 健康課長佐藤朋子さん。

**佐藤朋子健康課長** 議員おっしゃるとおり、本県の中では南陽市が今年度から実施されているところでございます。

ワクチン接種対策事業につきましては、本市において今年度新たに小児の方への予防接種を

市独自にスタートさせていただいております。予算につきましても予防接種対策事業の中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** よろしくお願ひいたします。

次に、带状疱疹ワクチン接種について再質問させていただきます。

私の周りでも数人の方が発症し、大変つらい状況を見てきました。また、あるお母さんは、中学生の息子さんも带状疱疹を起こしたことがあるという話も聞きました。

最近、CM等で带状疱疹ワクチン接種があるということを知ったところなのですが、まだまだワクチンの認知度が低くて、新型コロナワクチンですと90%、インフルエンザワクチンは86%、肺炎球菌は37%、带状疱疹は15%程度ということで、ワクチンがあるということを知らない方がほとんどというデータがありました。

先ほど課長の答弁にもありましたけれども、周知について、市報とか通じてという話がありましたけれども、まだまだ認知度については知られていないということで、お願ひしたいと思ひます。

村山市なのですが、今月6月1日より医療機関での予約がスタートして、7月1日から接種費用の助成がされるとありました。接種日において65歳以上の方に生ワクチン1回で助成額4,400円、不活化ワクチン2回、これは1万1,000円掛ける2回までという掲載がなっております。

これも先ほど市長答弁にあったように「国の動向を見て」ということなのですが、HPVワクチン、また带状疱疹ワクチンについて、定期接種の位置づけを国に要望していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 健康課長佐藤朋子さん。

**佐藤朋子健康課長** 带状疱疹ワクチンにつきましたの周知と、国への要望について検討されてはどうかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、带状疱疹ワクチンにつきて、本県では村山市が今年度から実施されております。実施までの経過をお伺いしましたところ、医師会からの提案があり、市が賛同したために実施に至ったということでございました。

対象年齢につきては65歳以上ということで、7月から開始を予定されているとのことです。6月から周知を開始されるということでございますが、個別の御案内についてはしないということをお聞きしております。

議員御指摘のとおり、国においては接種化に向けて検討を進めており、国の方針としましては定期接種化の方針は定まっておりますので、実施についてはあと一歩というところまで来ていると認識しております。

対象年齢につきては、国では、議員御指摘のとおり50歳以上に発症率が高くなるということで、50歳以上、年齢に対する検討も行っているところでございます。

本当はあと一歩というところで、国においては接種化するかどうかの判断を待っているところと認識しておりますので、繰り返しになりますが、国の定期接種化に向けた動向を見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** 分かりました。

次に、男性用トイレへのサンタリーボックスの設置について、先ほど答弁がありましたけれども、公共施設には3か所程度設置されているというお話でありました。

市民文化会館に行ってみたんですが、多目的トイレに大きめのサンタリーボックスが設置されておりました。その上には「ごみ箱ではありません」という注意書きもあり、また男性用トイレのドアには「サンタリーボックス設置」と貼り紙がされておりました。全て職員の手作りだと伺いました。

市役所の庁舎内にもサンタリーボックスを設置していただいたわけですが、そういったドアに、サンタリーボックスが設置してありますよとかそういった表記も必要でないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**小関 孝財政課長** 議長、小関 孝。

**佐藤卓也議長** 財政課長小関 孝さん。

**小関 孝財政課長** 庁舎の管理という立場から、私からお答えさせていただきます。

現在、男性用トイレ、本庁舎、東庁舎も含めましてボックスを設置しているところでございますけれども、貼り紙の掲示につきては、入り口に、ボックスを設置していること、設置してある個室内部にはボックスの使用目的など貼り紙の掲示を進めていきたいと考えてございます。どんな表現が分かりやすいのか、そちらも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** 早速、ありがとうございます。

新庄市内、どこの男性トイレに行ってもサンタリーボックスが設置されていれば、当事者に優しいまちなんだな、誰一人取り残さないまちなだなど感じられると思いますので、どうかスピード感をもってよろしく対処をお願いしたいと思います。

最後に、新庄市緊急通報システムについて再質問いたします。

周知方法等は先ほどお伺いしました。民生委

員とかケアマネジャーということですが、民生委員のお仕事もたくさんあって、なかなか細部まで、周知の方法、大変苦慮されているんじゃないかなと思ひまして、民生委員だけに限らず、何か手だてはないのかなと思ひますが、いかがですか。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也** 議長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 緊急通報システム（やすらぎ電話）の周知の方法についての御質問でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、民生委員だけでの周知というのは負担も大きく、きめ細かな広範囲にわたっての周知というのはちょっと無理があるのかなと認識しております。ですので、私どもは市報等を極力活用して、さらには介護認定を受けている方でしたらケアマネジャー等を利用して周知を図っていきたくて考えております。

以上でございます。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也** 議長 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** 最近、私の周りでも独り暮らしの方がお亡くなりになられまして、発見が遅かったという事例があります。本当にいつも健康で暮らしているのに、そんなことないなと感じていたところで、大変ショックを受けたんですけども、そんなときに緊急通報システムとか、もしかして設置していればなとか、そういった、ちょっと頭をよぎりまして、今回質問させていただきました。

今、民間でも見守りサービスのシステムがありまして、それですと月額、サービスの内容によって利用料金が変わってきますので、4,000円ぐらいから1万円相当程度とか様々あるようですが、新庄市の緊急通報システムは月額190円で利用できます。市民の方と話をしている、

こういうのがあるんだよと言うと「そんなにいいシステムが新庄市にもあるのか」という話を聞きます。

先ほどありましたように、平成5年からということで、令和5年度は8台の設置ということをお伺いしました、89台ですか、すみません。それで、今までに、ここ五、六年の設置の推移についてお伺いしたいと思います。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也** 議長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 緊急通報システムの近年の設置の状況ということで御質問いただきましたが、先ほど市長答弁でもございましたが、令和4年につきましては現在89件ということで、令和4年度の状況は、新規が13件、撤去が23件となっております。また、令和3年度につきましては、新規設置が13件、撤去が20件、令和2年度におきましては、新規18件、撤去22件という状況になっております。

以上でございます。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也** 議長 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。

それでは、今現在、高齢者の独り暮らしの世帯と後期高齢者の世帯数をお願いしたいと思います。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也** 議長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 それでは、高齢者の単身世帯数と後期高齢者世帯数という御質問でございますので、令和5年4月1日現在の数値で申し訳ございませんが、単身世帯で1,648世帯、後期高齢者75歳以上の世帯が841世

帯になっております。

以上です。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** 高齢者の独り暮らしの世帯が1,648世帯ということで、この世帯数から見て、まだまだ周知というか、必要だと感じます。また、後期高齢者の世帯も841世帯ということで、本当に不安というか、私たちも高齢者なので、不安な思いをされている方がたくさんいると思います。

通報されないのが一番なんですけれども、今までに消防の出動要請とか、それから、私も協力員の1人になっているんですが、安全の確認を依頼とかされた事例というのは何件ぐらいありますか。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、横山 浩。

**佐藤卓也議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 緊急出動の御質問でございますが、令和4年度になりますが、緊急通報が17件、そのうち緊急搬送された件数が15件でございます。

また、協力員の出動依頼がありましたのは令和4年度は1件という状況になっております。

以上です。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** 17件の通報があったということで、内容はよく分かりませんが、命を守ることができたんじゃないかなと感じました。

まだまだ、民生委員とかに頼るのではなくて、市報も活用とありましたけれども、もっともっと丁寧に、高齢者の独り暮らし世帯の方に個別に案内というか、そういったものもしていただければなと感じているんですが、その点につい

てはいかがでしょうか。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、横山 浩。

**佐藤卓也議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長横山 浩さん。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 高齢者の方への個別の案内という御質問でございますが、可能性として今現在考えておるのは、地域でのふれあいサロン等での周知の方法でしたり、議員がおっしゃられたように個別の対応についても今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子さん。

**15番（高橋富美子議員）** ぜひお願いしたいと思います。ふれあいサロンとかそういったところに出てこられる高齢者の方とかはそこで聞くことができると思うんですけども、なかなか出てこられない人のために、本当に細やかな対応をこれからお願いしたいと思います。

今日は「小さな親切の日」ということを朝テレビでやっていました。お互いに助け合いながら、新庄市に住んでよかったというまちに皆さんと共にやっていきたいなと思っております。

市長の令和5年度施政方針の中に、「高齢者の方、介護を必要とする方、障害がある方や生活に困窮している方の困り事に対しては、相談支援と自立支援体制の充実を図り、これらの方々が孤立せずに、必要な支援を適切に受けられ、安定的で自立した生活ができるように取り組んでまいります」という力強い施政方針がありました。

本当に、今、様々な問題が山積している中ではありますが、私たちもしっかりこの4年間、皆さんと共に新庄市の市勢発展のために頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。

佐藤卓也議長 ただいまから10分間休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時46分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

### 佐藤悦子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、佐藤悦子さん。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1番(佐藤悦子議員) 日本共産党を代表して、一般質問をいたします。

1番として、戦争の心配のない、安心して暮らせる新庄市にするために、大軍拡ではなく、国として平和外交に全力で取り組むよう申入れをしていただきたいという質問をいたします。

岸田首相は、昨年暮れに、安全保障3文書を閣議決定し、軍事費を2倍にし、敵基地攻撃能力(相手国の領域を攻撃する反撃能力)を持つと決めたのです。明らかな憲法違反で、専守防衛の原則を投げ捨てるものとなっています。

政府が保有しようとしている敵基地攻撃能力としてトマホーク400発を購入、トマホークとは、戦争が始まる火蓋を切る武器です。また、射程2,000から3,000キロの長射程ミサイルを大量に導入し、地上の基地や戦闘機、護衛艦、潜水艦などを大増強するとしています。そして、マッハ5以上で飛ぶミサイル、極超音速兵器の開発を進めようとしています。

目的は、日本が攻撃をされていなくても、アメリカの統合防空ミサイル防衛に従って先制的に、相手国が離陸、発射の前に、相手国のミサイル基地、飛行場、首相官邸などの指揮統制機能、空港、港湾、鉄道、道路、発電所などを攻撃するためです。

要は、アメリカの指揮の下で国際法違反の先制攻撃を行うという内容です。それをやれば相手国から厳しい報復攻撃を受ける可能性がある」と防衛大臣が認めました。そして、全国の283ある自衛隊基地の地下に、核攻撃にも耐える施設の計画が進められています。日本全土を火の海とする戦場化を想定しているのです。日本を守るためではありません。アメリカを守るためです。

そのような戦争をする日本にしてよいのでしょうか。市民の命、暮らしを守るため、戦争を起こさないための外交に知恵と力を尽くすことこそ政治の責任ではないでしょうか。

市民の命と暮らしを守る立場にある市長として、大軍拡に反対し、平和外交に全力で取り組むことを申し入れるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、子育て支援のためのことなのですが、子育て支援の一番大事なのは賃金の大幅引上げで、全国一律で時給1,500円に国の責任で引き上げることができれば、新庄市に若い人たちが残ることは間違いありません。それが私は子育て支援の第一番だと思います。

今回は、そのほかの教育の支援ということで、学校給食の無償化を進め、教員の定額働かせ放題による教職員と子供への重大な影響に対する対策について伺います。

①として、教育費軽減が子育て世代のとても強い要求となっています。食材費の高騰による給食費値上げに対する保護者の声、これは今年に入った4月初めだったと思いますが、保護者から、学校から値上げなんだそうだという話でびっくりしたという声もありました。そういった声があったんじゃないかと思いますが、その保護者の声と、市が始めている第3子以降無料と第2子半額の該当者数と割合について伺います。また、第1子から学校給食完全無償化をするための必要経費は幾らになるのか伺います。

②として、国の最新の調査で、教員の精神疾患による休職者数が過去最高になったと出ていました。また、子供の自殺者数、不登校者数も、子供が少なくなっているにもかかわらず過去最高という数字が発表されていますが、本市はどうでしたでしょうか。

③として、4月、国が公表した教職員の労働時間調査によりますと、小中学校では1日約11時間半とのことでした。平日です。政府の働き方改革はほとんど効果がなかったのではないのでしょうか。1日8時間を超えた残業時間には25%の割増し賃金が発生するというのに、教員は僅か4%の調整給だけで、残業代は出さないという制度が教員の健康を害し、子供の話を丁寧に聞いたり、いい授業のための準備の時間も十分に取れない学校にさせていると思いますが、市は教員の労働環境改善の要望をする必要があると思いますが、どうでしょうか。

④として、持ち帰りも含めての残業時間を正確に把握し、必要な教職員を配置する教育予算を抜本的に拡充することや、少人数学級及び教員の持つ授業時数を1日4こままでとする教職員定数改善や、事務量を大幅に減らす改革が必要ではないかと思いますが、市は要望する考えはないか伺います。

大きな3つ目の質問は、マイナンバー制度に関してです。

①として、マイナンバーカードでのトラブルが全国で7,000件余り発生し、大問題となっています。本市でのトラブルはあったか、なかったか、お願いします。

②として、来年秋からマイナ保険証が義務化という法律が通ったようですが、紙の保険証は発送されないことになるようです。いろいろな理由からマイナ保険証を持たない方がおられます。こういった方も含めてどのように保険証を提供するのか伺います。

③として、自分のどの情報を使われることに

同意するか、一つ一つ丁寧に確認することが人権を守る上でとても重要ではないかと考えますが、見解を伺います。

大きな4番目の質問は、高齢者支援の強化についてです。

①高齢者タクシー券の復活について伺います。

かつて80歳以上の高齢者にタクシー券がありました。財政難を理由になくなりました。これを改めて復活させるべきではないかと考えます。

②として、予約型乗合タクシー制度について、寒河江市や西川町では交通弱者の味方として大変歓迎されているようです。本市でも再検討すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

③として、住宅リフォーム補助への市独自補助について伺います。

高齢者のいる世帯では、床のバリアフリー化とか、トイレとかお風呂とか、寒さ対策とか断熱化などの工事で、一般型リフォーム補助は工事費用の5分の1(20%)、上限24万円になっていますが、これに対する市独自補助は必要ではないかということ伺います。

以上です。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**佐藤卓也議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

学校給食無償化及び教員の労働環境については、教育長より答弁させますので、よろしくお願いします。

初めに、市民の命と暮らしを守る平和外交の推進に関する御質問についてであります。本市におきましては「永遠の平和と明るい明日の世界の実現」を理念とする平和都市宣言を昭和59年に行い、この宣言に関する意義を高揚するため、市及び関係団体により組織する新庄市平和都市宣言推進会議を設置しております。

この推進会議におきましては、毎年、終戦記

念日である8月15日に平和都市宣言旗の掲揚式を行い、戦没者の追悼を通じて平和の重要性に関し市民の皆様の意識の啓発を図るとともに、各団体の平和推進活動の支援を行っております。

平和外交の推進につきましては、国が推進すべき事項として認識しておりますが、市といたしましても平和都市宣言の理念に基づいた取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度の御質問についてですが、初めに、マイナンバーカードのトラブルの件につきましては、マイナンバーカードを健康保険証として使う、いわゆるマイナ保険証において、別人の情報が誤って登録された事例が厚生労働大臣の会見により明らかとなったものであります。

本市におけるマイナンバーカードのトラブルにつきましては、マイナンバーカードの交付に遅れが生じた事例などはあるものの、今回のようなマイナ保険証のトラブルは確認しておりません。

次に、マイナ保険証を持たない方への保険証の提供についての御質問ですが、6月2日に改正マイナンバー法が可決され、令和6年秋以降、新規の健康保険証の交付は行われませんが、発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最長1年間、医療機関の窓口で使用することができる経過措置を設けることとなっております。

また、マイナンバーカードを取得していない方などにつきましては、御加入の健康保険証の保険者に申請することで、御本人の被保険者資格の情報などを記載した資格確認書を交付して対応する予定となっております。

今後も、必要な方が必要な保険診療等を受けられるよう、国の動向を踏まえながら準備を進めてまいります。

次に、マイナンバー制度における情報の使わ

れ方に対する御質問ですが、マイナンバー法において、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策に限定されており、事業者は従業員やその扶養家族の社会保険及び税に関する手続の書類作成を行う場合に限り、本人などにマイナンバーの提供を求めることが可能とされております。

また、本人から提供を受ける個人番号を含む特定個人情報については、法律で限定的に明記された場合を除き、提供してはならないとされているため、事業者が特定個人情報を提供できるのは、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために、従業員等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合などに限られるとされております。

マイナンバー制度について、法律に基づきながら、国の制度運営上求められる様々な措置を十分考慮しつつ対応してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の方のタクシー券についてお答えさせていただきます。

高齢者の方のタクシー券につきましては、平成16年度まで、80歳以上の高齢者の方の通院を対象としてタクシーの利用券の交付事業を実施していましたが、事業効果や財政事情等により、制度を廃止したものであります。

高齢者の移動手段の確保につきましては、高齢化の進行や免許返納の流れがあり、市といたしましても重要な課題であると認識しております。市では今年度から高齢者の方の多様な外出手段の確保を図ることを目的として、シニアカーを購入または貸与を受けた方へ費用の一部を助成する事業を新たに実施しております。

今後も、このような福祉サービスなども含め多様な移動手段の確保を検討してまいります。

次に、予約型乗合タクシー制度についての御質問ですが、昨年度、市内2地区においてデマンド型乗合タクシー実証運行事業を実施

したところでありますが、タクシー事業者において運転者不足による車両の確保が困難であることから、現行での事業拡充が難しいと判断し、昨年度末をもって実証運行事業を終了したところでもあります。

今後は、公共交通事業者と協議を重ねながら、来るべき超高齢社会において真に必要な方に必要な足の確保ができる地域公共交通サービスの在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム補助への市独自補助についての御質問にお答えさせていただきます。

新庄市住宅リフォーム総合支援事業は、住宅の質の向上と事業者の経済活性化を目的として平成23年度より行っているもので、毎年100件以上、多い年では200件近くの申請があり、広く市民の皆様にご利用いただいております。

これは、山形県住宅リフォーム支援事業に基づき、補助内容と補助金額を最大限に活用できる設定として、新庄市の補助要綱を定め、実施しており、効率的にその成果を上げられているものと考えております。

県要綱の上限額に各自治体の単独費を上乗せし交付額を設定している町村があることは承知していますが、本市としては、県の制度を最大限に活用し、できるだけ多くの方に利用していただきたいと考えております。

今後も、県の支援事業と協調しながら、住宅リフォームされる方々への支援と経済活性化を促進していきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、私の壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** それでは、学校給食無償化についてであります。初めに、給食費の値上げに対する保護者の声についての御質問にお答えします。

令和5年3月議会において、学校給食事業運営協議会より「小中学校とも1食当たり30円を値上げすることが適当である」と示された旨、答弁したところでありましたが、短期間だけでも保護者負担を抑えたいという学校長の判断により、給食費の値上げはせずに給食を開始したところでありました。

このような中、令和5年度の物価高騰対策として地方創生臨時交付金の活用が可能となったことから、値上げが必要とされていた学校給食費1食当たり30円について、単年度の補助金として学校運営委員会へ交付することで、このたびの補正予算として上程しているところであります。

次に、第3子以降無償化と第2子半額免除の該当数と割合についてであります。第3子以降無償化の該当数は100人で全体に占める割合は4%、第2子半額免除の該当数は631人で割合は27%、合計数は731人で割合は31%となっております。

なお、第1子については、給食費1食当たり小学校15円、中学生は20円の補助金を交付しております。

また、完全無償化の必要経費につきましては約1億6,500万円と試算しております。

学校給食費については、国においても保護者の費用負担についての検討が行われているとの報道がありますので、今後の動向を注視してまいります。

次に、本市における教員の精神疾患による休職者、子供の自殺者、不登校者の状況についての御質問にお答えします。

初めに、教員の精神疾患による休職者についてであります。令和4年度、精神疾患による病気休暇を一定期間取得した教員は複数人いる状況であります。年度ごとの人数に大きな増減はございませんが、同じ教員が繰り返して病気休暇を取得したり、新規の取得者が出ている状



況がございます。

次に、子供の自殺者についてであります、令和4年度新庄市で義務教育児童生徒の自殺者はおりません。

ただし、精神的な部分で心配される児童生徒が在籍していることも事実であり、自傷行為等については低年齢化している傾向にあります。

行為の背景には様々な要因があると思われませんが、本人や家庭環境に起因する事例が多いと捉えております。それぞれの問題を注視するとともに、スクールカウンセラーや市教育相談員なども活用しながら、児童生徒の心に寄り添ってまいります。

次に、不登校児童生徒数についてであります、令和4年度は小中義務教育学校合わせて34人となっており、小学校児童の不登校者数が増えてきております。学校だけでなく、状況や背景に応じて関係機関と連携を図りながら対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、教員の労働環境についての御質問にお答えします。

学校に求められる役割が多様化し、学校を取り巻く環境は厳しさを増しております。働き方改革の重要な部分である教職員の超過勤務については、本市においても例に漏れず、改善を要する課題であると捉えております。

本市では、校長会などを通じて、教員の業務の見直しや削減を図るよう依頼しております。各校においては、働き方改革として、これまでの会議や打合せ時間の短縮を図るとともに、行事や諸活動については内容を見直ししている状況であります。

また、市では、教員業務の補助や児童生徒の支援を目的に、個別学習指導員や特別支援員、教育支援員、部活動指導員を配置したり、保護者や特別な支援を必要とする児童生徒のために教育相談員や特別支援指導員を配置するなど、教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒や保

護者に対する支援の充実を図っております。

今後も、教職員の多忙化解消に向けた取組を推進する必要性を示し、教職員が一人一人の児童生徒と向き合う時間を確保し、効果的な学習活動を行うことができるように支援していくとともに、教員の労働環境の改善に向けて国や県に要望してまいります。

最後に、教職員定数改善や事務量を減らす改革についての御質問にお答えします。

教員が担当する授業時数につきましては、学校規模や担当学年、担当教科等によって異なっており、小学校では担任外の教員が特定の教科を受け持つことで、担任の空き時間を確保しております。中学校では、時間割の作成の工夫を工夫し、教員が1日の中で空き時間を確保できるようにすることで、生徒に向き合う時間の確保に努めております。このように、各校において教員の時間をつくり出す工夫が進められております。

教員定数につきましては、教員が一人一人の児童生徒に向き合い、充実した教育活動を展開することができるように、これまでも適切な配置を要望してまいりました。

今後も、学校や教員に寄り添いながら、一層の負担軽減を図ることができるよう国や県に要望してまいります。

事務量の削減につきましては、これまでも校長会などを通じて、学校業務の見直しや削減を図り、教員の働き方改革を推進していくよう依頼してまいりました。

各校においては、会議の回数削減や時間短縮、行事や部活動の見直しなどの工夫が見られ、以前より業務の削減が進んでおります。

今後も、学校における業務改善の必要性を示し、教員の多忙化解消につなげていきたいと考えております。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 1 番ですが、新庄市の平和都市宣言の中で、平和憲法に沿ってやるんだと、その立場でやると書いてあります。

平和憲法、憲法第9条こそが日本を守ってきたのではないかと私は思います。

それで、平和憲法、憲法第9条ができたことで日本の現実がどうなったのかということを考えてみます。そうしますと、平和憲法ができる前は、第2次大戦、太平洋戦争があり、命を失った人の人数はアジア太平洋で2,000万人です。日本国内で300万人です。これが、憲法第9条、平和憲法ができたことで、日本が戦争を起こさなくなった。そして、日本の戦争で亡くなった人の人数を見るとゼロ人です。憲法ができて以来76年間、ゼロ人です。憲法第9条を変えようという動きはありましたが、国民の9条を守る運動で変えさせなかった。それが日本国民の命を守ってきたのではないのでしょうか。

平和都市宣言の立場から、平和憲法を踏み破る大軍拡に反対、そして平和外交をと、市長として言っていく必要があると思うんですが、どうでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 平和都市宣言ですが、平和都市宣言の冒頭は「世界の恒久平和は人類共通の願いである」という文章でございます。その理念に基づきまして、先ほども市長答弁にありましたように、昭和59年に平和都市宣言を行っております。この事業を継続し、またこれからも長く継続していくことで、次世代につなげ、平和を願っていくということは非常に大切なことだと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 平和都市宣言を続けて

いく、このことは本当に大事なことだと思います。そして同時に、地方自治という立場で、国に対して物を言っていくことが私は大事だと思います。そのことを市長からお聞きしたいと思います。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

佐藤卓也議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 このことにつきましては、国が行う平和外交であることもありまして、当局としましては意見を申し上げる立場にないと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 明治憲法は地方自治というのがなかったんです。上から、国のものは全てやらねばならないというのが明治憲法の本質だと思っています。でも、日本国憲法は違います。地方自治が保障され、そこから国民一人一人の人権を守る立場で意見を言う、そのことが平和を守る基本になるという立場で憲法がつくられています。

そういう意味では、国が行うことだから言えないんだというのは、地方自治を軽く見ているというか、そういう気がいたします。

私は、憲法の立場での地方自治の立場で、市民の命を守る責任者として平和憲法を守るべきだと、軍拡で戦争をするようなことはやめていただきたいと言ふべきだろうと私は思います。

次に、2番目ですが、学校給食についてです。

学校給食は教育の一環です。しかし保護者の負担が重いです。どの子にもお金の心配なく給食を提供するためにも、学校給食の完全無償化が必要ではないのでしょうか。本市の一般会計の1%の財源でできるんです。

隣の韓国では約7割の自治体が学校給食無償化を実施しています。あの大都市のソウルでは高校まで2021年から学校給食完全無償化をやっ

ています。

親が給食費を払うか払わないかにかかわらず、子供の給食に差が生まれてはいけないはずです。給食無償化は、現金負担の軽減ではなく、現物給付による援助です。学校で教育、授業という現物が無償で提供されているのと同じく、給食も無償で提供されることが子供の人間として育つ人権を保障する教育ではないかと考えますが、どうですか。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** ただいまの質問にお答えいたします。

以前から議員からは給食費について無償化についてのお話をいただいております。前から申し上げておりますが、給食費につきましては学校給食法におきまして受益者負担が基本となっております。ただし、そういった中でも、昨今の状況を鑑みれば、保護者負担の軽減というものがやはり必要となっております。

そういった中におきまして、本市は第1子、第2子、第3子、全ての児童生徒におきましてそれぞれの補助を、支援を行っております。また、今年度からは新しく多子世帯の支援ということで、第2子半額、第3子無償化ということで新しい試みも行っておりますので、こちらを進めてまいりながら、新しい事業でもございますので、しっかりとその辺も評価をしながら今後につなげてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** なぜ学校給食の無償化かといいますと、親の労働環境が低賃金で働く非正規雇用が拡大しているということで、親、保護者の賃金が減っていること、また教育費の負担が逆に大きく増えているという現状があります。

文科省の2022年12月公表の調査によりますと、公立だけで574万円、幼稚園から高校までという形で見たときです、全て私立だと1,838万円。さらに大学4年間では大学だけで800万円です。

そういう中で、育児支援の最重要課題は教育費の支援、軽減だと答えている方が69.7%になっています。給食費は年間1人5万円強です。

子育てを自己責任ではなく、社会全体で支える政策にしていくべきではないでしょうか。そういう意味で、もう一度、学校給食無償化に向けての気持ちなど、検討などについてお聞かせください。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** ただいま御指摘いただいた点についてお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、保護者支援という部分におきましては、やはり必要な支援だと考えております。

そういった中で、完全無償化となりますと、先ほど教育長の答弁にもありましたように、多大な金額がかかるということもございます。財政については総合的に判断されるものでございますので、そちらも加味しながら今後検討していく部分だと考えます。また、昨今の報道にもありますが、国としても給食費についての様々な検討がなされているようでございますので、そちらも注視しながら、市としてもしっかりと考えてまいりたいと思います。

よろしくお願いたします。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 教員の労働時間が長いことが、子供に関わる時間が少なくなっていたり、授業の準備もなかなかできないという実態になっているということで、先生、教員がいじめられていると同時に、その影響が子供たちにも出ているんじゃないかと私は思います。教育

長は、先ほど国に労働環境を改善するように要望するという、いい答えをいただきまして、本当にありがたいと思います。

さらに、その労働環境が悪い原因については、法律があります。教員には4%という僅かな調整給だけで、これをもっと増やしてかという話もされていますが、しかしそれをちょっと増やしただけでは、労働時間の果てしないほど働かされている現状を変えることにはならない。ただ働きを増やすことになってしまう。この法律を変えて、残業代をちゃんと出せと、そういう状況を要望していく必要があると思うんです。

そして、残業代があまりにも膨大な金額になることは間違いないし、これでは体を壊すというのは先生たちが実感しているわけですから、増やさねばならないという話にもなるわけです。

そういう意味で、残業代を、ただ働きではなく、きちんと払えという要求をしていく、そういう改善が必要だと思うんですが、どうですか。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** ただいまの質問についてお答えいたします。

確かに、給特法におきまして4%の調整額という部分について、昨今、マスコミ等も含めて議論がなされております。

しかしながら、こちらの部分についてはなかなか学校または市で解決できていくものではございませんので、今後ともしっかりと県や国に、こういった要望等も出ておりましたので、ぜひ話す機会を設けていきたいと思っております。

そういった中で、何ができるかという部分について、本市として、そして各学校の中で働き方改革を進めてまいりました。議員が先ほどおっしゃいましたように、働き方改革の一番重要な部分は、単に時間をつくるだけではなくて、教員が子供に関わる時間というものを確保すること、また教員が子供の前で元気な姿でいられ

ること、そういった部分が何よりも重要でございますので、これまでもやってきましたとおり、各学校、工夫を様々重ねながら時間をつくり出すという部分をしっかりとやってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** ありがとうございます。

次に、マイナンバー制度、マイナ保険証についてです。

マイナ保険証は、誤った登録を繰り返す制度的欠陥があったのではないのでしょうか。2020年12月時点で3.5万件の誤った登録がされていることが報告されています。さらに、2021年10月から2022年11月までの1年ぐらいで7,312件の誤った登録がされていることが発見されました。

これは命に関わる大問題ではないのでしょうか。人の医療保険関係のことが載っているようなものになっていたら、薬が全然違うものが来てしまい、本当に命に関わると、関係者は心配の声を上げています。

そういう意味では、間違ったマイナ保険証が出たときの対応として、紙の保険証があれば改善できるという状況です。市の対応として、マイナ保険証が間違いないという内容になるまで紙の保険証を全員に発送すべきではないかと考えますが、どうですか。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 健康課長佐藤朋子さん。

**佐藤朋子健康課長** マイナ保険証に係るトラブル等につきましては、議員御指摘のとおりであると認識しております。

改正法案の中での経過措置としまして、保険者が必要と認める場合は、本人からの申請によらずに資格確認書を交付できるものとされてございます。ただ、経過措置がいつまでなのかという部分と保険者の裁量の部分につきましてはまだ詳細不明とされております。

本市における保険証に係るトラブルは現在のところ確認されておりませんが、今後とも国の通知に基づき、しっかりとした対応を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） マイナ保険証というのが誤った登録が全然なくなったと確認されるまで、私は紙の保険証を併せて出すという立場が市民の命を守る重要なことだと考えます。

もう一度お願いします。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 マイナンバーカードのトラブル、制度上のトラブルということで、私から答弁申し上げたいと思いますけれども、ただいま議員から御意見がありましたマイナンバーカードのマイナ保険証での別人の誤情報の登録というのが7,300件ほどあると報道等で今出されておりますけれども、この原因等につきまして言われておりますのが、同姓同名のケースを誤ってやったということでありまして、あとは生年月日を誤って入力してしまったといったような、それぞれ行政機関における事務上のヒューマンエラー、人的なミスということを言われておりまして、そちらについては報道等でなされておりますけれども、しっかりとマイナンバーと名前、生年月日だけでなく、住所とか、漢字、片仮名表記でも確認するといった、マイナンバー制度、デジタル化に安心していたような簡単な入力作業になっているところが国にありますので、そういったことではなくて、徹底して、人間がやるべきところについては徹底して注意していこうということで、国で指示が出されているようでございますので、今後、マイナンバー、そういうインフラ整備として導入している過渡期でありますので、そういったとこ

ろを見据えた形で、今後、市としても業務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 分かりました。

今、マイナ保険証はそういう状態で、誤った内容で、医療現場は混乱していると言われておりますので、今現在同時に進んでいることでもありますので、大変危険な内容があると感じております。

次に、高齢者支援の強化についてです。

運転免許証自主返納者には確かに1回だけ、バス券、タクシー券が出ています。これを1回限りでなく、車の免許のない75歳以上全員に、障害者の福祉タクシー券と同じように出してはどうかと思いますが、どうでしょうか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 環境課長岸 聡さん。

岸 聡環境課長 免許証自主返納の方へのタクシー券等の支給でございますけれども、議員おっしゃるとおり1回限りとなっております。ただし、交付しているものにつきましては使用期限を定めておりませんので、支給したのものに関しましてはお持ちの限り使っていただける、ただ2万円限度となっておりますけれども、それ以上のものについては予定してございませんので、今現在ある制度につきまして、啓発して利用していただきたいと考えてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 使用期限はない、それはいいことです。2万円までということなんです。使ってしまうとなくなるわけです。

そういう点で、舟形町では80歳以上の方に700円のタクシー券を24枚交付しているそうです。戸沢村では75歳以上の免許がなくなった方

には、5年間、500円券掛ける120枚の交付、6年目以降は500円掛ける40枚交付でやっています。東根市では70歳以上の免許のない方に500円掛ける30枚を交付しています。

こういうふうに新庄市でもやってもいいんじゃないかと思うんですけども、どうですか、市長、お願いします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** タクシー券ということですけれども、公共交通的な意味合いもございませぬので、私から答弁させていただきます。

先ほど市長も答弁申し上げましたけれども、タクシー券の復活の御質問につきましては、今年度においてはシニアカーの補助というところで新たな高齢者の交通対策の取組、補助を実施しているということでございます。

このようなサービスも含めまして、デマンドでの御質問、乗合タクシーの御質問がありましたけれども、こちらは実証運行で廃止、終了ということを経済に対して説明させていただいたところですが、これに代わるもの等を含めて、タクシー券も含めて制度設計していきたいという形で、高齢者の交通、足の確保をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 分かりました。

住宅リフォーム補助についてですが、真室川町の補助対象工事が少しありまして、町独自の補助が上限12万円ついているという話もありました。また、介護保険の活用で、畳替えを9割給付でできる自治体もあるようです。衝撃緩和機能つき畳、けがの軽減、けがが防止できるというか、そういう畳の補助もやっているというふうに聞いております。

そういったことなどを市でも考えるべきと思

いますが、どうですか。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、横山 浩。

**佐藤卓也議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長横山浩さん。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 介護保険を利用した住宅改修についての補助という御質問でございますが、衝撃を緩める、緩和する量についてはただいま初めてお聞きしました。

今後、そういうものがあるということを経済しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

**佐藤卓也議長** 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

## 散 会

**佐藤卓也議長** お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日6月14日から6月19日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を6月14日から6月19日まで休会し、6月20日午前10時から本会議を再開しますので御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時37分 散会

## 令和5年6月定例会会議録（第4号）

令和5年6月20日 火曜日 午前10時00分開議  
議長 佐藤卓也 副議長 今田浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	12番	八鍬長一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

13番 伊藤健一 議員

### 欠員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理 兼会計課長	加藤功
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀

学校教育課長	杉 沼 一 史	社会教育課長	伊 藤 幸 枝
監 査 委 員	大 場 隆 司	監 査 委 員 長	大 江 周
選挙管理委員会 委員長	武 田 清 治	選挙管理委員会 委員長	今 田 新
農業委員会会長	浅 沼 玲 子	農 業 委 員 会 長	叶 内 敏 彦

### 事務局出席者職氏名

局 長	山 科 雅 寛	総 務 主 査	笹 原 佳 子
主 任	小 松 真 子	主 事	秋 葉 佑 太

### 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 6 月 2 0 日 火曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 1 請願第 1 号平和、命、暮らしを壊す大軍拡、大増税反対についての請願

(産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 議案第 6 0 号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 6 1 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 6 2 号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 請願第 2 号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について

日程第 6 請願第 3 号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について

(質疑、討論、採決)

日程第 7 議案第 3 3 号令和 5 年度新庄市一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 3 4 号令和 5 年度新庄市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

### 本日の会議に付した事件

議事日程 (第 4 号) のほか

日程第 9 議案第 6 4 号財産の取得について

日程第 1 0 議案第 6 5 号明倫学園グラウンド整備工事請負契約 (令和 4 年議案第 3 6 号) の一部変更について

日程第 1 1 議案第 6 6 号明倫学園建物周辺外構工事請負契約 (令和 4 年議案第 5 0 号) の一部変更について



- 日程第 1 2 議案第 6 3 号令和 5 年度新庄市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議会案第 2 号食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第 1 4 議員派遣について
- 日程第 1 5 閉会中の継続調査申し出について

## 開 議

**佐藤卓也議長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。欠席通告者は伊藤健一さんの1名です。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

### 総務文教常任委員長報告

**佐藤卓也議長** 日程第1請願第1号平和、命、暮らしを壊す大軍拡、大増税反対についての請願を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁さん。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

**山科正仁総務文教常任委員長** おはようございます。

総務文教常任委員長山科です。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果についての御報告を申し上げますので、よろしく願いいたします。

当委員会に付託されました案件は、請願1件であります。

審査のために、6月14日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下に審査を行いました。

請願第1号平和、命、暮らしを壊す大軍拡、大増税反対についての請願は、総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員より、今回の軍事費拡大の予算について増額分の財源は、歳出改革または決算の剰余金、そして税外収入で捻出し、足りない分を法人・所得・たばこ税の3税の増税等で賄うと報道されているようだが、どういふことなのかといった質疑があり、総務課からは、国のそういった方針についてはまだ決定したことではないと認識している。今後、国の動向を注視していくとの説明がありました。

また、ほかの委員より、この請願は、平和を壊す大軍拡は駄目であり、そのための財源として、命、暮らしに関わる財源が削られたり、大増税になるようなことは駄目であるとの趣旨だと思う。憲法第9条や新庄市平和都市宣言の願いそのものであることから、この請願に賛成するとの意見があり、他の委員からも、憲法第9条を持つ国として戦争のない平和な日本にすることには異存がないために、請願本体に賛成するとの意見がありました。

ほかの委員からは、防衛費の増額を確保する措置法など国の動向を注視し、それから議論してもよいのではないか。継続審査にすべきと思うとの意見や、請願事項にある「幅広い協同を広げ」という部分、これが不明である。請願者から話を聞くことも含め、もう少し議論が必要と思うとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、自分の国は自分で守るのが大原則、ある程度の自主防衛力が必要と思う。今の日本が大軍拡になっているのか。大軍拡という言葉の中身を慎重に聞いて判断する必要があるのではないかといった意見が出されました。

その他、委員間で討議されましたが、継続審査とすることに関して採決した結果、請願第1号については継続審査すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

請願第1号平和、命、暮らしを壊す大軍拡、大増税反対についての請願について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 賛成ですか、反対ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 継続審査に反対で、請願に賛成です。

**佐藤卓也議長** ただいまの討論は、継続について反対か賛成かの討論です。どちらでしょうか、もう一度お伺いします。

1 番(佐藤悦子議員) 継続審査には反対です。請願に賛成です。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員に申し上げますが、討論の対象は、委員長報告にあった継続審査に反対か賛成かに限られますので、継続に反対の討論か賛成の討論かをお答えいただきたいと思います。

佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) もう一度言います。継続審査に反対です。

**佐藤卓也議長** それでは、佐藤悦子さん。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 私は、総務文教常任委員長の報告が継続審査となっていますが、これに反対です。

私は、請願は採択すべきだと考えます。

「前衛」2023年6月号に載っていた「室蘭工業大学大学院教授清末愛砂さんに聞く」という文から学びつつ述べさせていただきます。

理由は、軍事力に依存する政治を許してはいけないということです。

昨年12月に発表された3文書は、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画という文書です。これは明らかな大軍拡、軍事費拡大、防衛費大増強を宣言したものです。中でも防衛力整備計画では「2023年度から2027年度までの5年間における本計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度とする」と書いてあります。この計画でスタンド・オフ防衛能力、つまり敵とみなした相手国の対空ミサイルの射程圏の外から砲撃できる能力を反撃能力として打ち出しています。反撃能力と書いていますが、先制攻撃につながり得るものです。反撃能力と称して日本が先制攻撃を加えていくことで、戦争になり得るものです。

南西諸島が強く懸念の声を上げています。石垣島では、今進められている他国の基地が射程距離に入るような敵基地攻撃能力のある長距離ミサイルの配備を認めない意見書を市議会で可決しています。長距離ミサイルで容易に届く距離のところにミサイルを配備するわけですから、まさに南西諸島の人々は戦争が極めて近い状況を常に強いられるということになります。これは大変危ない状況です。

軍事力で日本を守れるのか。この3文書の大きな狙いは、日本の軍事的優位性を確保することにあります。これだけ莫大な大金をかけて、日本を実際に守れるのか。軍備で国防というのは無理なことです。

抑止力の強化というのは、軍事的な優位性、自分たちが強いということを見せつけて、それによって相手を攻撃できなくさせる、つまり服従させるという発想です。それは安全保障のジレンマとして、軍備を増強すると相手方も軍拡が進み、緊張が高まり、どうにもならなくなるということです。

こうした軍事力に依拠して自分の威力を見せつける発想は、DV(ドメスティックバイオレンス)と一緒にです。自分の意に沿わないことを

したら攻撃してたたくということです。DV被害を受けている人は、いつパンチが飛んでくるか分からない、いつ言葉による暴力が飛んでくるか分からないので、家の中は戦場と同じです。

日本国憲法は、戦争や暴力のない社会をつくることを目指しています。私的な人間関係においても、非暴力の発想が社会に広がらなければ、職場や学校でいじめをなくすことができません。

平和的生存権をうたう憲法を持つ国として、ウクライナに首相は「必勝しゃもじ」を贈ったそうですが、そうではなく、ロシアに対して、軍事侵略はやめろ、即時撤退しろと、きちんと言わなければいけません。

韓国や北朝鮮や中国と丁寧な話し合いを持つべきです。話し合いを繰り返すことで、東南アジア諸国連合は50年以上、戦争のない地域をつくってきました。東南アジア諸国連合と日本が結んだA O I P構想には、包摂的に、つまり包み込んで協力し合うということで、日本も中国もアメリカもこれに参加しています。この立場で話し合いをする外交が必要です。

私たちの大切な子供や孫が戦争で傷ついたり死んだりすることを誰も望まないのではないでしょう。

そういう意味からも、私は請願を採択すべきだと考えます。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号平和、命、暮らしを壊す大軍拡、大増税反対についての請願については、総務文教常任委員長より継続審査の申出がなされてお

りますので、継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

請願第1号について、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**佐藤卓也議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、請願第1号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

## 産業厚生常任委員長報告

**佐藤卓也議長** 日程第2議案第60号新庄市消防団条例の一部を改正する条例についてから日程第6請願第3号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長新田道尋さん。

(新田道尋産業厚生常任委員長登壇)

**新田道尋産業厚生常任委員長** それでは、私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願2件です。

審査のため、6月15日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

議案第60号新庄市消防団条例の一部を改正する条例については、環境課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、今回の改正は何年ぶりの改正となるのかとの質疑がありました。環境課からは、前は平成27年度に報酬額を引き上げる改正をしているとの説明がありました。

ほかに報酬等の団員個人への直接支払いについての質疑がありましたが、採決の結果、議案第60号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、成人福祉課及び税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、これまで制度の周知はどのようにしているのかとの質疑がありました。税務課からは、市報やホームページで周知を図り、納税相談であったり申告相談において対応しているとの説明がありました。

また、令和4年度は1人しか減免の該当がないが、対象となった方はどのぐらいいたのかとの質疑がありました。税務課からは、申請があり、対象となったのは1件であるとの説明がありました。

ほかに制度の周知方法についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第61号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例については、上下水道課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、県内の状況として、従量制を取っているところはどこぐらいかとの質疑がありました。上下水道課からは、農業集落排水事業を行っている10市のうち7市が従量制を取っているとの説明がありました。

また、従量制に移行すると経費回収率は改善される見込みかとの質疑がありました。上下水道課からは、定額制から従量制にした場合、年間で950万円ほど増収になるのではないかと試算しているところである。3年間の特例措置を設けるため、4年目からになるかと思うが、経費回収率としては90%近くまで行くのではないかと見込んでいるとの説明がありました。

また、他の委員からは、水道のみ使用・井戸水のみ使用・併用と分類されているが、使用料はどのように変わるのかとの質疑がありました。上下水道課からは、水道のみの場合については水道メーターの検針値を基準とした使用料体系となり、井戸水のみの場合では1人当たり6立方メートル掛ける世帯人数となる。併用の場合は水道メーターの検針値と1人当たり3立方メートル掛ける世帯人数が加算されるとの説明がありました。

また、井戸水のみ使用の場合、6立方メートルに換算することだが、不公平感が発生しないのかとの質疑がありました。上下水道課からは、昨年6月から10月にかけて井戸水・水道水の使用実態調査をさせてもらったところ、1人当たり6.9立方メートルという計算値となることから、妥当な数字ではないかと捉えているとの説明がありました。

ほかに住民への周知についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第62号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第2号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について及び請願第3号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願については、件名及び内容が同じであることから一括審査することとし、請願第2号及び第3号の紹介議員と農林課の職員の出席を求め、紹介議員からの趣旨説明の後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、認定農業者以外の

多様な担い手とはどういった方が対象となるのかとの確認があり、紹介議員からは、兼業農家の関係の方々を示していると考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、この請願については必要だと思う。これから農村基本法の見直しを行おうとしている矢先であるため、ぜひともよろしくお願ひしたいといった意見が出されました。

その他、委員間で討議をした後、採決した結果、請願第2号及び請願第3号については全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第60号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号新庄市消防団条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、議案第61号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 委員長の丁寧な報告、大変勉強になりました。

その中で経費回収率というお話がありまして、答えとして950万円増収と試算しているということでした。

3年の緩和措置があるようなんですが、特例措置とも言っていますが、これは毎年950万円増収になるのか、それとも3年の特例措置及び緩和措置の間はそれに沿って少しずつ上がって、4年目から950万円の増収となるので

しょうか。

この増収というのは、結局、使用料が大幅に値上げになるということではないかと思いますが、どうですか。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 議長、新田道尋。

**佐藤卓也議長** 産業厚生常任委員長新田道尋さん。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 3年後の4年目から、さきに報告申し上げましたけれども、950万円の増収となるということで、段階的に毎年少しずつ上がっていくわけです。経過措置が3年間ございますので、その間の数字は特に出していませんが、順を追ってだんだんその950万円に近づいていくという計算になります。そういうことでありました。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） よく分かりました。4年目から950万円の増収になるということで、つまり、今の農業集落排水事業に参加し、お金を払っている方々は950万円負担が上がるということになります。

本会議の最初の総括質疑のときに私が申し上げました。ある6人世帯のお宅では4,500円、月々上がるということで、大変困っている状態です。電気料とかほかのものも大変な物価値上げの中で、どうやって暮らしていったらいいのかと悩んでいるときに、市の公共料金がこのように上がるというのは、暮らしていけなくなる。農家をやっている方が集落排水の地域は多いので、農家を続けられないと考えている上に上乗せして生活が厳しくなっていく、何を削ったらいいいのか、食料を削るのかと、こういうふうにして生きておられるわけです。

こういうところに市が負担増を押しつけてしまうというのは、その地域に住んでいられなくしてしまうことなる、つまり人口減少に拍車がかかる、そういうことではないかと思うんですが、そういう議論はなかったでしょうか。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 議長、新田道尋。

**佐藤卓也議長** 産業厚生常任委員長新田道尋さん。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 農集を使っている方から見れば増額になるということで家計に影響する、これは分かりますが、今まで農集以外の方は同じように下水道料金を払っているわけで、それに肩を並べるということで、逆に言えば、今まで安いものを使って使用料を払っていたということになるんじゃないか。

さっき報告申し上げましたとおり、10市中7市が従量制を取っている、定額制から一般の下水道料金に変えているという状況から見て、今後も各県に肩を並べてやっていくということで、平等性を保っていくということから改正したということでございますので、御理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 農業集落排水関係の地域にいらっしゃる方々というのは、多くは田んぼなどを持っており、この地域の環境を守ってきた立場にある大切な、地域に住んでくださっている方々なんです。そういう農村の水を守る、きれいな水を守るという立場から、今までこのように比較的下水道に比べれば安価な料金で設定して、その地域に住み続けられるように支援してきた、これは私はいいい考えだと思うし、これを改めてまちなかの下水道と同じようにしていくということは、農村地域に住みづらくしていく一つではないかと、また家族をばらばらにしていく一つではないかと私は考えるんですが、そういう議論はなかったでしょうか。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 議長、新田道尋。

**佐藤卓也議長** 産業厚生常任委員長新田道尋さん。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 農村の方々においては、今までの努力は、おっしゃるとおり大変いいことをやってくれていたと思いますけれども、市全体として今後どういう方向でいくかと

なれば、やはり皆さんと同じような方法で一緒にやっていくということで、今までの安い分は得したんじゃないかと考えられることから、この料金にぜひ慣れていただきたいと思います。

特にそういう議論はありませんでした。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号新庄市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第62号について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**佐藤卓也議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号及び請願第3号については、件名、内容が同じ請願でありますので、一括し

て質疑、討論、採決を行います。

それでは、請願第2号及び請願第3号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号及び請願第3号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、請願第2号及び請願第3号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願については、委員長報告のとおり採択されました。

## 日程第7議案第33号令和5年度 新庄市一般会計補正予算(第1号)

**佐藤卓也議長** 日程第7議案第33号令和5年度新庄市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。



7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 2つについて質問させていただきます。

予算書8ページ、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金について、もう一つが予算書11ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費の地域づくり支援事業費について質問させていただきます。

初めに、地方創生臨時交付金なんですけれども、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業をはじめとする各種物価高対策事業の財源として充てるということで2億756万4,000円が交付されておりますけれども、具体的にこの交付金を通して活用される事業についてお聞かせください。

あともう一つなんですけれども、地域づくり支援事業費ということですが、こちらは地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図って、地域の連帯感とか自治意識を高揚させるためのコミュニティ活動を行っている団体に助成金を交付しているものだと思うんですが、今年度はどちらの団体に交付される予定なのか、それぞれの交付金額と内容も含めて教えてください。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、地方創生臨時交付金の活用項目という御質問でございますので、私からお答え申し上げます。

こちらにつきましては、今、議員おっしゃったような物価高騰対策ということで、国の予算が1兆2,000億円、予算化されている中で、そのうち5,000億円が低所得者支援枠、7,000億円が物価高騰対策の様々なメニューに充当できるものとなっております。

歳出を読み上げて、活用しております事業を御説明申し上げます。

初めに、11ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費ですけれども、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援ということでの1億1,055万5,000円、こちらが低所得者支援枠の5,000億円の分を活用した事業となっております。

続きまして、その下の障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金525万円、今から申し上げますのは普通の一般メニューの活用の方になります。

続きまして、めくっていただきまして12ページ、老人福祉事業費の介護保険事業所等の物価高騰対策支援給付金625万円。

続きまして、14ページ、畜産業費になります。畜産経営継続支援給付金1,180万円になります。

続きまして、15ページの商工振興費の物価高騰対策の生活応援商品券支給業務委託料1億1,698万5,000円。

最後になりますが、17ページから18ページにかけて、小中・義務教育学校の学校給食の高騰対策の支援業務補助金ということで、小中・義務教育学校を合わせまして1,370万円ほど活用しているということになっております。

各課に事業が分散して充当しているという活用内容になっております。

続きまして、コミュニティ助成事業補助金につきまして230万円の補正予算とさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては自治総合センターの宝くじの収益金を充てている、助成金を頂戴して、対象となる団体に補助しているところになりまして、今年度は大正町と飛田の町内会にはっぴ等の活動備品を整備するための補助を行うということになっております。当初予算で250万円ついておりますけれども、内示額が480万円ということで、2団体分の内示がありましたので、不足分を追加するものであります。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 具体的に交付金を活用する事業を教えてください、ありがとうございます。

こちらの地方創生臨時交付金は、これで全部予算化されているということなんでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 こちらにつきましては、低所得者枠につきましては、内示、限度額で来ている金額よりも実際にかかる金額が多くなってございまして、1億1,055万5,000円というのは枠配分で来ている金額よりも多く充当しております。これにつきましては、かかった金額が後ほど交付される見込みだということで、ちょっと多めにしているところでございます。

一方の様々なメニューにつきましては、残り2,830万円ほどまだ枠があるという状況になっております。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 2,800万円の枠があるということですので、市民の皆さんにとって一番いい形で活用していただきたいと思います。

また、商品券に一般財源も入れているということですので、物価高に皆さん本当に苦しんでいるところもありますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

コミュニティ助成事業補助金について、こちらは毎回2団体ということで、各町内の輪番制みたいな形になっているんでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 輪番制と申しますか、要望されている団体がございまして、交付される金額に応じて、優先順位と申しますか、早く要

望されているところから交付しているような状況になっております。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまの山科春美議員のお話の中で出された内容に関わって、もう少し、市民にとって、どういう方々がどのぐらいなのかということでお聞きします。

11ページ、3の1の1の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の内容は、どういう方々にどのぐらい、どのように支給されるのか。

それから、同じページ、11ページの3の1の3の障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金の内容も、どういう内容で、どのぐらい支援されるのか。

それから、12ページの3の1の5で介護保険事業所等物価高騰対策支援給付金、これもどのような事業所にどのぐらいずつ給付されるのか。

それから、これは先ほど話になっていませんでしたが、12ページの3の2の2で子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯分）3,000万円と出ていますが、これは1世帯当たりどのぐらい給付されるのか、お願いします。

また、12ページの3の2の5、子育て世帯生活支援特別給付金、これについても、どのような方々に幾らぐらい支援されるのか。

また、14ページの6の1の4の畜産経営継続支援給付金、これもどのような方々に幾ら、どのようにして支援給付されるのか。

また、15ページの7の1の2、原油価格・物価高騰対策生活応援商品券支給業務委託料、これは市独自の商品券で、全市民1人3,000円までは聞きましたが、そのほか説明があればお願いします。

そして、17ページから18ページの10款に学校給食物価高騰対策支援事業費補助金が出ていま

すが、小学校、中学校、義務教育学校が出ていますが、1人1食当たり幾らぐらい上がったのか。また、もう一つお聞きしたいのは、就学前の教育・保育施設の給食費負担増はどうなっているのか、お願いします。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也** 議長 成人福祉課長兼福祉事務所長横山浩さん。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 それでは、新庄市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の事業内容ということで御説明させていただきます。

このたびの事業は、エネルギー・食料品等の物価高騰による影響を受けている非課税世帯の生活を支援する目的で、1世帯当たり3万円の給付になります。

対象者としては、令和5年6月1日現在において新庄市の住民基本台帳に登録され、かつ世帯全員の令和5年度住民税均等割額が非課税である世帯を対象としております。

支給の方法でございますが、補正予算可決後に対象者に案内を通知し、申請書等を世帯主宛てに送付し、申請書を受領後、順次支給を開始していきたいと考えております。

次に、障がい福祉サービス事業所の給付金関係でございますが、障がいの施設を運営している事業所に対して、事業経営の負担を軽減し、安定的なサービスを提供できる体制を維持するための給付金でございます。

1事業所当たり、各事業の体系がございしますが、訪問、相談等の事業所に対しては5万円、通所系の事業所に対しては10万円、居住系の施設に対して10万円を給付するものでございます。

対象者は、令和5年6月1日時点において新庄市内に所在し、事業を実施している施設に対しての給付になります。

給付の方法でございますが、先ほどと同様に

補正予算可決後に案内を通知し、申請書を受領、決定し、順次給付を開始していきたいと考えております。

同様に、介護保険事業所等でございますが、こちらにも新庄市内で事業所を運営している施設に対しての給付になりますが、1事業所当たり、訪問、居宅支援事業関係の事業所に対しては5万円、通所系、小規模多機能及び入所系の50人未満の施設に対しては10万円、入所系で50人以上の施設に対しては20万円を交付するものでございます。

支給方法、対象者等は、障がいと同様になっております。

以上でございます。

**鈴木則勝** 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。

**佐藤卓也** 議長 子育て推進課長兼福祉事務所長鈴木則勝さん。

**鈴木則勝** 子育て推進課長兼福祉事務所長 子育て世帯生活支援特別給付金についてでございます。

独り親世帯分、独り親世帯以外分とございますが、いずれも国の事業として昨年度に引き続き実施するものとなってございます。

食品等の物価高騰に直面し、影響を特に受けます低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより生活の支援を行うものでございます。児童1人当たり5万円の支給となっております。

対象者につきましてですけれども、独り親世帯につきましては、令和5年3月分の児童扶養手当の受給の対象となっている方、あるいは児童扶養手当を受給してございませんが、食品等の物価高騰の影響により直近の収入が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入になる方を対象としてございます。

独り親世帯以外分につきましては、令和4年度同様の特別給付金（独り親世帯分）を受給された方、住民税非課税相当の方となります。

そのほか、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童、障害児の場合は20歳未満の方を養育されている方で、直近の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になられた方を対象としてございます。

支給の方法につきましては、補正予算を可決いただいた後、速やかに通知、連絡して支給の手続を進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**佐藤卓也議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** それでは、補正予算書14ページ、畜産業費、畜産経営継続支援給付金について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、市内で畜産業、乳用牛、肉用牛の生産経営を営む方に対しまして、経営を継続するために支援金を給付するものがございます。

こちらにつきましては、1頭当たり1万円ということで、乳用牛、肉用牛それぞれにおのおの1万円を支払うもので、対象としましては約80件を想定しております。

現在想定しております頭数につきましては、毎年2月1日現在で統計を取っておりますけれども、この定例会補正予算の可決後に、直近の7月1日現在の頭数を把握しまして、その頭数で給付したいと考えてございます。可決後に対象農業者に通知をいたしまして、給付金の申請をいただき、速やかに給付したいと考えてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** それでは、私から、物価高騰対策事業費の物価高騰対策生活応援商品券支給業務委託料の内容について御説明します。

まず目的といたしましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けております市民生活を支援するため、1人当たり3,000円

の商品券を配布し、市民生活の支援を行うものがございます。

対象者は、6月1日時点で市内に住民登録がある方、今のところは約3万3,000人を想定してございます。

スケジュールといたしましては、補正予算可決後、8月1日より郵便にて各世帯へ商品券を配布、商品券の使用期間は9月1日から12月末までの4か月間を想定してございます。

以上でございます。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、17ページ、18ページにございます学校給食物価高騰対策支援事業費補助金について御説明いたします。

先日の一般質問におきましても議員の御質問の中で説明させていただいておりますけれども、学校給食運営協議会におきまして、今年度、昨今の物価高騰におきまして1食当たり30円の値上げが必要だという話が出されておりました。それにつきまして、今回、こちらを活用させていただくことによりまして、1食30円、小学校は1食当たり300円だったものが330円に、中学校は1食当たり360円だったものが390円ということで、学校給食の運営ができるようになりました。

以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 最後の学校給食の1食当たり30円値上げが必要だという部分を支援するという事は分かりました。大変よかったですと思います。

就学前の教育・保育施設でも給食を提供しているわけですが、その負担増についての市の対策はどうなっているのでしょうか。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 子育て推進課長兼福祉事務所長鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 保育施設につきましては、まだ現状を把握しておりませんので、今後必要があるかどうか等を踏まえながら、必要があれば必要な対応等を検討しなければいけないかと思っておりますが、現段階のところではまだ手当ですということは考えていないところでございました。

以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 子供が栄養を取ることと安全な食料を保障することから、安かろう悪かろうになっては子供たちがかわいそうだというか、子供の健康、精神的にも肉体的にも不健康なことになっては大変なことになりますので、私はすぐ調査をし、足りない分は就学前の教育・保育施設について対策すべきだと思うんですが、どうですか。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。

佐藤卓也議長 子育て推進課長兼福祉事務所長鈴木則勝さん。

鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 保育施設にお伺いして、状況等をお聞きしていきたいと考えております。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号令和5年度新庄市一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第8議案第34号令和5年度 新庄市下水道事業会計補正予算 (第1号)

佐藤卓也議長 日程第8議案第34号令和5年度新庄市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号令和5年度新庄市下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

佐藤卓也議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時29分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日 程 の 追 加

佐藤卓也議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長八鍬長一さん。

（八鍬長一議会運営委員長登壇）

八鍬長一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告申し上げます。

本日、先ほど午前11時17分から議会運営委員

6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第63号令和5年度新庄市一般会計補正予算（第2号）、議案第64号財産の取得について、議案第65号明倫学園グラウンド整備工事請負契約（令和4年議案第36号）の一部変更について、議案第66号明倫学園建物周辺外構工事請負契約（令和4年議案第50号）の一部変更について、以上の議案4件と議会案第2号食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についての議会案1件並びに議員派遣について及び閉会中の継続調査申し出についての計7件、以上を本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願ひします。

佐藤卓也議長 ただいま議会運営委員長から報告がありました補正予算1件、議案3件、議会案1件、議員派遣について、閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、補正予算1件、議案3件、議会案1件、議員派遣について、閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、追加日程に入ります。

## 日程第9議案第64号財産の取得 について

**佐藤卓也議長** 日程第9議案第64号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第64号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、ロータリー除雪車を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

取得する財産は1.5メートルクラスのロータリー除雪車であり、財源につきましては緊急自然災害防止対策事業債を活用することといたします。

契約方法は指名競争入札による物品購入契約とし、本市に本店または営業所を有する業者及びこれまで本市で納入実績のある業者を含む5者を指名し入札を行った結果、新庄市大字鳥越字熊ノ沢1496番地の31、寒河江重車輛株式会社新庄営業所から3,168万9,570円で取得するものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号財産の取得については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

## 日程第10議案第65号明倫学園 グラウンド整備工事請負契約（令 和4年議案第36号）の一部変更 について

**佐藤卓也議長** 日程第10議案第65号明倫学園グラウンド整備工事請負契約（令和4年議案第36号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第65号明倫学園グラウンド整備工事請負契約（令和4年議案第36号）の一部変更について御説明申し上げます。

本案につきましては、令和4年7月臨時会において御可決いただき、作業を進めております明倫学園グラウンド整備工事請負契約につつま

して、契約内容を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額を3億7,937万7,900円とするものであります。

主な変更の理由といたしましては、近年多発しているゲリラ豪雨などが今後も発生することを想定し、より早く排水を行い、安全性を確保するため、1か所を予定していた排水箇所に加え、旧沼田小学校プールの排水経路も再利用することとしたためであります。

排水箇所の増加に伴い、排水経路の一部を変更する必要が生じ、掘削、側溝の追加、残土の運搬処分等の費用を要することとなったため、契約金額の変更を行うものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号明倫学園グラウンド整備工事請負契約（令和4年議案第36号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

### 日程第11議案第66号明倫学園建物周辺外構工事請負契約（令和4年議案第50号）の一部変更について

**佐藤卓也議長** 日程第11議案第66号明倫学園建物周辺外構工事請負契約（令和4年議案第50号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第66号明倫学園建物周辺外構工事請負契約（令和4年議案第50号）の一部変更について御説明申し上げます。

本案につきましては、令和4年9月定例会において御可決いただき、作業を進めております明倫学園建物周辺外構工事請負契約につきまして、契約内容を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額を2億6,517万2,600円とするものであります。

主な変更の理由といたしましては、駐車場となる部分の掘削後の土壌が必要な強度を確保できない軟らかい土壌であったため、改良が必要となり、採石材料、敷鉄板などの仮設、残土の



運搬処分等にかかる費用が燃料をはじめとする資材の高騰により増加したため、契約金額の変更を行うものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明がありました議案第66号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 今回の理由を聞けば、駐車場の土壌改良の資材高騰のためということで、仕方ないかな、やむを得ないかなと思う内容でございます。

そこで、明倫学園の当初の計画の全体の建設予定額は幾らだったのか。そして今、完成しようとしているわけですが、最後の合計金額は幾らになるということになっているのでしょうか、お願いします。

**渡辺政紀教育次長兼教育総務課長** 議長、渡辺政紀。

**佐藤卓也議長** 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀教育次長兼教育総務課長** 明倫学園、当初設計時というか、事業開始時の予定の総事業費といたしましては57億円程度を見込んでいたところでございます。

今現在、外構工事、グラウンド工事終了を見込んだ上で、最終的な工事費といたしましては64億5,000万円程度になるかと思っております。

以上でございます。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子さん。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 一つ一つのときには、仕方がないかな、仕方がないかなと感じるところはあります。でも最初の入札のときから、高値落札であったり、そしてさらに1者だったりしたような気がしますし、そういう経過の中で契約変更、契約変更が行われ、このように大きくならざるを、一つ一つはならざるを得ないのかなと、認めざるを得ないのかなと感じてきたような気がしますが、しかしこのように毎回のようにならざるを、負担が上がっていくということは、市民全体に向ける市民のお金がなくなっていくということでもあるわけだろうし、こういうことを繰り返さないように、今後の公共事業の在り方として、学ぶべき点というか、今後に生かす点というか、そういうことはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

**渡辺政紀教育次長兼教育総務課長** 議長、渡辺政紀。

**佐藤卓也議長** 教育次長兼教育総務課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀教育次長兼教育総務課長** 学校建設に当たった部分でございますけれども、今回のことを受けまして、様々な契約の変更などを受けまして、様々な検証していかなければいけない部分が多々あったのかなと思っておりますので、そこを検証の上、今後の建設事業などに当たっては進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**小関 孝財政課長** 議長、小関 孝。

**佐藤卓也議長** 財政課長小関 孝さん。

**小関 孝財政課長** このたびの明倫学園、その他今後に係ることでございますけれども、財政課としましては、適正な入札の執行、かかる費用の詳細な精査、その経費が将来にわたってどのぐらい、例えば起債の償還ですとか影響を及ぼすのか精査いたしまして、今後の参考に、また

適正な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号明倫学園建物周辺外構工事請負契約(令和4年議案第50号)の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第63号令和5年度新庄市一般会計補正予算(第2号)

**佐藤卓也議長** 日程第12議案第63号令和5年度新庄市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第63号令和5年度新庄市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第63号令和5年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ203万1,000円を追加し、補正後の予算総額を195億6,670万1,000円とするものであります。

このたびの補正の内容につきましては、明倫学園建設工事において発生した残土の処分などの必要な費用を補正するものであります。

財源といたしましては、市債及び前年度繰越金を充て、対応してまいります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議案第63号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号令和5年度新庄市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議会案第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

**佐藤卓也議長** 日程第13議会案第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長新田道尋さん。

(新田道尋産業厚生常任委員長登壇)

**新田道尋産業厚生常任委員長** それでは、議会案第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年6月20日、新庄市議会議長佐藤卓也殿、提出者新庄市議会産業厚生常任委員会委員長新田道尋。

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書。

政府・与党による食料・農業・農村基本法の見直しは、法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えており、食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成・行動変容、農業の持続的な発展に関する施策および農村の活性化に関する施策など、多岐にわたる論点をふまえた法整備、関連施策の拡充・再構築、万全な予算措置が必要となる。

その一方で、人口減少・高齢化が深刻化するなか、持続可能な農業生産には、その基盤となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しにあたっては、農業・農村施策のフレームワーク全体の見直しも求めら

れる。

つきましては、将来にわたり国民へ安定的に食料を供給していくため、多岐にわたる基本法の見直しに際し、特に下記の事項について、生産現場の声として強く要望する。

1. 認定農業者等の担い手はもとより、「多様な担い手」が果たす役割は極めて大きいため、農村振興のみならず、農業振興の観点からも「多様な担い手」を基本法にしっかりと位置付けること。

2. 水田活用の直接支払交付金の見直しに止まらず、ゲタ対策等の経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、財務大臣宛、農林水産大臣宛。

以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいま説明のありました議会案第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思ひます。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第2号食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議員派遣について

**佐藤卓也議長** 次に、日程第14議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、配付しております名簿のとおり、全議員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

#### 日程第15 閉会中の継続調査申し出について

**佐藤卓也議長** 次に、日程第15閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について、各委員長より閉会中の継続調査の申出がありますので、申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については、各委員長の申出のとおり決しました。

### 閉 会

**佐藤卓也議長** ここで、市長より御挨拶がございます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 6月定例会、本会議の慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は4月における統一地方選挙後ということで、新しい議員の皆さんを入れての本議会ということで、互いに緊張感のある議会ではなかったかと思っております。

様々ないただいた意見については、これまで同様、真摯に受け止めながら市民生活の向上に向けて努力してまいりたいと思っております。

最後に明倫学園の御質問がございました。当初よりもかなり多くの金額がかさんだのではないかと。私も大変危惧しているところで、現場と話しさせていただいております。

思い出しますと、この間3年余り、忘れてしまうわけではありますが、ウッドショックということがありまして、資材が入らない、企業も企業活動ができないということで、入札不調、不調ということから始まったような気がしております。また、ここに来まして昨年からのウクライナへの侵攻における資材高騰、燃料高騰、現場における大変な要因が生じていると。

さらに、今言われている働き方改革ということで、土日の業務、あるいは時間外が制約されるなど、様々な条件が増している時代になっているなど。

当初からその膨らみを含めて予算をつくることもできず、途中の一つ一つの見直しによって、それが最適な高騰理由なのかということ吟味しながらしてきたわけでありましてけれども、今後もこうしたことが継続していくのかなと思っているところであります。

そんな中にありまして、決まった予算の中で、いかに少ない予算で最大の効果を上げるかという大きな課題もございますので、そこはしっかりと受け止めながら今後も進めてまいりたいと思っております。

また、今回の議会において私の進退についての伺いもございました。答弁させていただいたように、市民の皆さんの御判断を仰ぎたいというつもりであります。議会を通して、議会と議論を重ねながら、市民の生活の向上に向けて今後も努力してまいりたいと思っております。

議会における皆様方の御意見をさらに真摯に受け止めながら努めてまいることをお約束しまして、6月議会での御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**佐藤卓也議長** 以上をもちまして、令和5年6月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後0時05分 閉会

新庄市議会議長 佐藤卓也

会議録署名議員 亀井博人

〃 〃 高橋富美子